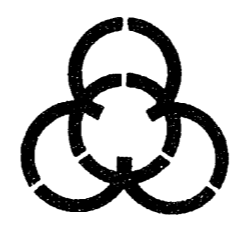


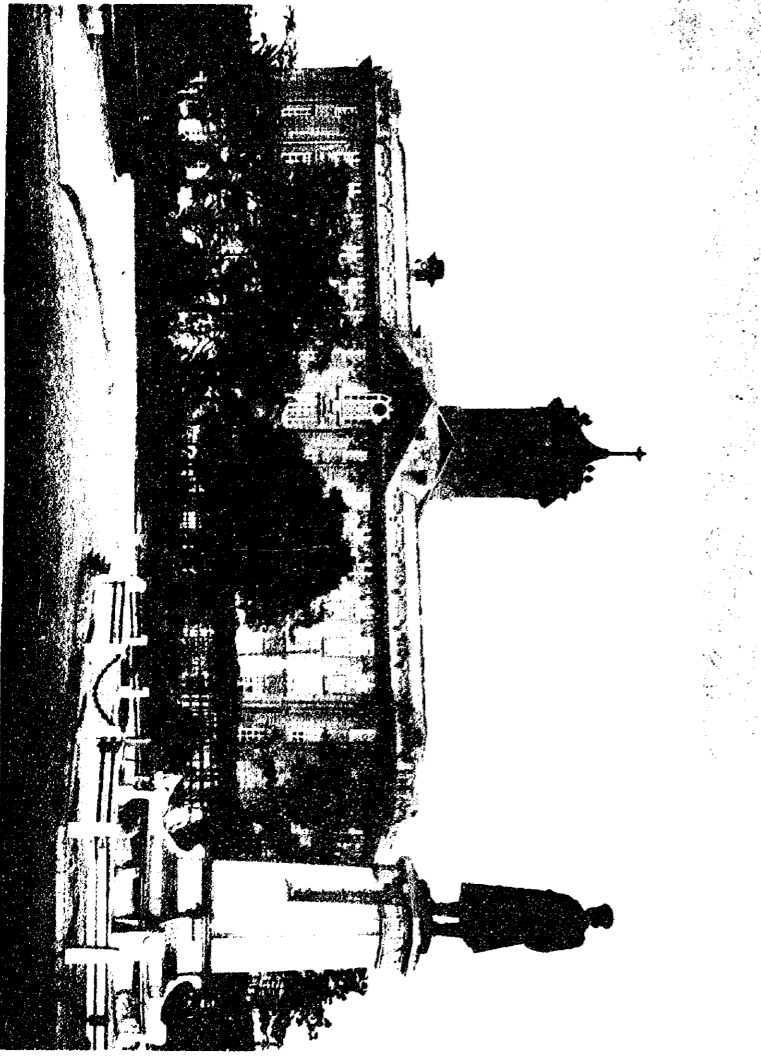
連大の業産



研究資料
分類 11 B
番別 4-3A
大分高商経済研究所

大 連 市 復 所



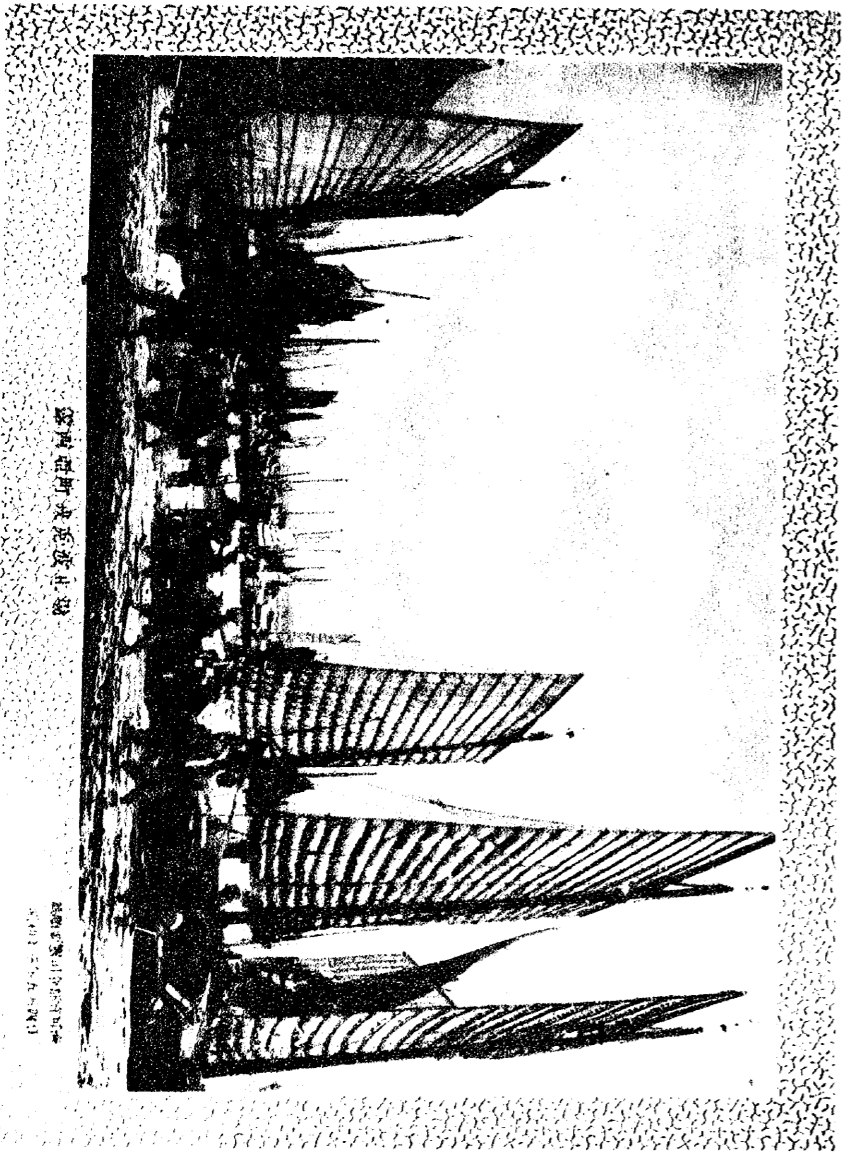


大連市役所

大連市役所
1911年

25×□

32×□



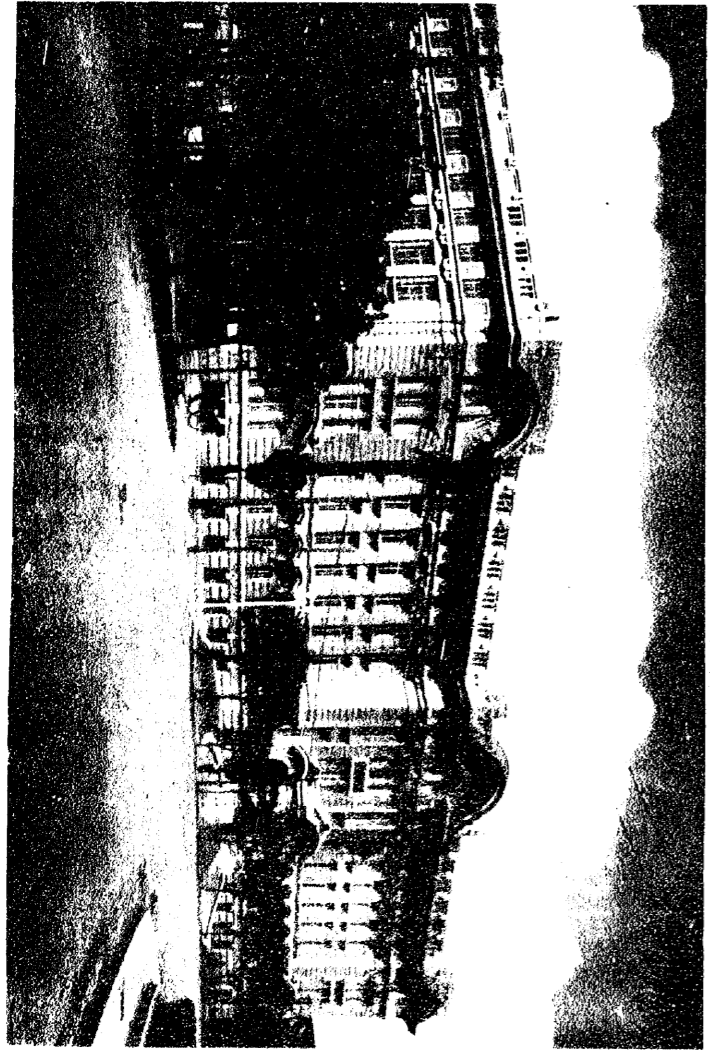
臺灣新竹 永安渡船

1911年

25x □

32x □

25x



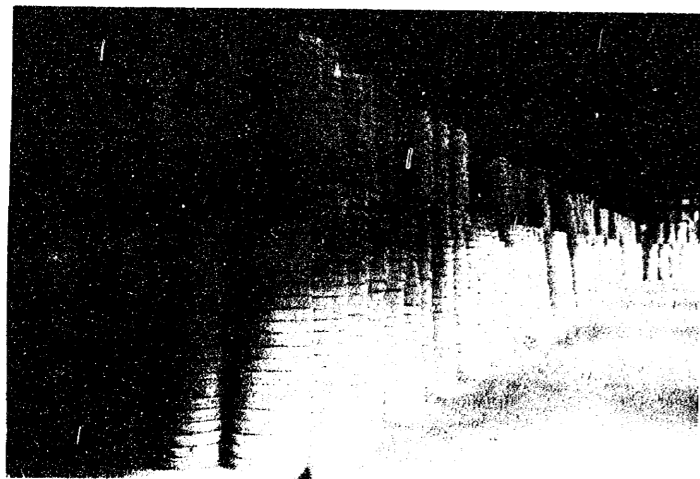
重慶物產大運集引路

重慶物產大運集引路
1945年11月1日

25×□

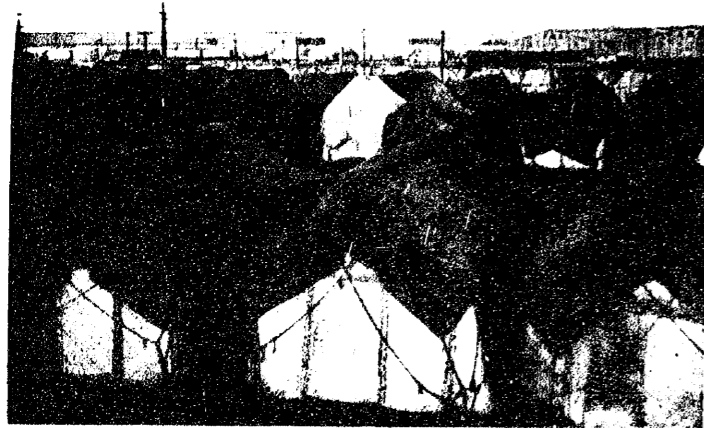
32×□

25×



埠頭倉庫内の豆粕

旅順支隊司令部許可済
昭和十三年五月四日



埠頭構内野積保管の特産物

旅順支隊司令部許可済
昭和十三年五月四日



特種荷役作業状況

昭和二十一年三月
三月二十一日



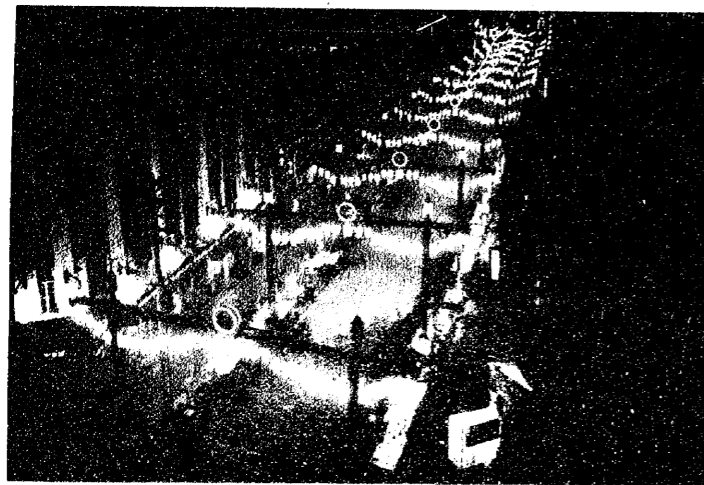
特種荷役作業状況

昭和二十一年三月
三月二十一日



常盤橋

映画委員会許可済
昭和十三年五月四日



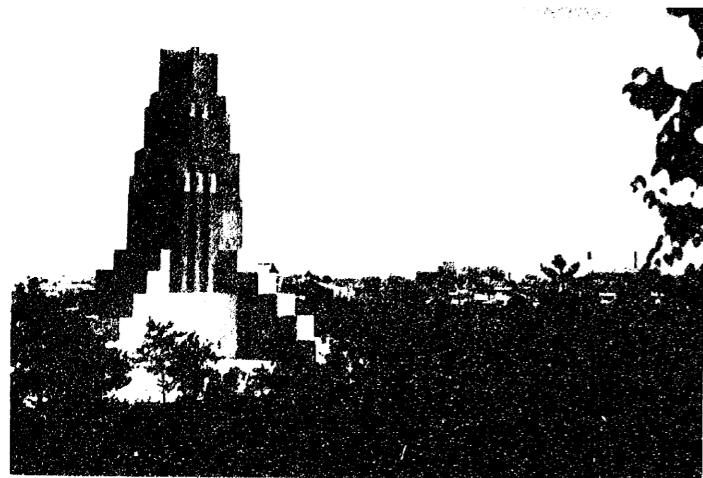
商店街 浪速町の夜景

映画委員会許可済
昭和十三年五月四日



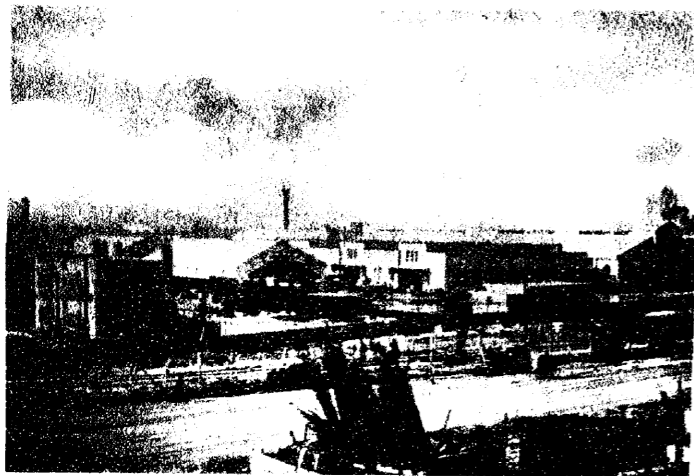
商店街・通銀街の夜景

原船場実司在館司可憐
昭和十三年五月四日



中央公園（前方に塔は黒塔）

原船場実司在館司可憐
昭和十三年五月四日



大連中央卸賣市場全景

旅順支隊司令部撮影
昭和十三年五月四日



大連中央卸賣市場 荷受實況の一部

旅順支隊司令部撮影
昭和十三年五月四日



倫敦聖馬丁路聖馬丁堂
St. Martin-in-the-Fields

大英海軍

25x

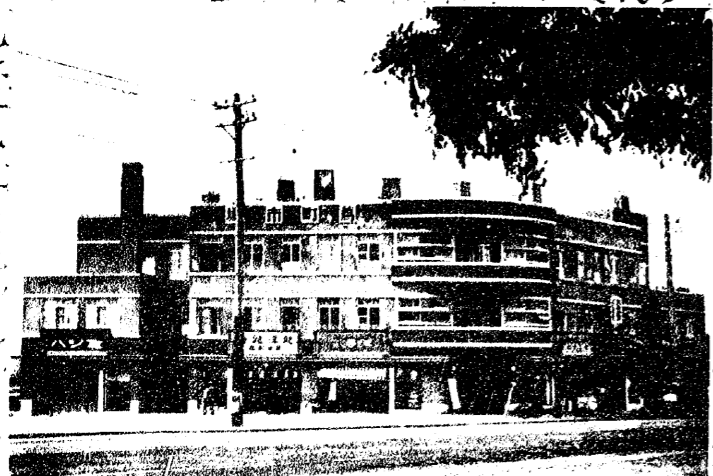
32x

25x



市設小賣市場(蘇州市場)

蘇州市場
民國二十九年四月



市設小賣市場(萬州市場)

萬州市場
民國二十九年四月

産業の大連

目次

第一章 大連の概況	一
第一節 沿革	一
第二節 地勢と氣候	三
第三節 戸數及人口	五
第四節 關東州政と稅制	七
第五節 大連市政	九
第二章 産業の大連	〇
第一節 總說	〇
第二節 工業都市大連	三
(一) 交通運輸の便否	四
(二) 原料の需要關係	五
(三) 生産品の販路	五
(四) 動力及燃料	六

目次

(五) 勞銀に就て……………二八

(六) 工業用水に就て……………三〇

(七) 關稅制度……………三三

(八) 州内工業の現勢……………三九

1 油房工業……………三九

2 機械工業……………四二

3 化學工業……………四四

4 食料品工業……………四五

5 セメント及石灰工業……………四八

6 硝子工業……………四九

7 煉瓦及瓦工業……………五一

8 織維工業……………五一

9 電氣及瓦斯工業……………五三

第三節 來將の新興工業……………六四

第四節 農業及林業……………八一

第五節 水産業……………八三

第三章 貿易都市大連……………八八

第一節 大連港灣設備……………八八

第二節 大連埠頭諸料金……………九一

第三節 滿鐵及市内倉庫料金……………一一〇

第四節 貿易の現狀……………一一六

第五節 大連港の將來……………一四六

第四章 商業……………一五〇

第一節 總說……………一五〇

第二節 銀行金融……………一五一

第三節 特産……………一五八

第四節 商店街展望……………一六六

第五章 市内交通……………一六八

第六章 雜……………一七八

第一節 公設市場……………一七八

第二節 市營中央卸賣市場……………一七九

第三節 屠獸場……………一八一

第四節 倉庫……………一八五

第五節 通貨……………一九〇

第六節 雜……………一九〇

目次

産業の大連

第一章 大連の概況

第一節 沿革

大連の地は、もと土俗に青泥窪（シベリヤ）と稱へられた一寒漁村で、明の嘉靖年間倭寇の來襲に備へるため築臺した遺蹟があることによつて、我が足利時代に於けるかの八幡船の帆影華やかにし頃に相當交渉があつたのだと云ふことを窺ひ得るのみで、他の何等史實に徴せらるべきものがなく、長汀曲浦、寄せては返す波濤は徒らに巖を搏ち霧を立籠めて蘆荻に蟹子の横行を恣にしめつゝ春風秋雨を迎送したに過ぎなかつた所である。

その國際的に現はれた濫觴は、清の末期咸豐八年、歐洲列強の極東政策が遂に北支那に事端を醸し、英佛聯合軍が北京、天津を攻略するに至つた砌、時の大老井伊直弼が衆議を排して對外修交を斷行した當時のことに屬する。其の時李鴻章が柳樹屯に要塞竝に棧橋を築いたので、單に軍事上世界の注目を惹いたが、日清戦争、三國干涉、遼東還付等幾多の變轉が周圍を繞つたに拘らず、露西亞が二千萬留の豫算を以て築港及市街の建設に著手した折でも大連の地域は東西青泥窪及黒咀子の三部落を合しても總戸數僅に四十戸に過ぎないものであつた。

極東に對して野望を藏する露西亞はグルニーと名付けて、巨費を投じ晝夜の分ちなく都市建設を怠いだものである古い歴史は暫く措いて四十年前を追憶すればわが日本民族海外發展の試練場であるといふ感を深うせざるを得ない明

治二十七年、八年の日清戦役に於いて一度は完全に日本の手中に收められてゐたものを、清國に對して虎視眈々たる列國の干渉に因つて、永久に忘るべからざる臥薪嘗膽の大恥辱を牢記せしめられたのである。次いで老獪なる露國の秘策に落ちて一再ならず屈辱を強ひられた日本であつた。露國は臆面もなく毒牙を伸ばし極東政府の顯現として旅順を強大なる海軍根據地とし、大連を自由貿易港として野望建設に邁進したのである。

だが極東は紅夷の跳梁に任かすべきでなく、隱忍自重を續けた日本も、露國の横暴を磨滅すべく遂に立つて正剣を抜いた。明治三十七、八年の戦役が即ちそれである。

斯てし大連は再び日本の掌中に納められた、春風秋雨三十年現在文化の都市として誇り得る大連は、尊き幾萬同胞の膏血を以て築かれたる殿堂である。

日露大戦後に於ける極度の國力疲弊は我が生命線として確保すべき南滿洲鐵道の經營すら一米人ハリマンに委任せんとせし事實さへあり、植民政策に多くの經驗を有せざる日本政府としては無理からぬことで、當時大連民政署當局が露國の大連都市計畫の一部を踏襲して一箇年五十萬噸の船舶を取扱ふほどの吞吐港をらしめようと企圖した位で、前途甚だ心細かりし計畫であつた當時を聯想して誠に感慨無量たらざるを得ない。

かくて最初の行政官廳たりし總督府が關東都督府となり、更に現在の關東局と變るまで三十有餘年、世帯も膨脹の一途を辿り、豫算二千六百萬圓を計上する今日に至つたのである。而して官廳豫算の大部分は擧げて都市建設の爲に投ぜられ、市區改善、道路、上水、下水、建築等凡そ國際都市としての條件を遺憾なく具備するに至り、遂に東洋屈指の大貿易港グレート大連をらしめた。

特に産業都市としての大連に一段の重要性を加へたるものに滿洲國がある。滿洲國獨立前に於ける滿蒙の我が既得權益は、横暴極まる東北軍閥の飽なき迫害を受け、權利行使の上に常に一抹の暗雲が低迷してゐた。

わが對滿政策が浮萍水草の如き状態を餘儀なくされたことも、障壁は東北軍閥の我が既得權益無視行爲の横行であらうことは一度滿蒙の地圖を開けば容易に首肯せる所である。嘗て胡蘆島に大規模の築港計畫を樹て、着々と完成を急ぎつゝあつたことは既に周知の事實である。胡蘆島開港の目的がわが大連港の機能に制肘せんとする野望以外になかつたことは、極めて明白であつて南滿洲鐵道を包圍する現狀線の敷設が實にそれを如實に物語つてゐる。

九、一八事變と稱する昭和六年九月十八日、柳條溝に於ける毎日挑戰の暴舉なかりせば、産業都市大連の明日を約束し得るや否やは極めて疑しい事態に置かれてゐたのであつた。跳躍的發展の途上にある滿洲國並に新に出現せる北支政權の確立は我が大連の消長に密接不可分の關係を有し、滿蒙の咽喉を扼する大連市が滿蒙開發の樞となり鐵道の終端港として將又中繼港として今後畫期的な伸展を齎すであらうことは最早贅言を要せぬ所であらう。

第二節 地勢と氣候

大連市は陸上大連と海上大連の二から構成されてゐる海港都市である。大連市今日の發達はこれを基盤として築かれたものである。即ち陸上都市大連の面積は露治時代百二十七萬六千七百八十五坪と註されたものが現在では三千七百二十六萬六千六百六十餘坪に擴大されてゐる。更に海上都市としての大連港灣は、大連灣の西半部を占むる約三千万坪の水域を有し、グレート大連は陸一、海一の比率より構成されてゐる。尚ほ水域の方は放泊區、柳樹區、大連區の三區に分たれ、その主要な部分が大連區の中に在るので、北東に向つて南方に約一里餘の防波堤が築られ、その堤内部の水域が九十九萬餘坪と註されてゐるが、高速度を以て伸展する陸上大連に押されて、狹隘を感ずる時期も遠き將來ではあるまい。

扱て緯度の上から見た大連市は、盛岡と略同様の北緯三十八度五十六分、東經百二十一度三十六分に位してゐて、

日本中央標準時からすれば西に一時間の時差を拂つてゐる。併し諸種の便宜上昭和十二年一月一日から内地時間に改正統一された。

今この緯度上のポイントである大連から、遙にその環境を眺めて見るに、東西及南の三方は總て海を以て濶包せられ、東は海上約四百軒を隔て、朝鮮を望み、西は渤海に直面して北支那に對し、南は黄海を隔て、山東省と相對してゐる。假に大連を中心として直徑千哩圏内を描くならば、この圏内には陸上では北京、濟南、奉天、京城が入り、海上では北支那沿岸の芝罘、威海衛、青島、大沽、天津の諸港、滿洲では營口、安東、朝鮮では鎮南浦、仁川の諸港がこの圏内に入る。

氣候は俗に大陸性氣候と云はれ、概念的に云ふ三寒四温で表現されてゐると考へる。勿論温和な日本内地とは比較にならないが氣候要素が違つてゐるのと、人工設備が完全である爲に却て文化的活動を妨げないやうに恵まれてゐる氣候の上から觀た大連は内地に於ける秋田と伯仲であり、山形、長野兩地方とは殆ど差異なく、平均氣温は一〇、二度となつてゐるが、大陸特有の激變性に富み、最寒期に入りては平均零下五度、最高一九、四度に達してゐる。

夏季はこれに反し平均二四、六度最高三五、七度を示して居り、京都地方と大差はない。降水量からすれば年總量六一八、六ミリ最も多い季節は七、八の二箇月で一六〇、九ミリ、寡ない二月の最低水量は九、二ミリである。大連の雨期と云はれる六、七月でも内地の梅雨期とは異り陰鬱さはなく、大抵の雨天は一兩日で快晴となる。

風向、風速の點からすれば、大連に於ける最多風向は四、五、六、七、八月は概ね南風で、九月から翌年の三月迄は北風と見れば大差はない。

霜は降霜初日平均十月三十日。終日四月二日、雪は十一月七日、三月二十八日が終日平均日となつてゐるが今日迄の最高記録は四月二十四日で、冬期間に於ける降雪日は僅に二十五日に過ぎない。また降雪量も比較的寡いが烈風吹き

荒む爲に交通障害、或は氣温低下して大連灣内が薄氷に閉されることもあるが、近年さうした現象を見ることは極めて稀であつて人口増加に伴ひ氣温の上にも妙からざる變化を齎してゐることはこの種統計が雄辯に物語つてゐる。

濕度は年平均に於て六十五度内外、最高は七、八月で八〇度前後、最低は十二月の六十三度であつて内地より乾燥の度が高く、大阪、名古屋、東京地方に於ける濕度八〇度乃至九〇度に比すれば天地雲泥の相違である。而も寒期に乾燥が甚しいので煖房装置によつて室内の温度を調節することは頗る困難で、保健理想と認めらるゝ温度は未だ發見されないが兎も角大連は内地に比して乾燥度の高いことは窺はれよう。

一體に滿洲は快晴の多いことで恵まれて居る。殊に八月以降の好晴は大連人にとつて最も喜ばれる季節で雨季と云はれる季節ですら一家一本の雨傘を用意してゐない家庭はざらにある。今一箇年間に於ける各地の晴曇の平均日数を参考までに掲げて見るに次の如くである。

地名	種別	快晴日	曇天日	降雨日	降雨日
京	京城	六五	一〇七	一一二	一〇九六
大	大連	四一	一四〇	一八五	二一四
東	東京	四五	一一六	一六七	一五八九
八	八戸	五七	四九	一三三	一三七〇
大	大板	一七	八〇	一四八	一五三八
連	大連	一六	八一	一四九	一五三三

第三節 戸數及人口

第一章 大連の概況

大連市の戸数は昭和十二年十二月一日市域擴張せられしにより總戸數九三、三四五戸となり其内内地人三二、七二七戸、朝鮮人七五八戸、滿洲人五九、二九〇戸、外國人五七〇戸これを前年同期に比ぶれば三五・一%の激増となる。人口は四九三、五三二人で前年同期に比し三二・三%の激増を示し國籍別に見れば内地人一五三、六五七人、朝鮮人三、六六七人、滿洲人三三四、三二〇人、外國人一、八八八人、之を男女別に見る時は男百人に對し女五十五人の割合である之は過半数を占むる滿洲人の單獨生活者の多き爲であるが各國人を通じ女子が男子に比し小數なることは否めない事實である。

尙グレート大連の要地よりすれば市部の外に會屯がある、其一部は市域擴張により編入せられしも其包含する人口を合すれば實に五四六、八一七人となり、内地六大都市に次ぐ大都市を構成して居る。

大連戸口累年表

年次	戸數	人口	年次	戸數	人口
明治三十九年	五〇、四七	一八、八八二	大正十一年	二五、三三七	一四二、一五六
同 四十年	八、〇二	三三、四〇八	同 十二年	二六、〇一一	一四五、六八四
同 四十一年	九、八〇五	三八、一一二	同 十三年	三五、三七二	一八三、二〇〇
同 四十二年	一〇、一一八	三七、八一九	同 十四年	三七、四八七	一九七、九〇九
同 四十三年	一〇、八四一	四〇、六七三	昭和元年	三八、六二二	二〇二、〇六九
同 四十四年	一一、六八二	四七、三九八	同 二年	四一、二八四	二一七、〇八〇
大正元年	二、八〇八	四九、七三三	同 三年	四四、〇三三	二三三、八四七
同 二年	二、二七〇	五六、〇九三	同 四年	四八、二四五	二五八、七九四

年次	戸數	人口	年次	戸數	人口
同 三年	一三、〇〇八	五七、五二九	同 五年	五二、四三八	二八一、六四一
同 四年	一五、〇六六	七七、一八四	同 六年	五一、二六四	二七三、一五三
同 五年	一五、九〇九	八三、〇五四	同 七年	五三、八三一	二八五、一六四
同 六年	一七、三〇三	九〇、三八五	同 八年	五七、七八八	三〇九、八二七
同 七年	一九、〇〇一	一〇八、二二八	同 九年	六一、一八八	三二七、四三三
同 八年	二一、五四一	一三四、七六九	同 十年	六六、九三四	三六二、八六八
同 九年	二二、五四一	一四五、九六八	同 十一年	六九、一〇二	三七二、九二五
同 十年	二三、六二八	一三一、一〇六	同 十二年	九三、三四五	四九三、五三三

殊に特筆すべきは大連の人口が實に動性に富んでゐることである、動的大連の膨脹は米國シカゴに次いで世界第二位膨脹振りを示してゐる。

明治三十九年末即ち日露戦役直後に於ける總戸數五千四十七戸、人口一萬八千八百八十二人内邦人の戸數一千九百九十三戸、人口八千二百四十八人でスタートを切つたものが大正四年末には總戸數一萬五千六百六十六戸、人口七萬七千八百八十四人、内邦人戸數九千八百六十六戸、人口三萬八千四百三十八人に激増してゐる。越えて大正九年に至り更に異數なる伸張を加へ總戸數二萬三千三百二十戸、人口十四萬五千九百六十八人内邦人戸數一萬一千四百六十一戸、人口五萬三千九百二十一人に増大し、爾來逐年膨脹の一路を通り、昭和十二年十二月一日には總戸數九萬三千三百四十五戸、人口四十九萬三千五百三十二人を抱擁する大都市となつた。

第四節 關東州政と税制

わが國は國力を賙して極東を累卵の危地より救ひ得て、關東州租借權並南滿洲鐵道の權利を露國より繼承し日本政府の直轄機關として關東都督府を設置して州内文化政治に第一歩を進めることゝなつた。

これより先き明治三十七、八年戰役に際し我軍は一時の便法として隨時占領地に軍政署を設置して軍政を布き治安の維持に當つたのであつた。然るに戰局が益々擴大するに隨ひ、三十八年五月占領地民政署に關する規定が公布され同年六月九日關東州民政署の編成を完結し、滿洲軍總司令官の隸下にこれを大連に置き、旅順及金州の二箇所を支署として軍政隸下に民政を施行するに至つたものである。當時に於ける關東州民政長官は滿洲軍總司令官に隸屬し、州内の安寧秩序を保持し、諸般の軍務を補助する任務となつてゐたが明治三十八年九月五日ポーツマス條約の結果、日露兩國の平和克復に伴ひ、日清戰後協約によつて名實共に露國の有する權利の總てを掌中に納むることになつたのである。爾來この條約を基調として、一切の方面に於て平時の施設に移るの必要を認め、滿洲に於ける最高行政機關として戰後の殘務に執掌し、關東州内の軍政を監督し、兼ねて租借地及鐵道附屬地の守備に任じた關東都督府は、三十九年七月に至りて都督府官制公布によつて明治四十年末限り從來の便法を廢止することゝなり、初代關東都督として大島大將の就任を見、これによつて始めて軍政は撤去されて、純然たる民政機關が出来上つたのである。

當時に於ける關東都督には陸軍大將又は中將を以て之に任じ、關東州を統治する以外に、南滿洲鐵道の保護取締りを掌り又南滿洲鐵道株式會社の業務を監督することゝなつてゐた。又南滿洲駐在の軍隊を統率し、管轄區内の治安を保持する爲、又は鐵道線路の保護取締を行ふ爲には兵力を使用する職能が與へられてゐた。

従つて都督府には官房及陸軍部、民政部の二部を置き、民政部は外務大臣の監督下に一般行政並司法行政に關する政務を統轄し州内を三區に分ち、大連、旅順、金州に各民政署を置き、金州民政署管内に貔子窩、普蘭店の兩地に支署を設けて地方行政を分掌せしめた。

同年十月二十三日關東州外に於ける鐵道附屬地に警務署を置き鐵道線路の保護に當らしめたのである。

明治四十一年都督府官制の一部を改正し、都督は外交に關する事項の外は内閣總理大臣の監督を受ける事となつた。然るに大正二年六月に至り、都督の監督官を内閣總理大臣より更に外務大臣の權限に改め、都督府開設當時の制に復した。本官制は大正六年七月更にまた改正前の官制に改復されたが完全に治安が維持される今日、最早武官をして一般行政の衝に當らしめ、或は植民會社の社長たらしめ、文武の行政を武官に委ねるは時代錯誤も甚しいとの輿論頻りに起り、その結果大正八年四月勅令第九四號を以て關東廳官制が發布され、都督府官制は同時に廢止せられた。

この官制に於ける關東州の行政は、關東廳に依つて統べられ、その機關として旅順に關東廳が置かれたのである。關東長官は關東州を統轄すると同時に、南滿洲に於ける鐵道線路の變務上の取締に任じ、南滿洲鐵道株式會社の業務を監督し、諸般政務の執行の爲に廳令發布の權限を有してゐる。長官は又諸般政務の統理に關し一般的に内閣總理大臣の監督を受け、拓殖に關する事項は拓務大臣、州外事項に關しては外務大臣のそれゝ監督を受けることゝなつてゐたが、昭和九年十二月在滿行政機構が「三位一體より二位一體制」に改變せられたる結果、從來の關東廳は廢止せられ關東州廳となり勅任の州廳長官をして統轄せしむることゝなつた、而して州廳長官は大使館内に新設された關東局長に隸屬し州外事項に對する從來の權限を有せざることゝなつた。管内の行政官署としては旅順、金州、普蘭店、貔子窩の四箇所民政署を置き地方行政を統轄せしめ警務及衛生に關する行政官署としては警察署を置きこれを行はしめてゐる。

又地方行政に關しては旅順及大連に市制を布き、州内各村落には民政署監督の下に會、屯制を採用してゐる。

關東州に於ける租税を類別するに國費に屬するものと、地方費に屬するものとの二がある。前者は地租、鹽稅所得稅、取引所得稅、酒稅及煙草稅の六種で、後者は營業稅及雜種稅(土地增加稅を含む)の二種であつて、何れも大連稅

第一章 大連の概況

務署及民政署長に於て賦課徴収してゐる。

今大連稅務署に於ける租稅徵收の狀態を見るに次の如くである。

國稅及地方稅

稅種	昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
地稅	1,131,111	33.1%	1,108,108	33.0%	1,109,109	33.0%	1,105,105	33.0%	1,130,110	33.0%	1,131,111	33.0%	1,132,112	33.0%
所得稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
取引所營業稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
取引稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
酒稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
煙草稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
計	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%
地方稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
營業稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
雜補稅	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%	1,131,111	33.1%
計	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%	3,393,333	100.0%

第一國稅

一、地 租 地租は明治三十八年關東州民政署令第六號關東州地租規則に依り田畑の業主(所有者)に對し一畝(我約百八十三坪)に付金二十錢の割合を以て賦課し毎年十一月之を徴收す。

二、鹽 稅 鹽稅は明治三十八年遼東守備軍司令達第二十一號鹽稅規則に依り關東州内に於て製造したる鹽に付ては製造場より移出の際移出高一石(我約二石五斗)に付金六十錢の割合を以て製造者より徴收し又關東州外より輸入する(日本製鹽を除く)鹽に付ては一石に付金一圓五十錢の割合を以て輸入者より徴收す。

三、所得稅 昭和十二年六月二十六日勅令第二百八十九號關東州所得稅令第二十五條、第二十七條、第二十八條による所得に對する所得稅は左の稅率に依り之を賦課徴收す。

- 甲 普通所得
 - 關東州に本店又は主たる事務所を有する法人 百分六
 - 關東州に本店又は主たる事務所を有せざる法人 百分の九
- 乙 超過所得
 - 超過所得金額を左の各級に區分し選次に各稅率を適用す、普通所得金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の四
 - 同百分の二十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の十
 - 同百分の三十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の二十
- 丙 清算所得
 - 清算所得金額を左の如く區分し各稅率を適用す
 - 積立金又は本令に依り所得稅を課せられざる所得より成る金額 百分の三
 - 其の他の金額 百分の九

法人が各事業年度に納付したる第二種の所得に對する所得税額は大使の定むる所に依り當該事業年度の第一種の所得に對する所得税額より之を控除す。

前項の場合に於て控除すべき第二種の所得に對する所得税は第一種の所得計算上之を損金に算入せず。

第二項の規定は法人の清算所得に對する所得税に付之を準用す。

第三項の規定は法人の所得税施行地朝鮮、臺灣又は樺太の法令に依り納付したる第二種の所得に對する所得税額に付之を準用す。

第二十七條 第二種の所得に對する所得税は左の税率に依り之を賦課す。

甲 國債の利子

百分の一・五

其他

百分の三

乙

百分の五

第二十八條 第三種の所得に對する所得税は所得金額を左の各級に區分し、遞次に各税々を適用して之を賦課す、但し山林の所得は山林以外の所得と之を區分し其の所得を五分したる金額に對し此の税率を適用して算出したる金額を五倍したるものを以て其の税額とす。

千五百圓以下の金額	百分の〇・六
千五百圓を超ゆる金額	百分の一・五
二千圓を超ゆる金額	百分の二
三千圓を超ゆる金額	百分の三
五千圓を超ゆる金額	百分の四
七千圓を超ゆる金額	百分の五

一萬圓を超ゆる金額	百分の六・五
一萬五千圓を超ゆる金額	百分の八
二萬圓を超ゆる金額	百分の九・五
三萬圓を超ゆる金額	百分の十一
四萬圓を超ゆる金額	百分の十三
五萬圓を超ゆる金額	百分の十五
七萬圓を超ゆる金額	百分の十七
十萬圓を超ゆる金額	百分の十九
二十萬圓を超ゆる金額	百分の二十一
五十萬圓を超ゆる金額	百分の二十三
百萬圓を超ゆる金額	百分の二十五
二百萬圓を超ゆる金額	百分の二十七
三百萬圓を超ゆる金額	百分の三十
四百萬圓を超ゆる金額	百分の三十三

前項の場合に於て戸主及其の同居家族の所得金額は之を合算し其の總額に對し税率を適用して算出したる金額を各其の所得金額に案分して其の税額を定め戸主と別居する二人以上の同居家族の所得金額に付亦同様取扱て居る。

四、取引所税 六正九年廳令第八號關東州取引所税規則に依り左の區分に從ひ之を賦課す。

イ、取引營業税 取引所營業税は株式會社組織の取引所に對し其の賣買手数料收入金額百分の十五の割を以て毎月分を各翌月に於て賦課徴收す。

ロ、取引税 取引税は取引所に於ける取引人に對し其の定期取引の賣買各約定金額に對し左記税率により毎月

分を翌月に於て賦課徴収す。

但し國債證券の取引には課税せず。

第一種 地方債證券社債券 定期取引の賣買各約定金高

萬分の一・五

第二種 有價證券 同

萬分の三

第三種 商 品 同

萬分の二

第四種 錢 同

關東州内十萬分の一、關東州外十萬分の五

五、酒 税 酒税は大正十一年勅令第百九十八號關東州酒税令に依り酒類を醸造酒、蒸餾酒、再製酒の三類に分ち關東州内に於て酒類を製造するには免許を要することとし其の製造する酒類の造石數に應じて左記税率を適用し一定の納期に於て徴収す、又關東州外より輸入する酒類に付ては保稅地區又は郵便局より引取る際引取石數に應じて左記税率に依り引取人より之を徴収す一方支那酒に付ては地方特殊の事情に鑑み自家用酒の制度を設け一酒造年度間二石以下の製造を免許し製造石數一石以下のもの七圓、一石を超えるもの十四圓の税を徴収す。

尙酒類製造者は工業用に供したる酒類又は關東州外に輸出したる酒類に對しては酒税を免除す。

(1) 釀 造 酒

支那酒たる清酒、黄酒、濁酒 一石に付 七 圓

麥 酒 同 十五 圓

葡 萄 酒 同 二十五 圓

前記以外の醸造酒 同 二十 圓

(2) 酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十五以下のもの一石に付 十 圓

同 三十五以上一箇毎に四十錢を前項の金額に加へたる金額

(3) 酒 精 一石に付 原容量百分中純酒精の容量一箇毎に五十錢

(4) 再 製 酒 白酒、味淋 一石に付 二十 圓

前記以外の再製酒 同 原容量百分中純酒精の容量一箇毎に五十錢但一石に付二十五圓未満のときは二十五圓
六、煙草税 煙草税は大正十一年勅令第百九十九號關東州煙草税令に依り煙草の耕作、製造販賣は免許を受けしむることとし製造煙草及葉煙草に大別し更に製造煙草は口附紙卷煙草及煙草及其他の製造煙草に葉煙草は各等級に區分し小賣定價又は小賣價格を課稅標準とし保稅地域(製造場を含む)又は郵便局より引取る際左記税率に従ひ引取人より徴収す、一面地方特殊の事情に鑑み自家用煙草の制度を設け耕作面積三十坪を限度とし年税五十錢を徴して耕作喫用を免許し尙煙草製造原料に供したる葉煙草及關東州外に輸出したる煙草に付には煙草税を免除す。

(1) 製 造 煙 草 口附紙卷煙草及刻煙草 小賣定價 百分の二十五

葉 卷 煙 草 同 百分の三十五

其他製造煙草 同 百分の三十

(2) 葉煙草(屑煙草を含む) 同 百分の二十五

第二地 方 税 (昭和五年廳令第十七號關東州營業稅規則)

一、營業稅 營業稅は關東州に營業場を定めて左記營業を爲す者に對し物品販賣業、製造業に付ては賣上金額を銀行業、保險業、無盡業に付ては資本金額を、金錢代付業、物品貸付業、運送業、鐵道業、倉庫業、印刷業、出版業爲

第一章 大連の概況

眞業、席貸業、料理店業、貸座敷業、旅人宿業、飲食店業、取引所信託業、洗濯業、湯屋業、理髪業、遊技場業、藝妓置屋業に付ては収入金額を、運送取扱業、周旋業、問屋業、代理業、兩替業、仲立業、信託業、代書業に付ては報價金額を請負業に付ては請負金額を課税標準とし左記の税率に依り之を賦課す。

イ、物品販賣業 (賣上金額)

卸賣 甲 七分の〇・七
乙 千分の二・一
小賣 甲 千分の三・五
乙 千分の三・五

(備考) 米、麥、豆、石油、石油、肥料、鹽、烟草、薪炭の販賣には卸、小賣ともに甲税率
繭、白絹糸布、棉花、綿、白絹糸布、日麻糸布、紙、麥稈麻、輕木、各真田、花菱、砂糖、麥粉、燒寸、銅鑄地、石炭、麻袋、酒類の卸賣は甲稅、小賣は乙税率、其他の物品の販賣には卸、小賣共に乙税率を適用す。

ロ、銀行業 (資本金額)

ハ、保險業、無盡業 (資本金額)

ニ、金錢貸付業 (収入金額)

ホ、物品貸付業 (収入金額)

ヘ、製造業 (賣上金額)

ト、運送業 (収入金額)

チ、運送取扱業 (報價金額)

リ、鐵道業 (収入金額)

ヌ、倉庫業 (収入金額)

ル、請負業 (請負金額)

オ、印刷業出版業 (収入金額)

ワ、寫眞業 (収入金額)

カ、席貸業、料理店業、貸座敷業 (収入金額)

ク、旅人宿業 (収入金額)

ケ、飲食店業 (収入金額)

コ、周旋業、問屋業、代理業、兩替業、仲立業、信託業、代書業 (報價金額) 千分の二十

ク、取引所信託業 (収入金額) 千分の百八十

ツ、洗濯業、湯屋業 (収入金額) 千分の六

ネ、理髪業 (収入金額) 千分の十二

ナ、遊技場業 (収入金額) 千分の十二

ラ、藝妓置屋業 (収入金額) 千分の九

二、雜種税 雜種税は左の種類に付貸家税は貸賃價格を車税は輛數並に乘車定員、積載量を船税は登簿屯數又は積石數を興行税は収入金額を屠畜税は屠畜數を不動産取得税は取得價格を土地増價税は増價額を其他の税は入頭に應じ左記の税率に依り之を賦課す。

雜種税 (昭和五年關東廳令第三十二號關東州雜種税規則)

イ、貸家 (貸賃價格) 年税千分の二十
 自用—二十四、營業用—十五圓
 二輪車—八圓、四輪車—十一圓

第二章 大連の概況

ニ、人力車 (同)	自用一七圓、營業用一五圓四十錢
ホ、自轉車 (同)	四圓五十錢
ヘ、自動自轉車 (同)	二輪車一十二圓、三輪車一二十四圓
ト、乗用自動車 (一輛)	自用一八十圓、營業用一五十六圓
チ、貨物自動車 (同)	一噸以下一五十六圓、一噸を超えるもの半噸毎に十圓を増す
リ、汽船	滿洲の噸數を噸數を増す毎に金二十五錢を増す
ヌ、帆船	積石數五十石を標準として之れを超えるものは十圓、石又は十石未満の噸數を増す毎に三十五錢を増す
ル、小船	長さ三間迄之れを超えるものは一圓又は一圓未満の噸數を増す毎に金二十錢を増す
オ、藝妓	(一等地より五等に至る。小藝妓は二等地は三圓、他は各等半額)
ワ、遊藝師匠	二等 月税 一圓五十錢
カ、遊藝稼人	二等 月税 一圓六十錢
コ、幫間	同 月税 二圓
ク、俳優	同 月税 二圓
ケ、酌婦	一等地 月税 二圓五十錢
コ、娼妓	二等地 月税 一圓五十錢
ツ、興行 (収入金額)	同 日税 一圓七十錢
ネ、屠畜 (一頭に付)	金二圓より三十錢に至る
ナ、不動産取得 (取得價格)	千分の八

第五節 大連市政

市政を語る前に順序として、市政發達の経緯と市政の特異性を述べて置く必要がある。日本は海外に二つの市政を持つてゐる大連及旅順が即ちそれであつて日本及日本人の誇りとせなくてはならぬ。

一體に日本の海外に於ける政治勢力は甚だ微弱なものであるが關東州管下に於ける大連市政のみは變則ながら一異彩と云ひ得べく、日本人の獨占舞臺である。

市民の上から觀た大連市政は内地人約十五萬三千餘人、朝鮮人三千六百餘人、滿人三十三萬四千餘人、其他の外人約二千人まさに五十萬の人口を抱擁せんとする勢を示し、小數ながら各國人の在住するありて、國際的色彩を多分にもつた市政として特色を有してゐる。母國に於いて多年自治訓練を享けてゐる日本人は、大連でもその創業時代から自治體の成立を要望した。しかしながら戦後の所謂過渡期に於いて、自治體とするには萬事に不備の點が多く、且つ自治體に馴れてゐない支那人の多數であることなどから、自治體市制の施行は到底望み得られぬ状態に在つた。そこで自治體市制の前提として衛生組合と云ふものを設けて糞便の始末から出發することとしたのである。

斯くて大正四年十月一日、特別市制が施行され大連市役所が設置されたのである。而して本市制は内地都市に施行せらるゝものと何等の差異なく我國殖民地中唯一の自治制として誇り得るものである。市會議員四十名中三十三名は日本人有権者の公選に係り、七名は學識徳望、資産のある滿洲國人が官選せられて居る。總人口四十九萬三千餘日滿兩國人雜居の都市ではあるが純然たる日本市制の下に揮然と融和してゐる様は正に偉觀たるを失はない。

第二章 大連の産業

第一節 總 說

滿洲國の建國が大連の重要性を一層大ならしめたことは異説した通りであるが、今後新に展開される日滿の經濟關係は、絶對依存主義の立場から兩國の經濟政策を誘導すべきは謂ふ迄もなく、それには當然日滿間の關稅協定を結ばなくてはならぬと云ふ輿論頻りに起り、在滿各地商工會議所も一致してこの輿論を強硬に支持してゐる。日滿經濟の進展はその障壁たる關稅を如何にすべきにかゝつてゐるが故に、此の際日滿間に關稅同盟を締結して兩國一體の有機的關係に置くことが必要であると謂ふのが即ち輿論の根據である。滿洲國に對する最初の承認國である日本は、滿洲國が確固たる不羈の獨立國として成長するまでは輔佐役であり、後見役の立場にあるが故に公正の途を取つて誤解を招かざるやうにする必要がある。従て兩國産業開發の根幹を爲す關稅問題を解決することが喫緊の急務べく、これが解決の鍵としては日滿間限定の特惠關稅同盟を締結する以外に方策はない。滿洲國の獨立を否認する世界各國への氣兼ねは晴天に雲を用意するの愚で、誤解なき方途を選べの意は基本を滿洲國民に置けと謂ふのである。

滿蒙の門戸を扼する大連の消長が關稅と密接なる關係ある事は常識的に見ても容易に首肯し得る問題である。殊に大連は我が租借地たると同時に、滿洲國が有する唯一の國際貿易港であつて、滿洲國經濟の大黒柱とも目される、特産物の中心市場たるのみでなく、日本に對しては既に特惠關稅率の適用を受けてゐる以上、對日本輸入品に對しても特惠關稅を以て遇することが穩當であり、相互扶助共存共榮の見地からしても亦當然と謂はねばならぬ。此の意味に於いて大連は海關設置の舊協定を是正して兩國の經濟開發に資することが喫緊の急務であると共に、日本としても滿蒙

の經濟的實權を把握し、以て對滿經濟政策を牢固たる地位に置くべきである。若しそれ特惠關稅が實施されるとしたら大連の産業は多大の便益を得ることは勿論從來關稅制の不完備から萎微振はざりし大連の産業界も甦生の機會を得るのみならず、今後に於ける新規工業計畫も充分期待せらるゝ所である。

然るに一部の論者の中には、關東州産業の發達は、内地産業界の壓迫を招致するが如く、反對意見を主張する者あるやに聞くが之は大なる謬論であつて、畢竟一部頑迷なる資本家の偏狹なる自己擁護であつて、國家百年の計を破壊し大衆同胞の利益を無視したものと云ふより外はない。

近時世界經濟の動向は、從來の個人資本主義の行詰りを暗示してゐる。即ち計畫經濟の上に築かれたる統制資本主義に移動しつゝある事實は改めて説明するまでもない。日滿間の經濟機構もこの計畫經濟を原則として行くべきであり、而して日滿計畫經濟の形容が是認さるゝとしたら、これが其現の地は我が大連を措いて他にはない。そこで生産都市としての大連を評價する必要に迫られた譯である。それには關東州に於ける産業の發達史を緝いて行かねばならぬが、前章沿革の項で述べて置いたやうに、大連市は歴史に若く、過去に於いて特筆すべき何物もない。

露國が不凍港を欲し關東州を租借して、大連を極東經營の一大要港たらしめんとする遠大な計畫から、市街の建設築港の設備運輸交通機關の施設に對しては巨額の投資を惜まず、之が完成に全力を傾注してゐたので、産業施設に對しては顧る處がなかつた僅に東清鐵道(現在の北鐵)附屬の鑄鐵所、煉瓦及石灰製造所、製鹽所、麥酒廠に清涼飲料水製造所等の數種を出でなかつた。當時關東州内の産業としては滿人方面で古くから旅順、金州、貔子獍地方に於いて油房、燒酎、磨坊、窯業等に従事してゐたが、その規模は狭小幼稚を極め、家内工業の域を脱しきれないもので、個々市場生産を目的とするものがあつても、その地方の需要を充たすに過ぎなかつた。その頃露國在住民の間には、早晩日露の戰爭は不可避と豫知する者が多く、不安の地に企業資金を固定せしむることを躊躇した傾向も窺はれる。然

しその危険を冒して事業を爲さんとしても肝心の燃料を何處に仰ぐか等の問題も、事業計畫の上に多大の障害を與へたであらうことが想像される。

然るに日露戦争の結果、我國が完全に關東川の租借權を繼承するに及んで以來、邦人の渡航する者多きを加へ、滿人も亦安住の地として大連に居を求むる者續出して、漸く企業勃興の機運に向つた。だが州政施行當初に於いては僻治時代と大差なく、煉瓦、石灰の製造工場が建築材料の産出を目的として在來の規模を多少擴大した程度のもので、重工業に手を着けようとする者は皆無と云つた状態であつた。

然るに明治四十年に南滿洲鐵道が營業を開始し、燃料に對する不安が一掃されたことが誤因を爲し、漸く近代式工場を計畫する者が現はれた。同年四月滿鐵は沙河口に鐵道工場の建設を企て、日清製油會社も大連に工場を建設し、次いで小野田セメント會社も分工場を州内に設置する目的を以て、金州及び周水子(舊名稱吳水子)等の地質調査に着手した。結局周水子を最適地と認め同地に分工場を建設した。また滿鐵は撫順炭を以て瓦斯の製造を計畫して大連榮町に工場を建設した外、翌四十一年七月には川崎造船所が進出して濱町に船渠を設くる等有力なる工場が續々として設立さるゝに至つた。更に滿鐵では大連中心主義に則り、大連海港發着の特産運賃を制定した結果、當地の特産は期せずして大連に集り、遂に營口の繁榮を奪つて大連今日の繁榮を達成したのである。而して同年中大連に開業せる油房業者は十指を越ゆる盛況を見せ、翌四十二年三井物産の手によつて一度豆油が歐洲に輸出さるゝや、州内の油房業は一段の活況を増し、灰燼に歸した廢墟ダルニーは一躍油房都市大連として重要視さるゝに至つたのである。

その間關東都督が産業方針を定むるや官民は攀つて南滿利源の開發調査に熱中し、時の石塚民政署長官を首班として利源調査委員會を組織し、之を農業、林業、商工業、水産業、鑛業の五部に分類して着々調査の歩を進めた。滿鐵が中央試験所を設置し都督府が農事水産の二試験場を設置したのもこの舉に刺激されたのである。

斯くして官民協力し、利源開發に精勵した結果、關東州の産業は漸次隆盛に向ひ、輝かしい將來が約束づけられたものだ。今關東州接受後明治末期に至る投資状態を示せば左の如くである。

年次	工場數	投資額	生産額
三九	二六	三七一、七七二	
四〇	四〇	四五七、五三三	
四一	七七	四、一八三、九〇一	二、七二三、五七四
四二	一二七	一四、七五五、七〇二	四、二四六、三六八
四三	一五三	一六、八一、八九六	五、九一六、六二六
四四	一六五	二二、〇二六、六〇五	一九、〇八七、二六八

備考 本統計は關東廳統計局に據る

第二節 工業都市大連

工業の發達に必須缺くべからざる條件は、その土地が企業條件を具備することにある。單に原料が豊富だとか、勞銀が安いとか消費地に接近してゐるとか云ふが如き條件のみでは發達を期することは至難である。勿論これ等の條件を没却することは出来ないが、より必要な條件としては第一に交通運輸の便否、原料の需要供給關係、製品の販路、動力、燃料工業用水、金融、關稅の諸條件を具備することが必要である。

工業都市としての大連を語る上に、大連が他の都市と比較して如何なる長所を有し又如何なる短所を有するかを具に検討するが順序であらう。

(一) 交通運輸の便否

大連は滿洲國の咽喉を扼し、南滿洲鐵道の起點であり、東洋第一の設備を誇る海港を有する水陸運輸の聯絡地である。南滿洲鐵道は北道を経て歐洲に聯絡する所の即ち歐亞を繋ぐ上に重要な使命を果し、支那本土とは最近通車問題が解決して既に聯絡運輸が完全に保持されて居り、内地とは朝鮮鐵道を経て省線に通ずる所謂三線聯絡の便を有し、海港は日本内地は勿論支那、南洋、濠洲、印度、歐米等の廣範に亘り、自由港として遺憾なく機能を發揮してゐる。

水陸運輸の便否は、生産工業に對し極めて重大なる關係を有することは説明を要しない所で、原料の蒐集と生産品の販路に重大なる役割を演ずるものである。優勝劣敗は商戰法の鐵則であり、原則的には今昔を通じて聊かの變化を認めぬが、機械文化の發達したる今日では、生産コストに重點を置いて大量生産を企業者は要求する。如何なる生産工業でも、その機械操作の大半は即ち運搬作業であり、運搬は生産コストに重大なる消長を齎すが故に、企業者は第一に工場地帯が交通の便に恵まれてゐるか否を重視する。従て陸運か水運かの何れかを持たぬ地帯に大工業都市の實現は絶對不可能であつて、既成都市を展望するも其の異例を見出すことが出来ない。交通の便否は單に海、陸のみに限らず、河川交通、航空等ありと雖、河川交通は普遍的でなく航空は大量輸送の條件を具備せないので、工業都市を論ずる輸送機關としては評するに足りない。

又道路運輸は近距離のみの利用價值しかなく、或る學者の計算に依ると、同一量の貨物を同一距離に運搬する運賃の負擔比率は汽船を一と見れば鐵道は一五に當り、道路上の運搬は一五〇に相當すると云つてゐる。

この比較比率が明示する如く實際に於て水運による汽船運賃が他の運送機關に比して最も低廉であることは周知の事實であつてこの點では奉天、撫順、新京の諸都市は遠く大連に及ばない。哈爾濱に河川による水運の便ありといふも夏季のみに限られ、而も外國航路との聯絡を缺く點に於いて大連に一籌を輸するものと云はねならぬ。

(二) 原料の需要關係

關東州内の工業で、原料の自給自足と云ふのは油房工業と食品工業以外にはない。それは滿洲が大豆、高粱、玉蜀黍、木材、鹽、石炭、鐵礦等一方に偏してゐるからで、紡績、毛織、製麻、煙草、製粉等の原料に缺けてゐる。従て前記二工業以外の工業原料は滿洲産よりも外國産の輸入が遙に多い。これ等の原料を外國より輸入するに當りて、水運の便に恵まれた大連と、大連より更に鐵道便を以て長距離の運賃と關稅(品種によつては特惠關稅の適用を受け得る物もある)とを餘儀なく加算負擔せしめらるゝ州外各都市とは到底比較すべくもない。既述したる如く滿洲國産原料を以て生産する工業は州外都市が大連に比して有利だと云ふ結論に到達するが、現在ではかかる工業は極めて少なく、大部分の原料を外國に仰ぐ州外各都市は、大工業都市としての條件に缺くる所があり、水陸運輸の最良地位を占むる大連は絶對の強味であり、他都市の追従を許さない。だが如何に最負目に見ても現狀の大連は大工業都市を形成する地域がない。大連に重工業の發達が遅々として進まない理由は多分にこれが障害となつてゐる憾がある。不日グレート大連たらしむべく既に關東州廳に於いて都市計畫の進行中であり、之が完成實施の曉には、市街地區と工業地區の分野が限定されようから、工業都市大連を誇るのも遠い將來ではあるまい。

(三) 生産品の販路

前にも述べたやうに、今日の經濟戰の優越の地位を占むる必須條件は大量生産によるコストの低下である。しかし販路狹小では大量生産も意義を爲さないことになる。従て局限された一地方の需要を相手とせず、世界的大市場を對象とせなくてはならぬ。過去に於ける大連乃至滿洲の生産工業は、局限された一地方の需要を對象とした爲、市場の伸縮性に乏しく、而もその地方に特有の事故が発生すれば、直ちに反映して企業の消長に關係し、盛衰興亡の岐路に立つ場合が尠くなかつた。之を油房工業に例を求めて見る時更に其の感を深うせざるを得ない。由來大連産豆油(滿

洲産を含む)の需要地は支那本土であり、豆粕の需要地は日本内地であつた。然るに滿洲事變後支那本土との貿易は杜絶し、日本内地の農村疲弊と化學肥料使用の爲豆粕の需要が著しく減退した、其の結果油房工業が受けた打撃は實に致命的なもので、現在油房工業は活潑性を缺き單に其の事業を繼續しざる程度を出ない。これでは企業の健全なる發達は望めない。従つて今後は販路に對して充分なる伸縮性を持たせることが必要であると云ふ試練を経た譯である。州内の紡績工業や大連の硝子工業が支那の數次に互る關稅の引上げやら、猛烈なる日貨排斥の餘波を受けて、最初の販路を喪失したるに拘らず、その喪失したる販路を他方面に開拓して悲境を打開したことは、要するに販路に伸縮性にあつた賜である。而して製品の販路を廣く世界の市場に對象とするには、大連は最も恵まれた條件を具備する點に於て在滿各都市の比ではない殊に文化建設途上にある滿洲國及南洋方面に新に販路を開拓すれば、勝算は期して語り得べく、金融界の完壁と相俟つて今後の輕工業には充分の期待が持てよう。

(四) 動力及燃料

現在關東州及鐵道附屬地に於ける電力を調査するに總發電容量約五十一萬キロワットで、大連に於ける電氣事業は明治三十七年五月我が軍が大連を占領するや、露國の遺棄せる電氣設備は之を大連消防隊海軍工作部に屬せしめ、次で三十九年十月旅順海軍工作部大連支部の所屬に移り、専ら軍用及官衙の點燈用に供したるものを、明治四十年四月滿鐵會社が創立せらるゝに及んで、電氣事業は鐵道附屬設備として同社に移管せられ、爾來滿鐵は電氣作業所を置いて之が經營に當らしめ、一般に電燈及電力の供給を開始した。これが大連に於ける電氣事業の濫觴である。

即ち滿鐵會社創立と共に、其の附帶事業として繼承したる電氣事業に對し、會社當局者は鋭意これが振興を計る見地から、先づ大連發電所の擴張工事並に沿線主要都市に於ける電氣事業創設計畫を樹立し、着々之が實現に努力した結果大連に於ては明治四十年十月より一般に電燈、電力の供給を解放すると共に、同四十二年九月には大連市内交通機關として電氣鐵道を敷設し、これが經營に當ることとなつた。爾來電氣事業は順調に進捗し、滿鐵は電氣本來の特色を充分に發揚せしむる意圖の下に、大正十五年六月一日南滿洲電氣株式會社を創立して、大連、奉天、長春(現新京)安東及連山關に於ける電氣事業を讓渡し南滿に於ける電氣事業を統制せしめたのである。現在に於ける(昭和八年下半年末現在)電力の供給は、大連市の異數なる發展に伴れ、多少不足を告ぐる状態に置かれたるを以て、南滿洲電氣株式會社では昭和九年度事業費の中より六百五十七萬圓を投じて七萬キロワットアンペアの容量を有する大發電所建設中で、既設天の川發電所の五萬二千五百キロワットアンペアを従として、グレート大連の動力需要に備へるべく陣容を整へてゐる。然るに滿洲國成立後同一地域に於ける日滿電氣事業の對立は、總ての方面に於て不經濟極まるとの見地から、曩に日滿當局に於て鋭意研究が進められ、日滿合辦に依る滿洲電業股份有限公司、邦語滿洲電業株式會社の出現を見た。追て各都市の電力料金も略統制されようし、動力に關しても各地共優劣の差がなくなることゝならう。

動力及燃料を離れて工業の發達はあり得ない。爾く不可分の關係を有するが故に、これが供給事情の如何は以て直ちに生産工業の消長に影響を及ぼすことになる。滿洲に於ける燃料は大部分は石炭であり、工業用炭として最も多く使用されてゐるのは南滿では撫順炭、北滿では鶴立崗炭、穆稜炭の順位で撫順炭はこれに次いでゐる。撫順炭の勢力圏内に屬する奉天、營口、新京等は昭和五年頃から銀價の暴騰によつて俄に滿洲炭の進出を見るに至り、昭和五年奉天の總需要量七十五萬噸の中撫順炭六三%、滿洲炭三七%の割合であつたものが翌五年は總需要量九十八萬噸に上り、その中撫順炭四〇%、滿洲炭六〇%となつて形勢逆轉の奇觀を呈した、翌六年は滿洲事變に觸されて一時滿洲炭の入荷は減少したがそれでも五十六萬噸を算し、最近治安恢復により再び出廻り増加の傾向がある。従て今後工業用炭として撫順炭と如何なる競争を演ずるか蓋し興味ある問題と謂はねばならぬ。

第二章 大連の産業

現在主として撫順炭を使用する南滿各都市中に於て産地たる撫順に距離近き都市ほど炭價が安く、距離遠きかに伴れ鐵道運賃の加算となつて炭價の高くなることは自明の理である。例へば最近に於ける撫順塊炭の一噸當り賣價を見るに、奉天九圓十五錢大連では十二圓二十五錢、新京では十二圓二十五錢で、大連及新京は一噸に付奉天より約三圓の高價を示してゐるが此等は何れも距離に應じ鐵道運賃が加算されるからである。

いま各地に於ける撫順炭の一噸當り炭價を炭種別に比較對照するに次の如きである。

地名	塊炭	切込炭	粉炭	備考
大連	二二・二五	一一・〇五	九・四五	本數字は各地野原所産炭價表 (滿鐵商事部調査)
奉天	九・一五	七・九五	六・三二	
新京	二二・二五	一一・〇五	九・四五	

奉天は撫順と指呼の間に在り、炭價も各都市に比すれば一番安い。今後滿洲炭が積極的に進出し來り、工業用炭として撫順炭を凌駕する時代が來るとしても、その炭價は他の都市より割安であらうことは想像に難くない。従てこの燃料の點では大連は奉天に一步を譲らねばならぬ。だが水力の便を有しない大連では發電所の如き、又煤煉瓦、硝子工業の如き特種工業は別として、今日の生産工業の大部分が電力應用に因つて生産の目的を達し得らるゝので、生産コストを合理的に研究すれば、奉天より單に炭價の上で噸三圓餘の開きがあるにしても、敢て悲觀すべきではあるまい。

(五) 勞 銀 に 就 いて

滿洲に於ける工場労働者は日本人、朝鮮人、及び滿支人に區別することが出来る。關東州廳が昭和六年關東州及鐵道附屬地に於ける邦人經營にかゝる、十五人以上職工を有する工場に就いて調査した結果によると、職工總數四萬九千九百四十一名の中、日本人三千九百五十八名、朝鮮人七百五十七名、支那人四萬五千二十六名となつて居り、其の割合は日本人七・五%、朝鮮人一・五%、支那人が九一%となつて居り、支那人は總數の九割を占め斷然優勢を示してゐる。

此等職工の分布状態を地方別に見ると大連二萬二千七百四十二名にして總數の約四五%を占め、これに次ぐは撫順の五千二百名即ち一〇%、鞍山四千四百九十二名の九%、安東三千三百八十名の六%、奉天三千八百八十五名の六%の順位となつてゐる。更に之を關東州と南滿洲鐵道附屬地に分類すれば、前者は總數の五三%を占め、後者は四七%に相當してゐる。之に依つて見るも工場労働者の過半數は關東州に存在してゐることが明であり、之等の募集殊に熟練職工に専門職工を募集するには大連は幾多の便宜を有してゐる。而も州内職工數の九割以上が吾が大連に於て占めてゐる状態を見ても大連市が工業都市として如何に重きを爲してゐるかを窺ふに足るであらう。

大連に於ける代表的工場としては何んと云つても滿鐵沙河口水場であつて、日滿支人を合して勞務に従事する職工勞工の數は一日平均四千二百人を越へ、内日本人職工數が一千八百八十名、滿支人の職工、勞工が二千三百二十五人と云ふ數字を示して居るが、勞銀に至つては日本人と滿支人とは比較にならぬ程開きがある。滿支人は生活様式が日本人と異り、生活程度もまた極めて低いので、安い勞銀でも甘じて堪へ得るのであるが、これが日本内地都市に比して常に優越せる長所であらねばならぬ。沙河口水場に於いて調査したる日本人職工の一人當り平均勞賃金二圓三十五錢に對し、滿支人の勞賃に熟練工で最高が一回三十四錢、最低が三十九錢で一人當り平均勞賃は七十六錢となつてゐる。勞工供給を事業の目的とする福昌華工株式會社で使用する一日の勞工人員は、昭和九年八月の平均では七千二百二十九人となつてゐるが、一日の勞賃僅かに五十錢程度である。

大連は滿洲の中心市場である關係上、各都市に比して割安である。之が原因は勞工過剩と勞工募集上の便利が主因

第三章 大連の産業

を爲してゐる。尤も沿線各都市には目星しき工場なく、爲に工場労働者の賃金を大連に比較することは極めて困難であるが、今關東州廳の調査に基き昭和十年末に於ける各地一般労働者の賃金を比較對照して其の大勢を推定する資料としよう。

大連	日本		滿洲	
	東京	新大連	大連	新大連
大工	三・五〇	三・五〇	一・四〇	一・五〇
左官	三・五〇	三・五〇	一・六〇	一・八〇
瓦葺	三・五〇	三・五〇	一・五〇	一・五〇
指物	三・五〇	三・五〇	一・四〇	一・五〇
漆物	三・五〇	三・五〇	一・四〇	一・五〇
漆塗	三・五〇	三・五〇	一・四〇	一・五〇
力治	一・八〇	一・八〇	一・二五	一・三〇
銀	三・五〇	三・五〇	一・二五	一・三〇
雜役	三・五〇	三・五〇	一・二五	一・三〇
苦力	三・五〇	三・五〇	一・二五	一・三〇

右は三都市に於ける賃銀の比較であるが、廣範に互る職別賃銀の調査とか各地とも支給方法を異にして賃銀を正確に比較することは困難であるが、これによつて見るも日滿人共に大連は他都市に比して最も安いことが知れるであらう。

(六) 工業用水に就て

滿洲各地の河川は數百平方里の集水面積を有するやうな大きな河でも、冬期は結氷してしまひ、夏期は甚しく漏水して殆んど流水が絶えてしまふのである。従つて古くから滿洲は一帶に水が乏しいと言はれて居た。然るに最近科學的に調査研究の結果、滿洲には地下水が可成り豊富であることが發見された、故にこの地下水を利用すれば工業が如何に發達しても工業用水には不足しないことが瞭かになつた。

例へば大連に就て見るに、四五年前までは今にも飲料水の缺乏によつてその發展を阻止せらるゝは必條であり、かかる土地に工業の發達などは到底不可能であると信ぜられて居り、その頃一日僅か二、五〇〇立方尺内外の水を必要とする曹達灰工業の企てがあつたが、用水問題の爲に行き悩んでしまつた。ところが今日では水に關する事情が全く一變して、關東州内の水といふものは決して悲觀の必要がないといふ結論に達し、假令一日數萬立方尺の水を必要とする製鐵所や、其他の化學工業が勃興しても少しも困らぬといふ確信を得たのである。

かくの如く滿洲の工業用水は今後地下水の利用に俟たねばならない。奉天では今でも工業用水としては多く地下水が使用されて居るが、大連は現在専ら上水道によつて居り、之に對しては既に一千二百餘萬圓の設備費を投じて居りその半分以上は水源設備費であるから、勢ひ水道料金も高いわけである。關東州廳の規定によれば原動力、汽罐、水櫃に使用するものは、消費水量一立方尺毎に金二十四錢といふ殆んど禁止税に等しいものであるが、これでは工業の發展が覺束ないといふので、その後水道管理者に於て産業助成上必要と認められた時は、關東州長官の認可を受け左の通水料の低減を爲すことを得といふ一項を設けた。

消費水量	一箇月	五百立方尺迄	(二立方尺に付)	金十三錢
消費水量	一箇月	五百立方尺より	(超過水量に付)	金十二錢
消費水量	一箇月	千五百立方尺迄	(立方尺に付)	金十二錢
消費水量	一箇月	千五百立方尺以上	(超過水量に付)	金十錢

従つて工業用水といふものは一立方尺に付十三錢に低下された。之を奉天及新京の工業用水料金一立方尺に付十五錢に比較すれば幾分安いのである。唯奉天は工業用水として多く地下水を使用して居るから、今のところ用水費は大連よりも少ないのである。

關東州は關稅制度上自由地帯であるから通商上幾多の利便を有してゐるが、一方工業的には何れの方面に對しても關稅の橋壁があり、工業生産品の販路開拓上多大の困難があつたので、種々運動の結果、大正十四年關東州特惠關稅法の實施を見るに至り、州内生産品が無稅にて内地に輸入さるゝ途が開けた爲め關東州に於ける工業は勿論のこと、内地の精製工場並に一般需要家は尠からざる利益を享受した。

更に對滿關稅として關東州租借地稅關假規則により、滿洲國原料を關東州に移し、州内に於て製造又は加工した物品を再び滿洲國に仕向ける場合は、正規の輸入稅に依らず輸出稅率に依る輸入稅を納付すれば足ることになつて居るので、この種の工業に従事してゐるものは非常な恩恵を蒙つて居る。例へば清酒の輸入に就て見るに、内地産の清酒を滿洲國に輸入する場合、輸入稅は從量稅により樽入一擔に付十八圓並に右稅率の五分の附加稅を課せらるゝから、樽入は百六十五斤計算にて附加稅共約六十圓見當の稅金を拂はねばならぬ。然るに滿洲國産の原料を使用し關東州に於て釀造した清酒を滿洲國に輸入する場合は、關東州關稅假規則による輸出稅率による輸入稅七・五%並に附加稅を徵收されることになつて居る。従つて州内産の清酒は標準價額一樽二十五圓に對し附加稅共約金二圓内外の稅金を支拂へばよいことになつて居る。

右は一例に過ぎぬが、關東州内に滿洲國産の原料を使用する工業が勃興すれば、その販路を滿洲國に求むる場合に低率な稅金を以て輸入され、大に市場を開拓することは出来るが、しかし工業は一種の原料のみで製造されるものでなく、多くの場合は數種の原料を混用して製造されるものであるが、關稅假規則には混合製造品に對する課稅規定が明記されてゐない、故に若し九割の滿洲國産原料と一割の外國産原料とを混用して得たる製品を滿洲國に輸入する場合でも、全部外國品として取扱はれ、正規の輸入稅を賦課される、随分馬鹿氣たことではあるが、混製品に對する規定がないのでどうすることも出来ない。

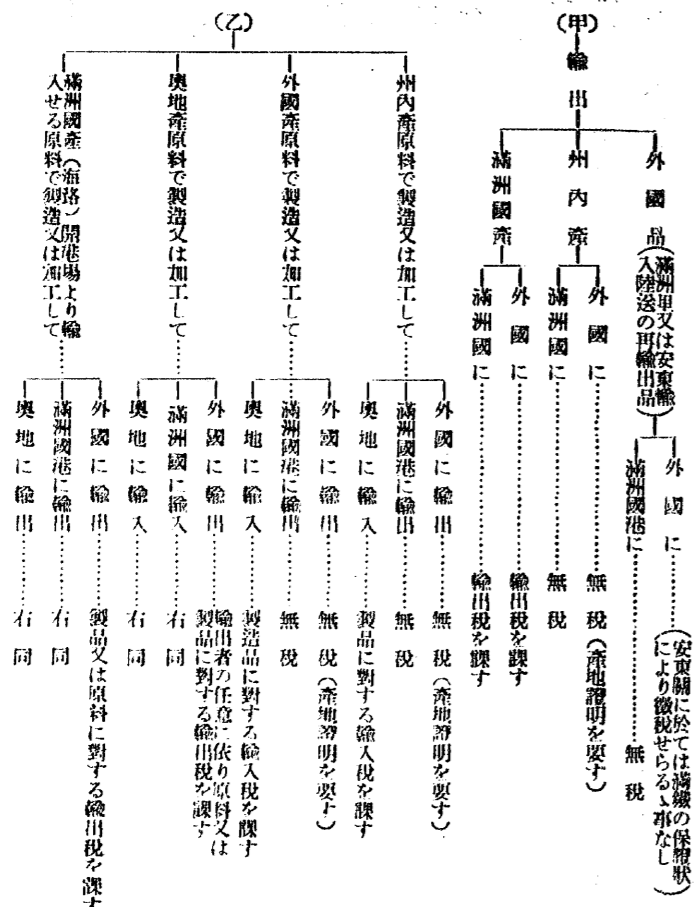
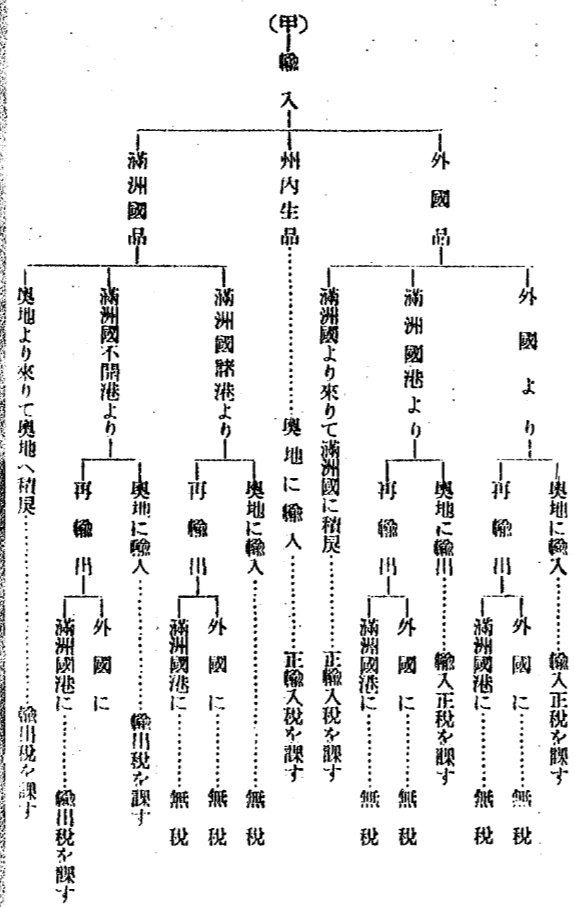
それで大連商工會議所に於ては豫てより關東州關稅制度の改正を主張し、之が貫徹に努めて居るが、今改正の要點とする所を述べん。

- 一、外國品又は關東州産品を原料として關東州に於て製造又は加工し、之を滿洲國に移入する場合は當業者の選擇により原料又は製品に對し輸入稅を課すること
- 二、滿洲國産品を關東州に移入し之を原料として製造又は加工し、更に滿洲國に移入する場合は無稅とすること
- 三、關東州の生生物を滿洲國に移入せんとする時は輸出稅率による輸入稅を課すること
- 四、關東州に於て製造加工する場合、その原料が
 - (1) 外國品と滿洲國産品とを混合製造したる場合
 - (2) 外國品と關東州産品とを混合製造したる場合
 - (3) 滿洲國産品と關東州産品を混合製造したる場合等の規定を設けること

混合造品に對する課稅方法は、(一)滿洲國向に對しては外國品の部分には製品に課稅、滿洲國の部分には原料輸出稅(二)外國向に對しては外國品の部分は無稅、滿洲國品の部分は原料輸出稅とするのが合理的であるといふのである。關東州關稅制度改正は早晩實現すべき問題であり、若し大連商工會議所の主張が具體化すれば關東州は日本内地に對し特惠關稅の恩恵を有し、滿洲國に對しても特惠稅率の適用を受けることとなるので、州内の工業は關稅上非常に有利な地位を占むるに至るのである。

關稅制度は明治三十九年八月に大連の開放が中外に宣明せられ之に基いて大連稅關設置に關する協約が日支間に成立することとなり、關東州關稅制度の根本が規定せられた。その要項は

一、租借地統治國（即ち日本）以外の他國（當時は支那、現在は滿洲國）の關稅行政機關が設置されてゐること
 二、輸出の貨物の性質、その仕向地によつて複雑な關稅關係が存在すること
 三、加工製品の原料の性質、その仕向地になつて複雑な關稅關係が存在すること
 扱て之が複雑な關稅關係を表示すると次の通りである。而して關東州に於て加工せざる場合を甲とし、加工する場合を乙として類別することにした。



之に依れば現行關稅制度は關東州に對し、滿洲國品の場合は滿洲國の領域、外國品の場合は、外國と云ふ見方をし
 てゐる例へば實地（滿洲國）から大豆を持ち來り、大連の油房で加工して豆油と豆粕を生産して輸出する場合には、船

續に際し大豆或は豆油豆粕の中で、輸出者の希望で原料たる大豆又は生産品たる豆油豆粕の何れかによつて輸出税を徴せられてゐる。而して關東州に搬入する際は輸出税は課せられないのである。外國品及關東州内産が、關東州より奥地（滿洲國）へ向けられる場合には、悉く輸入税を課せられるのである。

元來工業は一種の原料を以て、一種の製品を造ることは極めて稀で、各種原料を混合使用する場合が多い。換言すれば、關東州の工業は、日本品、外國品、滿洲國品の原料を合せて製造するものが多い、従て外國原料による、製品が外國原料として課税せらるゝのは當然であるとしても、奥地原料による部分をも、外國製品として取扱はれることは、自他共に多大の不利益を感知するものである。即ち協約を結んだ頃は専ら通商貿易のみ考慮を拂ひ、工業そのものを輕視してゐた結果であるが現在關東州内工業には八千萬圓の投資があり、時勢の轉回と共に一層緊張を見せ、新工業續々と計畫せられつゝある折柄、協約の改訂即ち原料税を徴收して奥地輸出に對しては無税に取扱はれないといふことが、力強く主張されてゐる。寧ろ之は當然の主張であつて必ず近き將來に於て、日滿兩國間の關稅制度が確立されるれば必然消すべきものであらう。

一方關東州には、大正十四年から日本母國に向つて特惠關稅が施行せられ、免稅或は減稅せらるゝ品種三十九が選ばれて年額約四百萬圓のものが日本に送られてゐる。然しながら日滿經濟統制が實現せられんとする今日に於て、品種の制限が斯かる一部分に踰越せるは時運に則せざるものなりとの非難が多く、これが擴張を頻りに喧唱されてゐる状態である。

即ち「關稅定率法別表輸入税表に掲ぐる物品にして關東州の生産に係り、本法別表甲號に掲ぐるものゝ輸入税はこれを免稅し、本法別表乙號に掲ぐるものゝ輸入税は、關稅定率法別表輸入税表に依らず本法別表乙號に依る。前項の規定の適用を受く物品に就ては、命令の定むる所により其の關東州の生産に係るものなることを證明することを要す」

とあり、次の品種が擧げられてゐたが昭和九年十一月十四日一部改正の公布があり、同年十二月二十二日より之が實施を見た。

○甲 號 (改正前)

輸入税表番號

三二の内	生果
七二の内	綿羊及山羊草(塗りたるものを除く)
一四一の内	甘草 越幾斯
一四五	阿膠
一四六	セラチン
一五	プロトム
二六五の内	曹達 灰
一六九の内	硫酸 曹達(精製のもの)
二二九の内	硫酸 マグネシウム
二三〇の内	コaltarを主要原料としたる消毒劑
二七二	綿 織 絲
二七八の内	苧麻絲及苧麻線
二七八の内	苧麻絲及苧麻線
二八〇	苧麻絲及苧麻線
二八一の内	黃麻絲及黃麻線
二八三	毛 織 絲
二八四	毛 織 絲
二八九の内	野 蠶 絲
二九六の内	苧麻線、苧麻團、黃麻線及黃麻團
二九九の内	黃麻布(關東州の生産に係る黃麻絲を原料としたるもの)
三〇一の内	天鵝絨、ブラシユ其他のバイル織物以外の毛織物及毛織交織物、關東州の生産に係る毛織絲又は毛織線を原料としたるもの

三二六の内	手製又は手縫製のブランケット(關東州の生産に係る手縫糸又は手縫綿を原料としたるもの)
三三九の内	ガンニー襪(關東州の産に係るガンニー布を原料としたるものにして長九十五センチメートル、巾六十センチメートルを超えるもの)
三	別號に掲げざる希用製品
四三二の内	二の内、内地、朝鮮、臺灣、樺太又は(關東州の生産に係る綿布及關東州の生産に係る油を原料としたるもの)
四三二の内	ポートランドセメント
四三二の内	別號に掲げざる礦物及礦物製品
四三二の内	二其他
四三三の内	乙の内マグネサイト又はドロマイトを主要原料としたる建築材料(粉狀のもの)
四三三の内	煉瓦(セメント製のものを除く)
四三三の内	瓦(粘土製のもの)
四三三の内	耐火性粘土製瓦(別號に掲げざるもの)
四三三の内	硝子塊
四三三の内	硝子粉
四三三の内	硝子板
四三三の内	特殊鋼
四三三の内	一の内重量百分中クロムタンゲステン又はモリブデンの重量〇・五以上を含有するもの(關東州に於て製錬したる塊及錠並に之を原料としたる條、竿及板)
四三三の内	ニッケル及クロムを含む電氣抵抗材料(關東州に於て製錬したる塊及錠並に之を原料としたる砒、帶及線)
四三三の内	ゲージグラス
四三三の内	骨炭(徑一・二五ミリメートルの圓眼を有する篩を通過するものを除く)
四三三の内	安全燈ホヤ
四三三の内	牛肉(生鮮なるもの)
四三三の内	大豆(生鮮なるもの)
四三三の内	大豆硬化油(關東州の生産に係る大豆油を原料としたるもの)
四三三の内	別號に掲げざる布帛製品
四三三の内	二の内内地、朝鮮、臺灣、又は樺太の生産に係る亜麻布(他の植物纖維を交へたるものを含む)及關東州の生産に係る油を原料としたるもの

(八) 州内工業の現勢

大連市が工業都市として、總ての點に恵まれてゐることは、既に述べた諸條件を具備することによつて想像されよう。完備せる港灣の施設、豊富なる工業原料とを、その背後地たる滿蒙に有する大連である。而して州内の現勢を一瞥するに大體次の如く類別することが出来る。

- (1) 油房工業
- (2) 機械工業
- (3) 化學工業
- (4) 食品工業
- (5) セメント及石灰工業
- (6) 硝子工業
- (7) 煉瓦及瓦工業
- (8) 織維工業
- (9) 電氣及瓦斯業
- (10) 其他の工業

(1) 油房工業

これ等工業の中最も恵まれた條件を具備する點では油房工業を第一位に推さなくてはならぬ。即ち原料の混合に因つて生産する他工業に比し、滿洲特産たる大豆を原料とするが故に、滿洲では古くより營まれ、至る所にその所業を見せはるゝがその設備は頗る幼稚姑息なもので、文明の利器を應用したる大連の油房工業とは比較にならぬ。從て

大連の生産量は全滿洲生産業の大半を占めてゐる。

大連で初めて油房工業の起つたのは明治三十九年で爾來年々工場を増加したが、日本人がこの事業に手を染むるに至り、油房聯合會なるものを組織して、生産方面の改善、販路の開拓等専ら斯業の發展に努めた。

また一面これが發展を助長したものに滿鐵がある。滿鐵では輸送貨物の大連集中主義を執つた爲、大連に於ける工場に頗る好結果を齎し、數年を出でずして滿洲油房工業の中心地たる營口を凌駕するに至つた。

日露戦争前に於ける油房工業は人力又は家畜を動力とする家内工業の域を脱しきれない程度のものであつて、主として其の地方の消費力を限度として生産されてゐたに過ぎなかつた。

然るに歐洲大戰の勃發と共に、米國方面の化學原料及食料として豆油の需要が激増した爲、價格の暴騰となり、從來機械操業の油房は、日本向豆粕を主として豆油を従としてゐたものが、俄然その地位を顛倒し純然たる油房工業化し、製品の賣行良好に伴れて工場も簇生し、多量の生産を示すに至つたのである。然し乍ら豆油の販路を米國に得たと云ふことも、戰時中植物油の消費が多量であつたのと、その補給が困難なるとに因る一時的の現象であつて、大戰が終熄し平和が復古するに從ひ需要が減じて行つた。加之打續く世界的不況に觸され滿洲事變後に於ける支那本土行き豆油販路が閉鎖され、日本向豆粕が農村不振に因つて激減する等の諸事情に逢着して經營困難に陥り依然頓挫の狀態に置かれてゐる。

現在大連市内に於ける油房工場は邦人六滿人五十二を有してゐるものゝ、その内操業しつゝあるは極めて寥々たるものである。而して邦人の經營に係る代表的ものは日清製油、大連油脂工業、三泰油房、豐年油房等の會社であるが滿洲事變後の業績には見るべきものがない。

尙油房工業に包摂されるもので麻子油、落花生油、蘇子油、胡麻油等も生産されてゐるが、生産量は極めて少く豆油と對比すべくもないので省略することにした。而して大連聯合油房の調査に依ると昭和八年度豆油輸出額は支那本土との貿易杜絶に因つて半減されてゐる。

いま昭和五年以降大連港より輸出したる豆油及豆粕の數量を仕向地別に擧げて見ると即ち次表の通りである。

豆 粕

仕向地	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
日本	6,231,311 担	5,070,000 担	5,070,000 担	5,070,000 担	7,130,000 担	6,500,000 担	5,500,000 担
歐洲	1,750,000 担	1,900,000 担	1,500,000 担	700,000 担	2,500,000 担	2,500,000 担	2,200,000 担
米國	1,100,000 担	1,900,000 担	1,500,000 担	2,100,000 担	3,200,000 担	2,800,000 担	2,500,000 担
露國	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,500,000 担	1,500,000 担	1,500,000 担
南洋	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担
支那	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担
朝鮮	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担	1,000,000 担
計	10,081,311 担	10,870,000 担	10,570,000 担	10,870,000 担	13,330,000 担	12,300,000 担	11,200,000 担

(滿洲重要物産調査)

豆 油

仕向地	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
日本	1,500,000 担	1,500,000 担	1,500,000 担	1,000,000 担	1,500,000 担	1,500,000 担	1,500,000 担

第二章 大連の産業

計	歐洲		米國		南洋		支那		朝鮮	
	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
昭和五年	10,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和六年	10,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和七年	10,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和八年	10,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和九年	10,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和十年	10,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和十一年	10,000	7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(滿洲重要物産調査)

豆油及豆粕公定相場

年度別	豆油		豆粕	
	百斤	百斤	百斤	百斤
昭和五年	170.00	110.00	110.00	110.00
昭和六年	170.00	110.00	110.00	110.00
昭和七年	170.00	110.00	110.00	110.00
昭和八年	170.00	110.00	110.00	110.00
昭和九年	170.00	110.00	110.00	110.00
昭和十年	170.00	110.00	110.00	110.00
昭和十一年	170.00	110.00	110.00	110.00

豆油は百斤、豆粕は一枚約四六斤の價格を示す

(2) 機械工業

大連に於ける機械工業發達の過程を見るに、日露戰役頃滿洲の各種工業及土木用其の他に使用する機械器具類は殆んど諸外國から輸入したものであるが戰後日本人の手によつて海陸の運輸、交通、鑛山の開發、工業の振興等各種の文化的施設を行ふに及び工業用機械器具その他土木用、建築用、採掘用、船舶用等各種の機械器具或は附屬品又は部

(1) 金屬工場數

分品等の需要が頗る増加し、その結果として副産的に之が製造又は修理を行ふ工場の設立を見るに至つた即ち明治三十九年七月に大連鐵工所が設立されたのを始とし、翌四十年に滿鐵沙河工場、四十一年には川崎造船所大連出張所、鳥羽洋行鐵工部、順興鐵廠等が設立された。殊に大正五、六年から各種の機械工場が簇生したが歐洲戰亂後の斯界ハニツクに遭遇して、機械工業界は甚大な打撃を蒙り、解散或は閉鎖するもの續出して一時大連の工業界は衰微の悲境に陥つた。この間蘇然頭角を現し依然として今日に至りたるものに滿鐵沙河工場と大連機械製作所とがあるのみで他に特記すべきものはない。左の昭和十一年度末に於ける工場の現勢である。

事業別	旅順		大連		州		普		關		店		子		窩		計	
	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠		
金屬精煉業及材料品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鑄物製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鑄物以外の金屬製品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他の金屬工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	9	5	6	7	9	5	6	7	9	5	6	7	9	5	6	7	9	5

(二) 機械及器具工場數

事業別	旅順		大連		州		普		關		店		子		窩	
	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	
電氣機械器具製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	9	5	6	7	9	5	6	7	9	5	6	7	9	5	6	

第二章 大連の産業

第二章 大連の産業

計	其他の機械器具製造業	造船業	車輛製造業	農具製造業	農用機械製造業	農具製造業	農用機械製造業
八	二	二	二	二	二	二	二
一三	一	二	四	三	四	八	一八
二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二

四四

(3) 化學工業

化學工業としては従来牛脂及豆油を原料とする石鹼製造工業と、豆油を原料とする洋蠟燭製造工業があり、染料及染料工業として概ね礦物質硬化染料及豆油を原料とするマクネンヤ粉末、スタツコマンチュリア礮石粉及トラストペイントの類であり、州内では主として大連及旅順で製造されてゐたが、近時孰れも利用價值を認められ將來需要増加の傾向を示してゐる。而して石鹼製造を目的とするものに滿洲石鹼株式會社があり、同社は大正八年公稱資本金百萬圓を以て設立されたのであるが、創立早々財界パニックに逢着して豫期の成績を擧げてゐない。染料製造工業を代表するものに滿洲ペイント會社があるが、内地及外國製造に押されて一時苦境に喘いでゐたが滿洲事變後滿洲向が激増して現在では充分機能發揮してゐる化學染料の製造は近時亦獨逸品に對抗し得ず、業績に見るべきものはなく、大和染料株式會社の如きも減資其他の方法によつて辛うじて現状を維持してゐる状態である。

然るに昭和三年來の懸案であつた滿鐵の硫酸工業も愈々具體化して昭和八年五月資本金二千五百萬圓を以て滿洲化學工業株式會社が設立され、硫酸の製出を見るに至つた。斯くして今後に於ける州内の化學工業は相當の活況を呈す

べく多大の期待がかけられてゐる。左は昭和十一年末に於ける工場數の狀態である。

工場數

事業別	地方別	旅	順	大	連	金	州	普	關	店	子	窩
工業藥品製造業												
染料製造業												
塗料及顔料製造業												
石鹼及化粧品製造業												
植物動物油脂製造業												
鹽類製品製造業												
醫藥及醫藥同類似品製造業												
製紙業												
肥料製造業												
燐寸製造業												
其他の化學工業												
計												

(4) 食料品工業

食料品工業の内で原料の自給自足によつて最近頗るその聲價を高めたものに味噌及醬油醸造工業がある。醬油は従來支那に清醬と稱するものがあつたが、一般支那人は生活程度が低く、調味料としては主として鹽を使用してゐたの

第二章 大連の産業

で需要も頗る少く、従て日本製醬油は滿蒙の地では決して普遍的でなく、僅に鐵道附屬地居住の中以上の階級者の一部に限られてゐたに過ぎなかつた。然るに文化の發達に伴れ漸次一般滿洲人家庭にも使用される傾向を呈し、一方邦人の移住増加と共に、滿洲事變後は一層その需要が増大したのである。

前にも述べたる如く、滿洲は原料としての大豆、小麦及鹽に富みこれが價格に於いても到底内地の比ではなく頗る有利の地を占めてゐるので漸次同業者も簇出して、現在では大連のみでも十指を刺す状態を呈してゐる。昭和四年に於ける醸造額は一萬九百八十九石、價格三十三萬二千三百餘圓を示してゐたものが現在では醸造總額二萬石に越える活況だが、販路は主として附屬地及滿蒙方面で、大連醬油會社が僅に天津及青島上海に支店を設置してゐるも例の排貨ポイコットの餘波を受けて業績に見るべきものはない。

味噌は日本人の食卓には缺ぐべからざる必需品ではあるが、販路が狭小で從來さしたる成績を擧げてゐなかつたがこれも事變後邦人の移住する者多きを加へたるに正比例して漸次好轉を辿つてゐる。醬油に次で有卦に入つたものに清酒醸造業がある。日本清酒は滿蒙經營當初時代は全部内地から輸入されてゐたものであるが、在滿邦人の増加に伴ふてこれが消費量も増大し、供給に不自由を感ずる状態に立至つたので、明治四十年餘慶商店が大連に醸造工場を置いて斯界進出のトップを切つたのであつた。

其後大正十四年に至り關東州酒造組合の成立を見るまでに同業者の數を増し、斯界統一向上に努力するに至り、關東廳も初年額六千圓の補助を與へて斯業の發達を助成し今日に及んだものである。而して關東州でも内地に劣らぬ可成り良い清酒が醸造されるに至つた事實を承知する者は滿洲でも極めて少數である。それは從來の生産石數が少かつたのと消費地が滿洲に限られてゐた等の關係もあらうが、水質が内地に劣つてゐると云つた誤謬も手傳つてゐることを見逃さない。

關東廳の囑託である某斯界の權威者は調査の結果、關東州産清酒は内地産に劣らぬ芳醇を有してゐると聲明してゐる要するに州内の清酒醸造界は前途に光明を認めて、漸次滿洲をして自給自足的たらしめる氣運に向つて來た。昭和五年頃迄は日本酒の滿洲に於ける消費量は年額約二萬五千石と推定されてゐたが昭和九年には州内醸造量でも大連一萬三千五百六十石餘、旅順が二千七百四十石餘に及び、内地産輸入清酒と約同量にまで漕ぎつけた。大體に於て州内食料品工業としては右の如く、醸造工業がその主體を爲してゐるが、この外に昭和工業株式會社の「味の素」製造があり清涼飲料水製造として、月星(合資)滿洲野礦泉(個人)大連製氷(株式)等があり、製菓工業として森永製菓販賣會社があつて専らビスケット製造に當つてゐる。次に州内に於ける昭和十一年末の食料品工場數を示せば左の如くである。

工場數

事業別	地方別	旅順	大連	連金	州	普	關	店	子	窩
精穀及製粉業			四	一						
酒類醸造業			七	一						
水産品製造業			四	一						
味噌醬油醃造業			一	一						
清涼飲料水製造業			一	一						
製菓業			一	一						
菓子パン製造業			一	一						
煙草製造業			一	一						
其他の食料品製造業			一	一						
計		二	九	一	六	二				五

(5) セメント及石灰工業

關東州内はセメントの原料である石灰及粘土が頗る豊富であり當然本工業の興るべき素質を有してゐる。殊に滿洲事變後に於ける滿洲國の文化建設に伴ふ建築其の他諸種工業の勃興は、必然斯業に好材料を提供して石灰及ドロマイトの如きは現在尙供給不足の状態に置かれてゐる有様で、多年沈滞を續けて來た斯界は時ならぬ活況を呈してゐる。

而して大連に於けるセメント製造業に先鞭をつけたのは小野田セメント株式会社である。同社は明治四十年五月大連市郊外(周水子)に資本金六十萬圓を投じて設立され、同四十二年六月より作業を開始したのであるが、當時は製造能力も一年を通じて僅に二十五萬樽を出なかつた。其の後滿洲に於ける建築界の發展に伴ひ、セメントは逐年需要増加するにより同社では更に大正八年工場を擴張し、年産額七十五萬樽を製造する能力を有するに至らしめた。州の内外を問はず近時事業界、建築界の活況は驚異的とされ、同社は最も將來ある工業として目されるに至つた。

ドロマイト(珪白セメントとも稱されてゐるが、セメント程の粘着硬化力なし)は其の原料たる苦灰石が大連、旅順、金州の各地に極めて豊富に埋藏されてゐる。大連では大正九年資本金六萬圓を以て珪白セメント合資會社の創立を見たが、財界パニックの餘波を受けて業績不振を續け、其の後大連ドロマイト株式會社に改組されて現在に及んでゐる。而して滿洲事變後特に本工業が有望視され、南滿ドロマイト、金剛、大同マイト等簇生し、個人經營を合すれば優に十指を屈するに足る盛況を呈してゐる。ドロマイトは一見石灰に似たれども品質頗る優良で、普通ポーチランドセメント同様に使用され各種化粧工事の材料に供され近時著しく其の價値を高むるに至つた。而してこれがレイトは五〇斤一袋一等品で五十八錢、二等品で四十五錢で州内一日の製造全能力は三千六百袋内外と評されてゐる。

南滿ドロマイト、大連ドロマイト、南滿礦泉、滿洲微粉、大同マイト、金剛ドロマイトの各會社は斯界の代表的存在であるが其の大半は滿洲事變後の起業に屬し關東廳調査課の發表による昭和十一年度末の工場数は次の如き數字を示してゐる。

工場数

事業別	地方別		迎金	州	普	蘭	店	子	窩
	旅	順大							
セメント及石灰製造業			一〇						
砂子用製品製造業			七						
計			一七						

(6) 硝子工業

硝子工業の原料たる硝石は關東州内到處に豊富にこれを産し、特種製品の材料として原料を内地に求めてゐるがそれは極めて少量であつて現在では州内産原料を以て完全に自給自足の域に達してゐると見て差支ない。而して硝子工業は日露戦争後日支人間に於て、硝子屑を原料として、極めて小規模に營まれてゐたが、屢類及ホヤ等を製造する程度のものに過ぎなかつた。

然るに歐洲大戰後船舶の不足に伴ふ運賃の高騰は、日本に於ける硝子工業の發達を促し、爾來特種のものを除き歐米品の輸入は殆んど滿洲から断つた。州内は斯業發展の必要條件たる原料豊富、品質優良、燃料低廉、氣候寒冷等を具備してゐるので頗る有望視され昌光硝子、大連窯業の如き會社の設立を見るに至つた。これより先滿鐵では窯業試験場内に硝子工場を新設して大正七年二月これが作業を開始したが、爾來鋭意研究の歩を進め、原料の調査、窯式の撰擇、火焰の調節及其の接觸關係、坩堝の品質改善等諸問題の解決に努めた結果、大正八年十二月從來研究の對象

たりし獨、塙品を遙に凌駕する優秀製品を得て、當初の目的たる曹達硝子の品質改善に成功し、これが製品は世界の市場たる南支、南洋、印度、濠洲等に輸出試賣するに至り、亦硬質硝子も歐洲品に匹敵する成品を納入堂々前記各地に進出するやうになつた。大連窯業株式会社はこれ等滿鐵の有する一切の設備並に業務を繼承して大正十四年七月資本金百二十萬圓を以てこれが設立を見たのである。

而して滿鐵では板硝子の製造を有視し、大正十三年板硝子製造工場を建設する計畫を樹て、約九十萬圓を以て米國よりフリンク式窓硝子製造装置一式を購入し市内秋月町に二萬三千坪の敷地を定め、翌十四年四月これが工事に着手し同年九月竣工、工場は旭硝子製造株式会社と共同出資となし、資本金三百萬圓全額拂込の會社とした、即ち昌光硝子株式會社がこれである。

昌光硝子株式會社は市内秋月町に本社を有し、昭和四年頃までは年生産額三十萬圓の製造能力とされてゐたが、昭和九年では五十萬圓の製造能力を有し、廣く南洋、南支方面を販路としてゐたが、例の南支の排貨ポイコットによつて従來の輸出量は激減の餘儀なき立場となつたが、滿洲事變後は滿洲向のものも相當量に上り、現在では南洋、北支滿洲の各地を主要販路としてゐる。

南滿洲硝子株式會社資本金は三十萬圓を以て昭和三年三月、滿鐵の直轄たりし大連窯業硝子工場を繼承獨立したもので主として次の如き製品を出してゐる。

- (A) 曹達硝子、輸出向カップ及食器類、地方向カップ及食器類、燃火用器具、建築用器具
 - (B) クリスタル硝子、プリント、グリスタ食卓用器、ボヘミアクリスタル食卓用器、本硬質化學用器、本硬質汽罐
 - (C) グーシ類、本硬質炭坑ホヤ、半硬質各種ホヤ、魔法屢類
- 特種硝子、電信電話用硝子、汽車汽船信號燈レンズ

而して州内各地に於ける工場数は昭和十年末に於いて次の如き數字を示してゐる。

事業別	工場数				
	旅	順大	連金	州普	州子窩
硝子及硝子製品製造業	1	1	7	7	1
計					

(7) 煉瓦及瓦工業

煉瓦及瓦工業は都市建設の上に不可分の關係を有することは自明の理に屬する。而して州内は煉瓦の原料である粘土に富み、殊に事變後に於ける各種事業の勃興に伴れ、斯工業は一齊に活動を開始した。大連に於ける煉瓦工業は主として現地消費量を基として製造されてゐる。因に州内に於ける昭和十一年末の工場状態を見るに次の通りである

事業別	工場数				
	旅	順大	連金	州普	州子窩
陶磁器製造業	1	1	4	4	1
煉瓦及瓦製造業	1	1	3	3	1
其他の窯業	1	1	5	5	1
計					

(8) 織維工業

滿洲に於ける棉花は漸次作付反別の増加を示してゐるが、主として遼陽以南であつて、北滿方面は氣候の關係で耕

作に不適と云はれてゐる。滿洲國でも建國以來特に棉花栽培を奨励し、古くより關東廳及滿鐵でもこれに力を致し、棉花協會を置いてその奨励機關とし、滿洲棉花會社を創立せしめて専ら斯業の發達に努力してゐるので近い將來に於て二十萬町歩の作付は可能と豫想されてゐる。

紡績工業は大正十年頃奉天に滿人側經營の紡紗廠が設立されたのが斯界の先驅で、同十二年には大連郊外周水子に福島紡績會社分工場、翌十三年には遼陽に滿洲紡績會社と金州に内外棉花會社分工場の設立を見た。

現在滿洲に於ける工場は、滿洲産の原棉量が少いので止むなく原棉は南支及印度に仰いでゐる、従て日本内地の紡績業者に比して頗る不利な立場にあるが、需要地の廣汎なこと、勞銀の安いこと、關稅及運賃の低率な關係で、内地に比し頗る有利な立場に在るので、原棉の失を補ふに充分である。且つ前述の如く棉花作付の助成奨励が行はれてゐるので自給自足の時期に到達すれば益々有利な地位を占むるので、將來に於ける斯業には大なる期待がかけられてゐる。

而して現在州内に於ける紡績工業を代表するものは大連管内周水子に在る福島紡績株式會社と、金州に在る内外棉花株式會社の支店である。前者は大連に本店を有する福島紡績株式會社の事實上の分工場であるが、便宜上姉妹會社として獨立せしめ、大正十二年四月資本金三百萬圓を以て創立した。後者は和歌山に本社を有する内外棉花株式會社の支店であり、堅實の業績を續けてゐる。

纖維工業中で紡績に並いて重要視されてゐるものに製麻工業がある。従來滿洲に生産する麻は主として地方的需要を充たすに過ぎなかつた、産地としては松花江流域を首位とし、鴨綠江、渾河、遼河、太子河等の流域これに並ぎ、年額生産高は五千萬斤と評されてゐる、而して製造工場としては大連に滿洲製麻會社がある、製品は麻袋を主とし帆布綱、縫糸及玉巻糸等で、麻袋は大豆、高粱、粟等の特産物容器として缺ぐべからざるもので、近來はセメント機代用としても使用されてゐるが、これは紙袋の出現に押されてさしたることはない。

滿洲製麻會社は奉天製麻會社が事業不振のため工場を閉鎖したので、全滿を通じて只一社となり完全に獨占事業となつたに拘らず、業績に多く見るものなく創立以來經營難を續けて來たが、麻袋の需要は益々擴大される傾向を示し近時頗る活況を呈し、重要商工業としての地歩を固むるに至つた。左は州内に於ける昭和十一年末の纖維工業の工場數である。

工場數

事業別	地方別						計
	旅	大	連	金	州	普	
製絲							1
紡績							1
織物							1
其大小製造							4
其他の織物業							4
製綳							2
染色、精練、漂白及整理業							2
計			24		21		46

(9) 電氣及瓦斯業

電氣事業に就ては、動力及燃料の條下で、大體の狀勢を述べて置いたので、本項では重複を避け單に電力料金のみを掲ぐることに止めた。滿洲電業株式會社(滿洲電業股份)は業績の好調と時代の進運とに伴れて、屢々電力料金の値

下を行つて来たが滿洲に於ける電氣事業が統一されたので更にコストの低減が行はれるものとして期待されてゐる。
而して之が供給は三相、二百ヴォルト又は三千ヴォルトを標準として使用電力量に依り料金を算出する従量制である。

- A 準備料金(低壓)
 - 契約容量一馬力又は一キロヴォルトアンペア 一箇月に付 壹圓五拾錢
- B 電氣料金(低壓)
 - 一箇月使用電力量 一キロワット時に付

一キロワット時迄の分	三錢四厘
五千キロワット時迄の分	二錢八厘
一萬キロワット時迄の分	二錢六厘
一萬キロワット時を越ゆる分	二錢四厘

(高壓を以て電力を使用する時は右料金計額より五分低減す)

C 臨時に使用する電力の料金は其の使用日數に應じ準備料金を次の如く徴してゐる。

使用日數	料 金
三十日迄	二十圓
三十日以降六十日迄	十五圓
六十一日以降	十圓

而して契約容量は、設備機器の銘記容量に依つて積算電力計毎に定め、變壓器を使用する場合は當該變壓器又は接続機器の何れか容量の小なる方に依り、設備機器の全部を同時に採用し得ざる場合の契約容量は、設備上同時に使用し得べき機器の銘記容量合計の最大なものになつてゐる。設備容量一馬力又は一キロヴォルトアンペアのものは、これを一馬力又は一キロヴォルトアンペアと看做され、出力をキロワットにて銘記せるものは之を馬力に換算し、次の如き場合の契約容量料金は別に協定することになつてゐる。

- (イ) 最大負荷表示器を使用する
- (ロ) 三馬力又は三百キロヴォルトアンペア以上のもの
- (ハ) 高力率の機器を使用するもの
- (ニ) 使用時間を特定するもの
- (ホ) 其の他種のもの

更に電熱の供給状態を見るに、電熱は百ヴォルトを標準とし、供給方法は容量を基準とし電力量に依つて支拂ふ従量制である。

- A 電氣料金
 - 使用電力量 一キロワット時に付 四錢
- B 契約容量一キロワット當一箇月の最低料金は次表の如く、一箇月間の電氣料金が之れに満たないとき又は全然使用せない時に徴されるのである。

契約容量	一キロワット一箇月に付
四キロワット迄の分	一圓五十銭
四キロワット超過の分	一圓

契約容量は電流制限器に依るもの外、設備上同時に使用し得べき機器の中容量大なるものを積算電力計毎に通算する、而して設備容量一キロワット未満のものはこれを一キロワットと看做すことになつてゐるが、使用時間を特定するもの及其他特種のものに對しては電力の供給と同様料金の協定をなすことになつてゐる。

電力の供給事情に之が料金の低か否かは、直に工業の發達上重大なる關係を有するが故に、大連に於ける電力料金が内地都市に比してどうかを知る必要がある。次は其の比較である。

一般電力料金比較表

需要順位	供給地名	事業者名	契約容量 馬力	同馬力上	同馬力上
一八	一京	京城電氣	三・二〇	八六・二〇	二二八・〇〇
二三	二大	滿洲電業最低料金制	三・二〇	八六・五〇	三三三・〇〇
二三	三大	山日本海電氣	三・三〇	九八・四〇	一六〇・五〇
二二	四大	阪大市電	三・三〇	九六・五〇	一六四・〇〇
二三	五大	滿洲電業準備料金制	三・四〇	一〇一・四〇	一五六・七五
七	六神	神戶市電	三・五・八六	一〇〇・一〇	一四九・三〇
五	七京	京都府電	三八・五〇	一〇六・四〇	一六八・三〇

備考 昭和九年現在調査調査二に依る以下同じ

最低料金比較表 (含計器損料) 晝夜間送電

需要順位	供給地名	事業者名	契約容量 馬力	同馬力上	同馬力上
一八	八福	岡州電	三九・六五	協定	協定
一九	九大	阪州電	四一・四〇	一七〇・〇〇	一八九・二〇
一六	一小	倉九電	四一・五〇	一三三・一〇	二〇四・三〇

需要順位	供給地名	事業者名	契約容量 馬力	同馬力上	同馬力上
二三	一大	連滿洲電氣	二〇・〇〇	六〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二八	二京	京城電氣	三一・一〇	八一・九五	一三三・八〇
二三	三富	山日市電	三一・五〇	九四・五〇	一五七・五〇
七	四神	戸本海電	三五・八六	一〇〇・一〇	一四九・二〇
八	五福	岡九市電	三九・六五	協定	協定
一九	六大	阪九急電	四一・四〇	一二〇・六〇	一四五・八〇
一六	七小	倉九軌行電	四一・五〇	一二三・一〇	一四三・三〇
一	八東	京州電	四一・五〇	一二三・五〇	一四三・三〇
六	九濱	京州電	五一・〇〇	一五二・五〇	二二五・五〇
二五	一〇長	野信電氣	五一・八〇	一三八・〇〇	協定

準備料金比較表 (含片購料) 晝夜間送電

需要順位	低廉順位	供給地名	事業者名	準備料金 契約容量一〇馬力	同 三〇馬力上	同 五〇馬力上
二二	一	大連	大連市電業	一〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇
二二	二	大連	大連市電業	一五〇〇	四五〇〇	七一・二五
五五	三	京都	京都電業	一五七〇	四六〇〇	七五・二五
二二	四	本館	本館電業	二一・二〇	五四〇〇	八〇・八〇
二四	五	大館	大館電業	二四・五〇	五五〇〇	七五・〇〇
二四	六	近江	近江電業	二五・〇〇	七五〇〇	一一五・〇〇
一〇	七	福山	福山電業	二五・七〇	六三〇〇	一〇〇・〇〇
一五	八	山口	山口電業	二七・〇〇	八〇・二五	一三三・五〇
九	九	新潟	新潟電業	二七・〇〇	七五〇〇	一一五・〇〇
一三	一〇	岡崎	岡崎電業	三〇・〇〇	九〇〇〇	一二五・〇〇
一七	一一	姫路	姫路電業	三四・四〇	協定	協定

右表が明示する如く大連に於ける電氣料金が、其の低廉順位が内地各都市を通じて、一般電力料金に於て第二位最低料金に於て第一位、準備料金に於て第二位と云ふ数字を示し、需要順位が第一位にある東京と對照するも、如何に低廉であるかを窺ふに恰好の資料たるを失はぬ。

△ 大連に於ける瓦斯の供給は、滿鐵の傍系會社たる南滿洲瓦斯會社が之を經營してゐる、同社は滿鐵經營中のものを

大正十四年に繼承し資本金一千萬圓を以て創立され、爾來家庭燃料として都市生活の上に重き使命を果し、一面亦工業用燃料として沙河口鐵道工場に供給する等滿洲に於ける重要工業の一を占むるに至つた。而して瓦斯事業を計畫したのは滿鐵初代總裁後藤新平伯で、明治四十一年東京瓦斯會社の社長高杉博士を招聘して之れが計畫を委嘱したのであるが、當時撫順炭の販路も極めて狭少で、消化方法を種々考究してゐた時でもあつたので、取り敢ず撫順炭消化の一方法として立案された傾きもあつた。然るに當時大連市の現狀は戸數一萬に満たない状態で、この需要を以てして果して撫順炭消化の實を擧げ得るや否を疑はれてゐたのであるが、果せるかな一戸當りの瓦斯使用基準が歐米一流の都市同様となつたので、貧弱な當時の市街としては頗る贅澤な機能的施設と云ふより外なかつた、だが後藤伯が斯の如き貧弱な現狀を押し切つて大連市の殷盛を豫想して瓦斯事業を遂行したことは先見の明として敬服せざるを得ない。而して東京瓦斯會社内藤技師は高松社長の命を受けて大連市街の踏査、工場配管の設計監督に當る爲め來連し、明治四十一年末之れが方針の確立を得て直に工事に着手し、同四十三年三月營業の開始を見るに至つたのである。滿鐵が植民政策を意とし、市民の便宜を計り文化都市としての條件を具備する意氣込みから利益問題の如きは極めて輕視してゐた。

星移り月變つて茲二十五年、幾多の曲折を経て今日の隆盛を齎したのであるが、其の間當事者としての苦心の跡大低でなかつたことも容易に想像されるのである。瓦斯料金は需要率の多寡と副産物の消化如何に、不可分の關係を有するものであつて、東京市の如く瓦斯の需要率が多く而も副産物たるコークス及其他の加工品が完全に消化されて行く所では、必然低廉なる料金を以て供給出来る譯である。然るに大連市の現狀は今尙戸數七萬に及ばず、且つ其の内約半數が滿、支人である爲に需要率が頗る低減されてゐる上に、副産物たるコークスの消化も意の如く行かず、コークター及硫安等の加工物もあるにはあるが、極めて少量に過ぎずコストに影響を與へる程度のものでないに拘ら

第二章 大連の産業

す、供給料金の低廉順位が内地各都市を通じても第二位に在ることは刮目に値する、次は内地其の他に於ける瓦斯料金の計較表である。

内地其の他瓦斯料金表

営業箇所	瓦		計量器損 (三層)	需要家数
	立方呎	代米		
東京市(神奈川内見)	二七五	九八七	一五	七七五
新市	二七五	九八七	一五	八三〇
中野	二七五	九八七	一五	九二八
岩崎	二七五	九八七	一五	一〇二八
神奈川	二七五	九八七	一五	一三三〇
大阪	二七五	九八七	一五	一三三〇
兵庫	二七五	九八七	一五	一三三〇
長崎	二七五	九八七	一五	一三三〇
新潟	二七五	九八七	一五	一三三〇
奈良	二七五	九八七	一五	一三三〇
東京	二七五	九八七	一五	一三三〇
仙臺	二七五	九八七	一五	一三三〇

六〇

営業箇所	立方呎	代米	計量器損 (三層)	需要家数
金澤市	二八七	九〇〇	一五	七五三
山田	二八七	九〇〇	一五	一六四四
下関	二八七	九〇〇	一五	一五〇八
和歌山	二八七	九〇〇	一五	三三九八
福岡	二八七	九〇〇	一五	三三九八
熊本	二八七	九〇〇	一五	三三九八
鹿島	二八七	九〇〇	一五	三三九八
北海道	二八七	九〇〇	一五	三三九八
大連	二八七	九〇〇	一五	三三九八
鞍山	二八七	九〇〇	一五	三三九八
奉天	二八七	九〇〇	一五	三三九八
新京	二八七	九〇〇	一五	三三九八
新京	二八七	九〇〇	一五	三三九八
鞍山	二八七	九〇〇	一五	三三九八
大連	二八七	九〇〇	一五	三三九八
金澤	二八七	九〇〇	一五	三三九八

備考 昭和九年南滿瓦斯會社調査に據る

第二章 大連の産業

六一

第二章 大連の産業

六二

産業都市としての大連市は既述の如く、殊に工業都市として滿洲國內何れの都市よりも發達に必要な總ての條件を具備してゐることは充分認知されたものと思推するが、更にこれを綜合したもので關東州廳調査課に於て調査發表せられたる昭和十年現在に於ける州内産業現勢を左に表示して參考に供することとした。

投資額

區分	旅順		大連		普蘭店		貔子窩		計	
	社數	投資額	社數	投資額	社數	投資額	社數	投資額		
農	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	4	40000
水産	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	4	40000
鑛業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	4	40000
工業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	4	40000
商業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	4	40000
公務自由業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	4	40000
運輸業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	4	40000
計	7	70000	7	70000	7	70000	7	70000	28	280000

從業者數 (昭和六年六月一日勞働統計實地調査)

區別	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計
工場數	1	1	1	1	1	5

生産價額

計	外國人		滿洲人		日本人	
	計	男女	計	男女	計	男女
計	10000	10000	10000	10000	10000	10000

區分	旅順		大連		金州		普蘭店		貔子窩		計	
	社數	價額	社數	價額	社數	價額	社數	價額	社數	價額		
紡績工業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
金屬工業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
機械器具工業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
窯業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
化學工業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
製材及木製品工業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
食品工業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
瓦斯及電氣業	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	1	10000	5	50000
計	7	70000	7	70000	7	70000	7	70000	7	70000	28	280000

第二章 大連の産業

六三

第二章 大連の産業

計	二六、〇七五	四二、〇二五	六、七五〇	六、〇〇〇	三、一〇八	四、〇〇〇
其他の工業	二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

六四

電力使用調

區分	電燈		電力	
	個數	電量	戸數	電量
大連	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
旅順	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
金州	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
普蘭店	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
貔子窩	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	九、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

備考 單位は、キロワット時

第三節 將來の新興工業

大連の工業現勢は大體に於て以上の如く、工業發達の條件も他都市に比して極めて有利の地位に在ることは前各條下に於て累説したる通りであつて、工業都市としての大連の前途は實に洋々たるものである。即ち重工業に必要な鐵材、鐵鋼の供給は極めて豊富であり、化學工業其他の輕工業の發達にも可なり根強い根據を有してゐる。而して今後勃興する新工業として大連商工會議所で鋭意研究したものに次の九大工業がある。いま之を摘録して参考に資することにした。

△硫 安 工 業

昭和三年來の懸案であつた滿鐵會社の硫安工業も愈々具體化して、九年五月資本金二千五百萬圓の滿洲化學工業株式會社が設立され、昭和九年十月より硫安を製出することゝなつた。硫安の製法を大別すると石灰窒素法とアンモニア合成法に區別される。アンモニア合成法は水素と窒素とを壓縮合成してアンモニアを製造し、之を硫酸に吸収せしめて硫安となす所謂空中窒素固定法である。其の原料たる水素の製造方法には、水を電氣分解して得る方法と石炭を原料とする場合との二つの方法がある、我國では多く水の電氣分解法を採用し、滿洲化學工業會社では石炭を原料としてウーデ法によるのである。水素を得る爲に石炭を使用することは、水性瓦斯及電解水素法に比し遙かに生産費を低下せしむることが出来る。今滿洲化學工業會社深水常務が計示した合成法による硫安生産費を見るに。

水素原料瓦斯別合成硫安生産費

區分	完全瓦斯化瓦斯	骸炭爐瓦斯	骸炭爐瓦斯	電解水素(七厘)	電解水素(四厘)
瓦 斯	四・六〇	四・〇〇	三・二〇		
石 炭	六・五〇	六・五〇	七・五〇	二四・五〇	一四・〇〇
電 力	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
硫 酸	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
其他	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇

第二章 大連の産業

六五

金利償却及間接費	二五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇
計	五八・二〇	五七・五〇	五七・七〇	七一・五〇	六一・〇〇

備考 石炭代は作業費を加へ副産物収入を差引きたるもの

- (一) 完全瓦斯化に使用する石炭は灰分二五%内外にして不粘性石炭とし、その価格は之を六圓とし、残瓦斯は之をその熱量に於て石炭と同一價格にて賣却することとし、この場合の電力は一キロワット時一錢とす。
- (二) 酸炭爐瓦斯及水性瓦斯用酸炭を製造する石炭は、灰分一〇%内外の粘性石炭にして、相當揮發分大なるものを六圓にて使用し、残瓦斯及粉酸炭はその熱量に於て殆んど同一價格にて賣却し、電力は一キロワット時一錢とす。
- (三) 酸炭爐瓦斯の價格を一立方米八圓とし、その水素含有量は五〇%なるものを使用することとし、この場合の電力を一キロワット時一錢とす。
- (四) 電解水素の場合、電力一キロワット時七厘及び四厘の二つの場合を探る。
- (五) 硫酸の價格は何れの場合も同様と見る。
- (六) 建設費はその建設時期によりて著しき高低あるも、今は假りに何れの場合も之を同一とし、硫安一年一噸の能力につき二〇圓とし、之に對する金利及び償却を合せて二二%を計上する。

右の内(二)は滿洲化學工業會社の計畫せる場合で生産費が最も低廉である。日本に於ける硫安工場は多く(四)の場合である。この電解による水素は窒素一キログラム當り十六乃至十七キロワット時の電力を要するから、假りに一キロワット時五厘の電力を使用しても八錢かゝるが、滿洲化學工業會社の計畫せるコークス爐瓦斯中より水素を探る方法による時は、窒素一キログラムに付二錢乃至三錢で足る。従て電解水素を使用する場合は大體に於て電力料三厘以下でなければ對抗が出来ないのである。

硫安一噸を造るに要する電力を比較すると、水を原料とする場合は約七百キロワット、瓦斯を原料とする場合は約七百キロワットであるから、電力代を一キロ四厘とすれば、前者は硫安一噸に對し十五圓二十錢の電力費を要するのに後者は二圓八十錢で足り、兩者の差は十二圓四十錢となる、尤も後者は別に石炭代がかゝるが、硫安一噸に要する

石炭は(發電所用を含まず)〇・七乃至一・〇噸で、噸當り七圓と見ても五圓乃至七圓に過ぎない。それで右の電力費から之を控除しても結局五圓乃至七圓だけ有利な勘定である。

然るに滿洲化學工業會社に取つて更に有利なのはコストの安い撫順炭があり、しかも粉炭で間に合ふことである。従つて水素の生産費も發電所の電力原價も更に低下する、例へば硫安一噸に石炭一・二五噸(水素用と發電用とを合せ)を要するから、石炭代が一圓違へば硫安コストは一圓三十錢違ふ勘定である。同社は別に二萬キロの火力發電所を建設する計畫であるが、その原價は石炭を七圓位に見ても償却を込めて一キロ僅か七厘位で、内地の山元原價よりも安い位の電氣を利用し、またその所要電力も遙に少くて済むのであるから、勢ひ硫安の生産費は安くなるのである。

硫安の生産費を左右するものは水素を造る費用の外に硫酸を造る費用である。年産十八萬噸の硫安を生産するには約十萬噸の硫化鐵を必要とする、この硫化鐵は全部内地より運ぶのであるが、幸なことに同社の工場を水運の便に當む大連に設けることとなつて居るので、運賃が非常に安い、假りに撫順に工場を設けた場合を想像するに、石炭の運賃が不要の反面には、硫化鐵の搬入に際し輸入税と鐵道運賃がかゝり、更に硫安を内地に仕向ける場合は餘分に輸入税を負担せねばならぬ。硫安一噸に要する石炭は一噸二五であるから、硫安を撫順より運ぶ運賃と石炭を大連へ持つて來る運賃とは結局大差ない、かうした關係から大連に工場を置いた方が硫化鐵の鐵道運賃だけ得になるわけである。

我が國に於ける硫安會社の生産費は、朝鮮窒素の一噸當り三十圓が最低となつてゐるが、實際は電力設備の不備より三十三圓に當つてゐる。然るに滿洲化學工業會社の生産費は工場原價三十圓、償却費、荷造、諸税、金利、本船積込荷役費等の間接費十八圓十八錢、合計四十八圓十五錢の勘定である、しかし實際は撫順炭の使用によつて工場原價は噸當り二十七圓内外で出來る見込だといふ、假りに大連本船積込の原價が四十八圓とするも、之を内地の合成アンモニ

ア法に依る生産費平均五十七、八圓見當に比すれば、適當十圓内外の開きがあるので、それだけ安價に供給することが出来るのである。

硫酸工業は今後滿洲に於て勃興すべき合成燃料工業、大豆油抽出工業、曹達工業、アルミニウム、マグネシウム工業等の一大化學工業體系の基礎を來すもので、これが成否は滿洲の開発に重大なる關心を有するのみでなく、軍事的工業にも密接の關係あり、延いては我が國食料問題の解決、國防の完備、農村の振興、國際貸借の改善といふ如き諸問題に關聯し頗る重要性を帯ぶるものである。

△曹 達 工 業

關東州の鹽を原料として曹達工業を起すべしといふ意見は、明治時代より識者によつて叫ばれ、且つ研究され來つた問題である。その昔吉川工學博士は旅順で電氣法による製造方法を研究し、漸く完成を見たが、關東州は電力料金が高價であつて容易に採算とせず、その爲折角の計畫を内地に移轉するの已むなきに至つたが、内地には之に要する原料乏しきため十分の發達を見ることが出来ず、國內に於ける需要曹達の大部分は輸入に俟たねばならぬ状態であつた。滿洲には曹達工業の主要原料である鹽、石灰石及び燃料たる石炭が豊富であり、斯業を起すべき要素を充分に備へてゐるもかくの如き巨額の資本と精練なる技術とを要する事業は、内地の如く化學工業の稍發達した處に於てさへ困難であるのに、況んや滿洲では之が企業は容易なことではないと看做されて居つた。

然るにその後滿洲に於ける化學工業の發達を促進する上に、曹達工業を起すの有利有望なりとの議論が起り、大正十三年一月大連商工會議所は政府當局並に關東長官に對し、低廉なる關東州鹽を内地に補給するの方策を樹て鹽田の開墾を助長すると同時に、曹達工業の振興を企圖することを建議した。同年滿鐵會社に於ては新に板硝子工場を設置すると同時に、之に要すべき曹達の自給自足を圖る意向を有し、その第一着手として、曹達工業の權威西川虎吉博

士を招聘して曹達の原料たる關東州鹽の實地調査を依頼した。

次で十四年關東州特惠關稅法が實施され、曹達灰の内地輸入は無税となつた爲め、之が企業の前途に對して一段の曙光を認むるに至つた。そこで大正十五年滿鐵會社は大連に一大曹達會社を設立する計畫を立て、四川博士に企業目論見書の作成を依頼したが、それによれば會社の資本金五百五十萬圓、年額一億五千萬斤の關東州鹽を原料として四萬噸の曹達灰を生産せんとする計畫であつた。しかし之も色々の事情によつて實現せず、後三井や三菱と提携して斯業を起すといふ説もあつたがそれも立消えとなつた。

然るに滿洲國の建設成るに及び、諸種の化學工業發達し、之が工業の基礎原料たる曹達は益々その必要に迫られ、遂に昭和十一年五月資本金八百萬圓を以て、滿洲國法人滿洲曹達股份有限公司の設立を見、本社を新京に支店及工場を大連市外甘井子に設置した。

茲に永年の懸案であつた曹達工業は幾多の變遷を経て遂にその實現を見るに至り、アンモニア曹達法によつて曹達灰年産三萬六千噸を製出し、今後曹達の日滿自給並に海外發展に邁進することになつた。

曹達工業に必要缺くべからざるものは食鹽、石灰石、アンモニア、石炭及び水である。ところが幸にも關東州には此等の原料が頗る豊富であり、加ふるに最近滿洲化學工業會社の設立により、今後は硫酸工場と共同で電氣も蒸氣も利用し得るのみならず、硫酸工場では瓦斯精製用として曹達を可成り使用するのである。かく曹達工業と硫酸工業とは共存共榮の立場にあるが、この企業地として關東州の有利な點を述べんに

(一) 原料鹽の產出豊富なること

曹達工業は大量生産に依り初めて經濟的作業を行ふことが出来るのであつて少くとも四、五萬噸の工場設備を必要とする、而して之に要する原料鹽は約十萬噸で、これを產出するには約二千町歩の鹽田がなければならぬ。然るに

關東州には現在既設鹽田七千町歩あり産額は天候の良否によつて異なるも、昭昭五年は四億一千五百萬斤、六年は三億四千二百萬斤、七年は三億七千五百萬斤であつた。このうち州内に於ける消費は三千萬斤乃至四千萬斤の少額に過ぎず、産額の大部分は内地、朝鮮、樺太其他の方面に輸出されて居る。今後若し原料鹽の需要が増加すれば鹽田可耕地は州内に一萬町一町歩當産鹽九萬斤と見ても九億斤の産額であり、四萬噸や五萬噸の曹達灰を製造するには何等の痛痒も感じないのである。

(二) 石炭及石灰石の供給潤澤なること

曹達灰の製造には食鹽の外に尙ほ多量の石灰及び石灰石を必要とするが、此等の原料を得ることも極めて容易で、彼の撫順炭は一箇年に七百萬噸採掘され、之を滿洲のみで消化することは出来ず、總出炭高の半分以上は日本其他に供給して居り、又石灰石は州内産の所に産し就中大連灣北岸、金州、旅順附近に多く、周水子西北方一帶の丘陵は殆んど全山優良なる石灰石を埋藏して居るので、之が供給は頗る潤澤である。

(三) 曹達灰の内地輸入は無税なること

従來曹達灰の輸入税は百斤に付三十五錢の割合を以て賦課されたが大正七年法律第四號の税率即ち百斤に付四十七錢に改正されたので、噸當り約八圓近くの税金を納付せねばならぬのである。それが大正十四年六月關東州の生産に係る物品の輸出税免除に關する法律が公布され曹達灰も之が適用を受けることになつて居るため、今後關東州産の曹達灰は無税にて内地に輸入されるのである。

其他曹達工業の主要原料であるアンモニアは硫酸工場の成立によつて安價に供給せられ、また一時は非常に懸念された水の問題も、既に解決されて居るので何等の心配なく、實に關東州は曹達工業に適した理想的の場所となつたのである。

上述の如く曹達工業は關東州に適した事業であるが、唯茲に問題となつて居るのは内地に於ける曹達灰の供給状態である。曹達灰工業は多年不振の状態にあつたが、政府は斯業保護の意味に於て昭和四年度より五箇年間アンモニア式曹達灰工業に對し、金三百萬圓の補助金を交付することとなつた爲め、之を一轉機として曹達灰の生産は俄かに増加した。即ち大正年間には年産一萬五千噸に過ぎなかつたものが、昭和三年には三萬噸となり、更に政府の補助を受けるに至つた昭和四年度から急に増加して六年度は九萬三千噸に達し、七年度は十一萬噸と推算されてゐるが、しかしその製造能力は既に十三萬噸に上つて居るのであるから、必要があれば何時でも全能力を發揮することが出来る、一方曹達灰の需要は大正四年以後に於て激増し十萬噸となり、昭和年間に入り十三萬噸を消費するやうになつた。従つて内地の曹達灰工業は既に自給自足の域に達し、その製造能力から見れば最早供給過剩の状態となつて居るのであるところが幸なことには内地に於ては苛性曹達が不足であり、従來は食鹽の電解法によつて製造されたのだが、この方法に依れば必ず鹽素瓦斯の産出を伴ふし、鹽素瓦斯の用途は現在甚だ少ないので、電解法による苛性曹達の製造は經濟上一定の限度を超えることを許さない。それで苛性曹達は電解以外に曹達灰から所謂苛性化して製造する方法もあり、今日この方法によつて二萬噸位の製造されて居り、今後益々増加の傾向を呈して居る。苛性曹達の需要は八萬噸で、之を曹達灰に換算すると十一萬二千噸となり、重碳酸曹達の需計は七千噸、曹達灰に換算して四十九百噸であるから之等を全部曹達灰より製造するやうになれば、曹達灰自體の需要を加へた合計は二十三萬六千九百噸となるのである。然るに生産高は曹達灰十三萬噸、苛性曹達約六萬五千噸、曹達灰に換算して八萬三千噸、重曹は七千噸、曹達灰換算四千九百噸、合計曹達灰換算十八萬九千九百噸、即ち約十九萬噸となるので、生産高は需要高より尙ほ四萬七千噸程少ない計算である。

我が國の苛性曹達は其の八割まで人絹業に消費される。人絹等は目下盛んに新設乃至既設會社の擴張が行はれて居

る、二年後に於ける人絹生産高は現在の約二倍に増加するものと豫想されてゐるので、苛性苛達の需要も年々増加すべき趨勢にある。かうした事情であるから關東州に曹達工業を益々隆盛ならしめて外國品の輸入を防止するやうに努めねばならぬ。

△アルミニウム工業

我國に於けるアルミニウム金属の消費額は年額一萬二千噸、この價格一千萬圓内外に達し、主として北米合衆國を首め、瑞西、獨逸、英國、佛蘭西等より輸入されて居る。アルミニウム器具は普く流行し、従来の銅器及び珪那鐵器に取つて代り、また輕合金として飛行機、自動車、其他に利用され今やアルミニウム時代を出現して居るが、我國には未だ工業的に一應の製品さへも生産された例がない。

明治三十五年初めて輕金屬が輸入されて以來、輕金屬工業は幾度か企てられたが、一度も成功したことの無い事業である。失敗の原因は種々あらうが我國にアルミナの製出原料たるボーキサイトと稱する原鑛石の産出がないことが最大原因であつた。その爲め總ての計畫は國産原料たる粘土を唯一の原料としたが、この粘土にはアルミナ含有量が極めて少ない。例へばボーキサイトには六〇%を含有して居るが、この粘土には僅か二〇%より少ない、しかも硫酸の含有量が多過ぎるので世界的製法たるバイヤー法を採用することは出来ない。それで在來の酸で處理する製法即ち山崎氏の硫酸法に據るべく餘儀なくされたが、この方法アルミナの抽出量一〇%乃至一五%に過ぎぬのみでなく、どうしても酸が残つて純良なるアルミナの抽出が不可能である。加ふるに電力料の不廉と相俟つてコストは割高ならざるを得なかつた。これが我國に於て斯業の成功しなかつた原因である。

今日まで我國に於て輕金屬が起り得なかつたのは、原鑛ボーキサイトを産出しないことに基因するが、幸にも滿洲には鑛土頁岩又は硬質粘土と稱するアルミナを多量に含む鑛石が復州、金州、煙臺等に多量に産出し、その埋藏量

の如きアルミナ含有量四二%以上のもの七、七〇〇萬噸以上を埋藏すると言はれて居る。唯鑛土頁岩中には比較的多量の硫酸を含有して居ることが、ボーキサイトと異なる點である。いま鑛土頁岩と佛國産ボーキサイトの各成分を比較すれば次の如くである。

種別	滿洲産(一)	同上(二)	佛國産(赤色)	同上(白色)
アルミナ	五二・二七	五九・五五	五八・六	六三・七
酸化チタン	一・七九	一	二・八	二・四
酸化鐵	二二・六五	四・九〇	二六・二	五・五
硫酸	一九・三〇	二二・二五	〇・八	一三・三
灼熱減量	一四・六〇	一三・八五	一〇・九	一四・六

右の如く滿洲産鑛土頁岩には硫酸の含有量が多いことは缺點で、アルミナ鑛石としては不純物である硫酸の少いとが第一の要件である。彼のバイヤー法を採用する場合は、原料の硫酸含有量を五%以下に限定してゐる。従つて佛國産ボーキサイトに於ても白色の方はアルミナ含有量が高いに拘らず、硫酸の多い爲に利用されてゐない。それで滿洲産の鑛石がバイヤー法によること出来ず、その製鍊法は目下各所に於て専ら研究中である。

滿洲にはアルミナを含む粘土は無盡蔵に産するので、之を原料としてアルミナを製造せんとする議が關東軍及び滿鐵會社の間に起り、昨年末滿鐵會社は社議に於て二十萬圓の豫算を以て撫順に試験工場を建設することに決定した。粘土よりアルミナを製造する方法には、理化學研究所の鈴木博士がパテントを得た方法もあるので、滿鐵會社では取り敢へず之れによつて試験に着手すべく同博士の同意を得たのである。

従來粘土よりアルミナを製造する方法には乾式と濕式の二つあり、鈴木博士のパテントは乾式で、この方法は電氣爐の中に於て乾式電氣分解を行ふ爲めアルミナ一應當三萬乃至四萬キロワットの電力を必要とし、従つて電力の最も低廉なる場所を選ばねばならぬ關係上、滿鐵會社の試験工場が撫順に決定したのである。この方法は化學實驗室では

略完成し、唯工場試験を行ふのみであるから安全率は多いのであるが、比較的多くの富鑛を必要條件とし、この種の富鑛は理在耐火煉瓦材料として日本及び滿洲に於て消費され、製鐵事業の必須の項目をなして居るので、之を奪ふことは製鐵政策上考へねばならぬことである。

然るに濕式によるときは貧鑛でも出来るから、非常に好都合ではあるが、唯この方法は現在日本では全然手はつてゐないので、滿鐵會社は差當り撫順の試験工場に於て乾式により工業的製造に着手すると同時に、他方濕式の實驗的試験を行ふこととなり、既に中央試験所に於て之が實驗に着手した。若しこの方法が完成すれば餘り電力も要せないなら、大規模の工場を大連方面に建設する計程であると言はれて居る。

△マグネシウム工業

滿洲はマグネサイト鑛の産地として著名であり、大石橋地方は二百億噸の鑛量を有すると言はれて居る。マグネサイトの主要成分はマグネシウムといふ金屬で、これは炭酸鹽の形となつて含まれてゐるが、その用餘他製鋼工場に於て耐火材料即ちマグネサイト煉瓦として貴重なる築窯原料となり、或はリクノイド、人造大理石及び其他種々の工業製品の原料となつて居る。しかし將來の大きな問題は、マグネサイトの中の有用成分である金屬マグネシウムを取り出すことで、金屬マグネシウムは他の輕金屬であるアルミニウムと合金すれば、その製品は軽く且つ非常に丈夫で、弾力にも富んでゐる關係から、主として飛行機、飛行船の如く航空機の原料に使用されて居るのである。

マグネシウムの製造には鹽化物法と弗化物法とあり、前者は海水鹽化マグネシウムを、後者は弗化物を熔劑としてマグネシヤを熔融電解する法である。鹽化マグネシウムは食鹽製造の際に廢物として出る苦汁鹽より容易に造ることが出来るが、マグネサイトから造るのは經濟上稍困難である。一方マグネサイトは煨燒すれば直にマグネシヤとなるから、マグネサイトを原料とするならば弗化物法が近道である。この弗化方法は一時米國に於て行はれたが、

その結果は良からず最近中止して遂に鹽化物法に變つてしまつたと言はれて居る。今日電解原料として使用されて居るのはマグネサイト、ドロマイト、ピシヨフィット、カーナライト等であり、尙この外に水から食鹽を採取した後に残る苦汁も利用して居る。我國にはマグネサイトやカーナライトの如き原料がないので、理化學研究所では多年研究の結果、苦汁を原料とする製造法を發見し、次でその分身である理化學興業株式會社は越後柏崎町に於ける半工業的試験に成功し、今や理研マグネシウム株式會社により直江津信越製鐵株式會社工場に於て工業的製造を開始した。一昨年春專賣局が廢棄處分にしてゐた瀬戸内海沿岸産の苦汁を、理化學研究所で電氣分解法による毒ガスの鹽素とマグネシウムとの分離に完成し、初めて製品を市場に出したところ、マグネサイト原料は獨逸品に劣らぬといふ好評を博し、目下直江津工場で盛んに製造してゐるが、需要に應じ切れぬ盛況を呈してゐる。苦汁から分離した鹽素は激しい毒ガスの爲め、之を海に放棄すれば魚類が斃死し、陸に棄てても田畑作の枯死は勿論のこと一般に對しても危険である。然るに鹽素をマグネサイトにかけると炭素鹽素を進出し、鹽化マグネシウムとなり、之をまた分解してマグネシウムが製出される。現在苦汁の生産は内地年産約百八十萬石、關東州及び臺灣九十萬石で、此等は從來炭酸マグネシウム製造の原料として、或はまた豆腐製造用として約七十萬石を消化し他は放棄されて居つた。この廢物と殆んど無盡藏の稱ある滿洲のマグネサイト鑛を利用して、飛行機用材を首め、日用品、諸金屬製品を製造するに至れば、それこそ理想的な國益の増進である。

瀬戸内海沿岸の鹽田地で産する採鹽後の苦汁は年産百四、五十萬石のうち利用の方法なく徒に放棄されてゐる數量は七十萬石に達すると言はれてゐるが、理研マグネシウム株式會社に於てはこの廢物は滿洲産のマグネサイト鑛を原料として、マグネシウムを製造すべく工場を廣島以西の地に移轉すべしと傳へられたが、その後新聞紙の報ずる所によれば、滿鐵會社と理化學研究所と協力し資本金七百萬圓を以て日滿合辦のマグネシウム會社を設立するこ

とに内定した由で、將來は原料の豊富な滿洲に一大工場を設置する筈であるが、斯品は一噸に付八百二十四の關稅を要するので、右關稅關係の解決を見るまでは内地に年産四百噸程度の工場を建設する計畫であると傳へられて居る。

△大豆油工業

滿洲大豆の産額は年々約五百萬噸と稱せられ、その中大豆のまゝ海外に輸出せらるゝものは四十%、油房工業の原料として消費せらるゝもの三十六%、其他は食料、飼料、或は翌年の種子用として保存されるのである。油房工業は古くより營まれ、南北滿洲を通じて到る所に見られるが、就中最も盛んなのは大連であつて、滿洲全生産能力の半分を占めて居る。

ところが油房工業は舊式の楔式から、壓式の螺旋式又は水新式による機械油房に進歩し規模が大きくなつたといふのみで、出油率は十年一日の如く一向に變らない。それでも滿洲は斯業の獨占的立場にあつた時代は非常な發展を極め、營業者も相當の成績を擧ぐることは出来たが、歐洲大戰後獨逸を初め英國、和蘭、丁抹等に於ける製油業が發達し、製品たる豆油よりも原料大豆を輸入して自ら搾油した方が、遙に有利であることを發見した爲め、滿洲産大豆の歐洲向輸出が年々増加して來た。一方大豆粕は大部分日本に輸出され、内地に於ては窒素肥料として使用されてゐるが近年空中窒素固定法によるアンモニアの合成法が工業化され、人造肥料としての確安の製造が我國に於て著しく發達し、しかも値段は豆粕を使用するより割安であるので豆粕の勢力範圍は一步々確安に蠶食され、従前に比すればその使用量は非常に減じて來た。

かうした事情で滿洲に於ける油房工業は不振を仰ち、廢業するもの年と共に増加し、現状のまゝでは自滅の外はないので、曩に關東廳及び滿鐵會社首唱の下に營業者その他を打つて一丸となし大豆工業研究會なるものを組織し、窮境打開を目的として廣汎に互る調査研究を行ふに至つた。それと同時に豆粕の飼料化によつて活路を見出さんとし、

或はまた滿鐵中央試驗所に於てはアルコールに依る化學的抽油法に就て鋭意研究する所あり、遂に成功するに至つたが、滿鐵會社では資本金七十萬圓を以て大連に工場を設け、この方法を利用して日産百噸の豆油を溶出すべく計畫中であると傳へられてゐる。本法によれば油、粕共在來のものに比して品質優良、しかもその外にレシナンテ、砂糖、ウイタミンB等の副産物を製出することが出来る。之を要するに大豆油工業は大豆の含有蛋白質を利用し、之れが飼料化、食料化に向つて進まねばならない。

△澱粉工業

大豆に次で重要な農作物は高粱及び玉蜀黍である。その産額は前者三千七百萬石、後者一千二百萬石で、その大部分は滿洲國人の食料に供されてゐるが、將來は米國に於けるコーンスターチ工業の如く、滿洲に於ても高粱や玉蜀黍を原料とする澱粉工業が勃興することは想像に難くない。従來我國に於ける玉蜀黍澱粉製造は何れも小規模でありその方法も頗る幼稚であつたが、滿鐵中央試驗所に於ては夙に之が製法の研究に従事し、完全なる流種法を採用し且つ熱氣乾燥によつて試験した結果が非常に良好であつた。

この方法によると玉蜀黍を搗碎する場合に、その胚を手易く分離することが出来るし、更に壓搾法によりて玉蜀黍油と油糟とを副産し、胚を除去した殘部からは約五〇%の澱粉が得られる。即ち玉蜀黍百斤を原料とすれば澱粉五〇斤、皮糟八斤、油糟六斤、玉蜀黍油一斤八を採取することが出来る。また皮糟はグルーテン纖維及び澱粉を含有して居るので良好なる飼料となり、油糟も肥料として大豆粕に劣る所はない。高粱も多年の研究によりアルカリ法を使用して容易にその外皮を離脱せしむることに成功し、剥皮した高粱から玉蜀黍の場合と同様の方法により澱粉を採取し得るのである。最近傳ふる所によれば日本營養食料會社では、日本製粉中央研究所と協力して高粱の利用食用化を研究中であつたが、今回發明の完成を見るに至り、高粱搗精機並に精白法は既に特許を得、麩の脱澱法も目下出願中の

由である、この方法によれば搗精の際に碎けを生ずることなく剥皮作用が完全に行はれる爲め、精白保留が良好でありまた精白粒の製粉に關しても、日清製粉會社の各種の機械を使用して實驗した結果成績良好であり、加ふるに複製する種皮の脱澱にも成功したので、高粱工業化の問題も漸く解決を見るに至つたと稱せられてゐる。

△アルコール工業

滿洲に於けるアルコールの需要は約二萬石内外であり、その中飲料七五%工業用竝に醫藥用二五%の割合で使用されて居る。往年南滿製糖會社が操業して居つた當時は、同社製造のアルコールが南滿の需要を充し、北滿の需要は哈爾濱を中心とし、その附近に散在する酒精工場の商品と隣國方面より輸入された製品とで充して居つたが、南滿製糖會社の事業中止により南滿に於ける需要は専ら、臺灣、瓜哇、蘭領印度等から供給されるやうになつた。

アルコールの工業的製造原料は高粱、玉蜀黍、碎米、馬鈴薯、切干、甘藷、糖蜜等であるが、現在のところ糖蜜を原料として製造した方が最も安値である。しかし風味の點から云へば、糖蜜を原料としたものよりも、穀物を原料として製造したものは遙に好い、それに滿洲に於けるアルコールの用途は大部分高粱酒、其他の混成飲料製造用であるから、穀物原料のアルコールの方が適して居る。アルコールの用途は今後滿洲の油房工製が酒精抽出法を採用することにより、新に油房用としての需要を約束されて居るのみならず、將來は燃料用として擴大なる需要を有して居るのであるから、本工業はどうしても當地に起されねばならぬのである。

△製革工業

滿蒙の地は牧畜に適し畜産資源極めて豊富である、殊に原皮の一大産地として知られてゐるが、最近に於ける産出高は牛皮二十五萬枚、馬皮三十四萬枚、驢皮三萬五千枚、細羊皮百五萬枚、山羊皮四十五萬枚、犬皮四十六萬枚を推算されてゐる。かくの如く原皮は豊富であるに拘らず、皮革工業は萎微として振はず、獸皮は大部生皮として輸出さ

れ、滿洲に於て使用する鞣革は外國品の輸入に俟たねばならぬ状態である。

從來邦人にして皮革工業に着眼し、工場を設置したものも尠くなかつたが、技術上の缺陷と經營上の不備とによつて豫期の成績を擧げることが出来なかつた。例へば大正六年に滿洲産の獸皮を原料としたクローム法及びタンニン法による製革業を營むべく、資本金百萬圓の滿洲皮革株式會社や、資本金二十萬圓の大連皮革株式會社が設立されて營業を開始したが、どうも成績は香しくなかつた。

それで滿洲皮革會社は、大正九年三月膠及びゼラチンの製造を目的とする滿蒙化學工業會社並に白乃骨粉工場と合同して資本金五百萬圓の滿蒙殖産株式會社に変更された。ところが間もなく財界の不況に遇ひ尠なからざる損失を招き皮革とゼラチンの製造を中止し、大正十一年には資本金百萬圓に減少して専ら骨粉の製造に没頭した、其他大連に於て製革業に従事してゐるものもあるが、どうも豫期の成績を擧げることが困難のやうである。

之に反して滿洲人經營の工場は最近益々發展し、各地に散在するもの七十を超え、奉天東北製革廠、中華製革廠及び海拉爾オクローフ皮革廠は、新式の鞣法を應用してゐるが、其他の大部分は規模小さく、技術も甚だ原始的であつて無鞣法又は食鹽芒硝等の藥液に浸漬し、一時的の防腐作用をなすに過ぎないので、到廢文化人の使用に適せず、僅かに地方的な需要に應ずるのみである。故に今後近代化學を應用するタンニンングの方法を用ひ、或は小工業を集めて大業生産の工業に改造することにより、優良なる皮を安價に作ることも出来るので、將來この種工業も必ずや勃興するに至るであらう。

△ゼラチン工業

滿洲は獸骨の産地として知られ、年々尠なからざる數量が原形のまゝ輸出されてゐるが、その一部分は骨粉や製膠の原料として消費されてゐる。其昔奉天に於ける滿蒙化學工業會社は牛骨及び牛皮より膠やゼラチン採取して居つ

た。支那人舊來の製法によれば僅か二五%の精製品を得るに過ぎなかつたが、同社の代表者村土友吉氏が發明した方法によると四五乃至五五%の精製品を得ることが出来るといふので大にその前途を囑望され、關東都督府も斯業の有益なるを認め態々補助金を下附した程であつた。而して同社の製造高は一日半脂七百五十斤、ゼラチン百封度、膠五百封度であつたが、實際の成績は所期に反して香しくなく、經營も意の如くならず遂に大正九年三月滿蒙殖産株式會社に合流されてしまつた。

同社は財界の不況と共に資本的にも、また技術的にも容易に成就至難と看做されたゼラチンの製造を中止し、専ら骨粉製造に全力を傾注したが、大正十三年より膠及びゼラチンの製造を研究し、昭和六年度に於て膠の工業的製造に成功し、ゼラチンも亦試験の域を脱する程度にまで漕付けけることは出来たのである。

膠及びゼラチンは主として機寸製造其他種々の工業原料として食品、醫藥其他の製造原料として用途極めて廣汎であるが、我國では未だ優良なもの生産されてゐない、現在に於ける消費額は膠年額約四百萬斤、この價額二百萬圓ゼラチン約二百萬圓、價額約二十八萬圓、この中で膠の約半分、ゼラチンの殆んど全部は輸入に俟つ状態である。

ゼラチンはフィルムの製造に缺くべからざるを以て、今後映畫界の發達と共に益々その需要増加の傾向を有して居るが、滿洲には之が原料豊富であり、滿蒙殖産會社に於ては既に試験時代を過ぎて居り、將來は是非共着手すべき工業であるが、多量の水を要するのと曹達工業の完成後ならざれば實現困難の状態にあつたが、計らずも硫酸工業の成立により早晚曹達工業も具體化するゝ情勢となつたので、ゼラチン工業も當然起るべき機運が醸成されたわけである。

△其他の工業

從來北支及び滿蒙産の輸向羊毛は悉く天津に集り、同地に於けるプレックス工場にて壓搾した後、海外に輸出され

て居つたが、滿洲國の獨立により熱河地方に産出する羊毛を天津に輸送する場合は、滿支兩國の關稅を徴收されるので、今後滿蒙産の羊毛は大連にその輸出口を求むるに至るべく、輸出羊毛は必ずプレックスを必要とする爲め、大連にプレックス工場を建設することは是非必要であり、また當然この種の工業が起るものと想像せらるゝのである。

次に製鋼工業の如きものも日本に不足する目的の下に計畫さるゝ場合とか、或は副産物を有利に處理して鋼の生産費を引下げるとか、製鋼工業を基本として之に關聯した各種の工業を誘導し、共存共榮の實を擧げるといふ場合は、斯業の企業地として奥地よりも關東州の方が關稅關係、水運の便を有すること竝に一大貿易港を控へて居る點等より見て好適地であり、従つて製鋼工業は將來州内にも起る可能性がある。

其他原油精製工業、硝酸又は硝安工業等も豫想さるゝ新興工業であるが、此等の工業が勃興することによつて既設工業例へば機械器具工業、油脂工業、染料工業、窯業、其他工業の増産を促進するに至るべく、また周囲の情勢變化により工場の擴張を行はねばならぬものも現はれて來るであらう。

第四節 農業及林業

(1)

大連附近は地勢が明示する如く一般に地味礫礫で平地が乏しい。而も平地は市街地と工場地とに年々浸蝕されて行くので耕地少く、生産量も自足の域に達せずして他地方より供給を仰いでゐる状態である。

大連民政署管内に於ける主要農産物は滿洲各地と大差はなく高粱を主とし、大豆、粟等が之れに亞ぎ、棉花の栽培も漸次好成绩を示してゐるが、何れも自家用の範圍を出ない状態で、逐年膨脹しつつある大連市（十二年十二月より市域擴張により人口一躍五十萬人となる）の異狀な發展に伴れ勢ひ蔬菜類の需要増加となり内地、山東方面より年々

に多額の輸入を爲しつゝある點に農家でも着目して蔬菜栽培に従事する者が多くなつて來た。

關東州の氣候、風土は果實の栽培に適してゐるので、夙に關東廳でも之が指導助成に努めてゐる。現に大連管内でも最近の果樹作付面積一千百餘町歩に及び、年産價額十萬餘圓を計上するに至つたが、更に州内の生産を加へ北滿は勿論南洋方面にまで新販路を開拓するに至り、之が將來は最も注目されてゐる。

從來州境を越へて北滿方面に輸出される果實は、從價税として建値に依り關税を徴されてゐるが、負擔過重の憾みがあり、斯ては斯業の發達を阻害するのみならず、需要者に對して高價に失する果實を餘儀なく供給する結果ともなるので、關税制に何等かの便法を設けて貰ひたいと云ふ輿論が起つてゐる。蓋し當然の要望であつて、既に滿鐵でも果實に對しては生活必需品として低率の運賃を適用し、特に急送品扱ひをしてゐる實狀から見ても、早晚特惠税率の適用を見るものと一般に期待されてゐる。而して現在に於ける果實は州内を合して四百萬貫に垂んとする盛況を呈してゐるが、その首座は苹果が占め、梨、葡萄等がこれに亞いでゐる。

(2)

農業經營と不可分なる畜産に就いて見るに、家畜の種類は牛、驢馬、驢馬、羊、豚及家禽を主とするが、多くは滿洲在來種であつて性能、品質共に餘り良好でないので、關東廳は軍部及び滿鐵と協力して之が改良を圖り、大正四年以來種畜の購入、種付、種馬所、種畜場等を設置し、各地方には産馬協會、畜産組合、農會等を設立せしめ、これに補助金を交付して専ら斯業の改良助成に當つてゐる。

(3)

我國の施政當初に於ける州内は至る所瘠土の露出せる秃山で、樹林として見るべきものはなかつた。仍で關東都府でも切に植林の必要を認め、風致、水澤涵養、防風等の目的で造林を計畫し、官行造林をなして範を示した。爾來

今日までこの計畫を續行して來た結果大いに面目を改め、施政の當初に比すれば隔世の感がある。而して亦民間に於ける造林獎勵規則を設け、造林のため官有地の無償貸下及造林用種苗の無償下附をなし、大いに獎勵に努めた。其の後會社或は個人で造林事業を經營する者漸く多きを加へ、植林觀念の啓發により、官有地の貸附及種苗の下附方を申請するものが年と共に増加するに至つた。

しかし乍ら大陸特有の氣候の爲めに植林には頗る苦心させられてゐる。即ち降雨量が少く湿度の小なるに反し日照時間が長く、蒸發量が大きいので一般に土壤の湿度が低く、土壤の分解作用、風化作用が緩慢であるために成助を阻害されることが極めて大きい。從て植附に當つては土壤乾燥のため細心の注意を要する譯であるが、殊に南面及東面の植付には植付けの際灌水せざれば活養し得ない箇所が多いのである。

森林植物帯から見れば自生する樹種は少數の赤松樹を除き、落葉樹系に屬するものが多く柳柞類、栂、榆類、槐、胡桃類等である。

關東州廳は植林獎勵のため大連市内に内務局殖産課直屬苗圃があり、滿鐵も之に協力して市内譚家屯に苗圃を設けて斯業助成に努めてゐる。更に植樹造林の保護取締に就ては夙に軍政時代より嚴重なる注意を加へ、明治三十八年十二月民政長官の名を以て私有、官有を問はず採伐を禁ずる旨を告示し、又四十一年には告諭を發して新年門飾り用の松樹の伐採を禁止した。

第五節 水産業

關東州は三而海を以て圍繞せられ、海岸線の延長七百餘浬、島嶼の數大小四十餘を有し且つ沿岸は濶漠に富み舟楫の便、漁撈の利自ら天恵に浴することが極めて厚い。

明治三十八年九月日露戦役の結果關東州が帝國の租借地となり隣人に代つて邦人の移住する者増加するに連れて魚類の需要も頗る増加し、當時これが供給を爲さんとして邦人の通漁する者一年を通じて千三百人を降らず、滿支人亦邦人の漁法を慣ふもの多きを加へ漁具に至るまで邦人に買入れて着業し、邦人漁業者を凌駕せんとする優勢を示した而して大正十四年より渤海、龍口沖の鮑魚を目的とする内地機船底曳網漁の大舉出漁ありて以來現在邦人漁獲高の八割は此の漁業法に依るものである。いま關東州租借後即ち明治三十九年と昭和九年に於ける水産高とを比較して見るとき斯業發展の跡を窺ふに足るものがある。

水産高

種別	明治三十九年		昭和十年	
	量	額	量	額
漁獲高	三七五、五三八	一七〇、六一八	二二、六五七	五、一八六
製造高	三四四、三三四	一三三、六三六	一、一四三	八七、七四三
計	七一九、八六二	三〇三、三五四	一三、八〇一	六三、九六三

關東州は南滿洲の最南端に突出せる半島で東は黃海に西は渤海に望んでゐる。而して其の南端は渤海灣の一角を爲し、西南沖に散布する廟島を搜括して山東省と相對峙して北支沿岸諸港たる芝罘、龍口、天津、威海衛、營口の諸港に近く、仁川、鎮南浦、安東の諸港も亦遠くない。陸路に在つては遼陽、奉天、撫順、新京、ハルビンの諸都市を経て鐵道遠く歐洲に通じ交通上至便の位置を占めることは周知の通りである。

州内の面積は僅に二三四方里に過ぎないが沿岸屈曲多く、渤海側では普蘭店灣、金州灣、營城子灣、雙島灣、羊頭

窪、黃海側では旅順口、小平島、老虎灘、大連港、柳樹屯、大孤山、大小密口、臥龍屯等の灣澳を形成してゐる。就中大連港、旅順口は天與の良港で滿蒙發展の鎖鑰を握つてゐる。邦人漁業者は即ち此の二港を根據地として、近海島嶼相互七百餘港を概ね漁場としてゐる。

州内は到る所丘陵起伏して地形蹺蹺平地に乏しく、河川は二十を數ふるも流域狭小にして水運の便なく平日は涸渇してゐる。従て雨時は一時に氾濫するを例とする。潮汐干満の差は沿岸一帯に甚しく、殊に東海岸の貔子窩及び西海岸の金洲港の一部は有名なる干潟地で干潮の際は船舶の航行自由ならざるのみならず、遠く十二哩の沖合まで露出する状態である。其の他大小の灣澳何れも多少の干潟地を生じて建干網、駐木網等の漁場多く、且つ蛤、淺蛸、牡蠣等の介類の棲息に適するも魚類養殖場として適地は極めて少ない。

島嶼の主なるものは普蘭店管内の五島、貔子窩管内の長山列島等であつて、日清の役に有名なる海洋島は長山列島の東端に在つて天然の良港を擁し、現在捕鯨業の根據地とされてゐる。

重要水族としてはタヒ、タラ、タチウオ、グチ、カレヒ、ヒラメ、スズキ、サワラ、サバ、カナガシラ、エビ等であつて、此の外ホウボウ、ニベ、フカ、ボラ、ヒラス、ウナギ、コノシロ、サヨリ、メバル、アブラメ、コチ、ハゼ、タコ、イカ、カニ等があるが前記のものに比して産額は甚だ渺い。ナマコは潜水器、桁曳網等によりて漁獲され其の産額百萬圓以上に上つてゐる。

貝類の主なるものはアワビ、カキ、アサリ、ハマグリ、ニシ等であつて、海藻類にはテングサ、フノリ、イワノリ等がある。最近大連灣に昆布の發生あることが發見せられて以來、當局に於ても其の質の良好なるに鑑み將來の増殖を計る爲め、これが採收を禁じて専ら保護しつゝあり、昭和十年度に於ける海藻類の生額は總額三十一萬圓に達し將來に向大なる希望が繋がれてゐる。

關東州内に於ける水産業に對する指導獎勵上の設備としては關東州廳は直營を以て大連市郊外老虎灘に水産試驗所を設置し、専ら研究助成に努めてゐるが、更に改良漁船建造に獎勵補助金を交付し、水産會に對し事業補助金を支給してゐる。一面水産會では斯業の發達に當り市場を經營し、州内漁獲の魚類に對して水産會自體が荷受、競賣、決済を行ふ單一制を採用してゐる。但し特別の事由に依りて水産會の承認を経て市場以外の場所に於て取引を爲すことを許されてゐる。從て關東州水産會は事實上消費配給の支配權を掌握してゐることになるのである。而して大連魚市場高賣上は年四百五十萬餘圓で其の四割は大連附近の消費となり六割は奥地方面に配給されてゐるが、旅順魚市場は規模も小さく賣上高も三十萬圓程度を出てゐない。

最近關東州に於ける水産業の異狀なる發展を招來したる誘因は發勸機船漁業の勃興によつて各期漁業が開始せられたるに基くもので、現在では大連、旅順、芝罘、威海衛、青島及内地の發勸機船、トロール漁船等は渤海、黄海を共同漁場として活躍してゐる。而してこれが活動區域は七八十裡に過ぎない。これは魚族の種類が水温の關係で僅少に制限されるのと多年漁獲によつて漁場が甚しく荒廢してゐるので必然漁獲區域の延長擴大を餘儀なくされ、勢ひ發勸機船の勃興を促進したのであるが、現在では遠く支那東海、朝鮮海へ進出してゐる状態である。

殊に關東州沿岸の漁業區域と見做さるゝ黄海及び渤海の水域に於て、大量生産に堪へる魚類の少なきことは既説の如く鮭、鱒は勿論、鯉、鯛、鯖等の如き魚類は廻遊して來ないので、四季を通じて高等魚類は一に内地及臺灣等よりの輸入に俟つ外はないが雜魚の漁獲に對しては將來相當の期待をかけられてゐる。

更に關東州内に於ける昭和十年末漁業者の數を擧ぐれば土着滿洲人戸數八、六四四戸、人員二二、九三八人、日本人定住者數一一七戸、人員四八八四人に及び之を州内各民政署管轄別に細表すれば次の通りである。

管轄民政署別	滿洲人漁業者戸數	同上人員	日本人漁業者戸數	同上人員
旅順	一、五一八	五、〇四六	一七	二二
大連	一、二六五	三、七〇九	九二	四四二
金州	一、七三四	四、〇三三	三	一四
普蘭店	四二〇	一、三二五	一	一
子高	三、七〇七	八、八三五	四	六
計	八、六四四	二二、九三八	一一七	四八四

關東州内に於ける漁船の數は滿洲人大型漁船(戎克)八五八隻、小型漁船(舢板)四、八三三隻、日本型漁船一〇六隻、發勸機付漁船一七〇隻、漁獲物運搬船一四九隻にして總數六一〇六隻に及んでゐる。

漁獲高

地方及日滿別	數	量	金	額	地方及日滿別	數	量	金	額
旅順(滿洲人)	一、二八八	七、七三三	一、六六六	一、五〇四	大連(滿洲人)	七、〇九三	七、五五八	三、三〇五	三、三三八
金州(滿洲人)	一、五三三	六、四七三	一、〇二二	一、一五五	普蘭店(滿洲人)	六、五六六	一、六八八	三、八三三	二、四四七
子高(滿洲人)	八、三三三	三三、〇一一	三、〇七三	三、八八五	計(滿洲人)	二九二	六、八九一	九六	一、〇〇八
總計(滿洲人)	一一、一五四	四七、二七七	五、七六二	六、五四四	日本人	七、六五四	三、六六九	三、七〇五	六、六六三
	一、七〇六	四、二七〇	五、三三四	〇、七九九		五、〇〇三	七、〇五九	一、八一三	〇、三三四

第三章 貿易都市大連

第一節 大連港灣設備

(1) 航路標識

無線電話装置 埠頭ビル屋上、南三小島、圓島
 無線羅針局 埠頭ビル屋上、圓島燈臺
 燈 臺 二〇基
 霧 信 號 六箇所
 航路浮標 五箇

(2) 海上設備

防 波 堤 東堤三七二米、北堤二、二四四米、西堤一、三六四米、合計三、九八〇米(コンクリート方塊)
 港 口 東口三六四米(主港口)、北港二二二米(帆船及小蒸汽船用)、西港六一米(同)
 船舶繫留浮標 四基
 岸 壁 第一埠頭(七五八米)甲埠頭(三四七米)第二埠頭(一、三三三米)乙埠頭(二七三米)第三埠頭(一、三三三米)丙埠頭(二七〇米)第四埠頭(三二二米)長門町埠頭(三八四米)濱町埠頭(一四七米)
 棧 橋 寺兒溝第一棧橋(三八八米)同第二棧橋(三八四米)石炭解積棧橋(五二米)入船四番埠頭(二三八米)檢棧橋(二二〇米)

用途別延長

石炭荷役専用(四二四米)輸入専用(六九二米)輸出入混用(一、六〇二米)輸出専用(一、八四八米)、旅客専用(三六三米)危険品専用(七二〇米)石炭解積用(五二米)夜克専用(二三八米)

(3) 陸上設備

石炭荷役設備 スコープコンベヤ(一臺、一時間積込能力六〇)ベルトコンベヤ(一臺、一時間積込能力二〇〇)
 一般荷役設備 蒸汽起重機二臺、岸壁起重機一四臺、複式起重機二臺、ホイスト二八臺、昇降機一〇臺、自動車七臺、電気トラック四四臺、電気トラクター八臺、同上附屬トラクター六五臺、電気クレン

トラクタター一〇臺、ガソリントラクタター二二臺、同上附屬トラクター一三八臺

倉庫及上屋

岸壁上屋	二二棟	一四、三七一平方米	八九、六八八噸
雜貨保管倉庫	二〇棟	一四八、一〇五同	一四二、五六七同
農産物保管倉庫	一七棟	一一一、四二六同	一九四、七三〇同
危険品倉庫	九棟	五、七〇四同	一三、二四五同
穀類精選	二棟	五、五四六同	六、六六〇同
合 計	七〇棟	三八五、一五二同	四四六、八九〇同
豆油タンク	六棟	—	八、五八〇同
重油タンク	六棟	二二、二七四平方米	八、三二〇同
バラフィンタンク	二棟	—	一、七一〇同
野積場	東、部野積	四二區	一七五、一一四平方米
			二〇三、六四五同

第三章 貿易都市大連

防波堤	九八〇方米	延長	三〇〇米
棧橋	繫留區	四區	
石炭船積整理	カーダンバー	一	一時間積込能力
積込塔	四臺	同	一、八〇〇噸
棧橋専用運炭車	六輛	各	六〇〇同
		能力	六五同
(4) 甘井子埠頭主要設備			
軌道	同	同	同
穀類貯藏	同	同	同
冷藏室	同	同	同
穀類精撰機	同	同	同
船舶給水栓	同	同	同
船舶待合所	同	同	同
其他設備	同	同	同
岸壁	普通貨物	四三區	八〇、九九八方米
石炭	二區	一〇四、七九〇同	六〇、五〇二同
		一六、七〇一同	六八、八三六同
		四、四九五同	二六、八六〇同
		各二時間能力	五、〇〇〇人
		一時間能力	四〇同
		同	二四同
		同	一一同
		面積六六方米	四〇同
		能力	一三三同
		同	各一〇〇同
		同	七五同

埠頭料金規則摘要

- (1) 貨物の一噸とは一、〇〇〇延又は一・二二立方米とし會社の選擇に依る、又會社は二・二〇〇封度四立方尺又は四立方方呎を一噸と看做すことあるべし。
- (2) 料金の計算は一噸未満の端数は之を第一位に止め第二位以下は之を切上げる。
- (3) 料金率は別項埠頭料金率表に依る、一箇一噸以上の貨物を潤大貨物と稱す。
- (4) 料金は其の種類及率を異にする毎に各別計算とし、最低額は特別の定めある場合の外之れを金十錢とし錢未満の端数は之を切捨つ。
- (5) 時間外又は休日作業を爲したるときは次の割合に依り計算し割増料金を收受す。
 - 1 時間外作業
 - (イ) 着離料 日没より日出迄 二割
 - (ロ) 轉繫料 日没より日出迄 二割
 - (ハ) 小蒸汽船貸賃料、曳船料 日没より正午迄 五割、正午より日出迄 十割
 - (ニ) 其他の料金 所定終業時より正午迄 五割、正午より所定始業時迄 十割

埠頭料金規則摘要

ブリッチター	二臺	一時間能力	二八〇同
電気機關車	四臺	牽引力	三〇噸貨車 四〇輛
貯炭場		收容能力	三〇萬噸

第二節 大連埠頭諸料金

但し當分の間船内人夫、陸揚及船積作業所定終業時より所定始業時迄五割増(昭和五年十月一日特定)

2 休日作業

- (イ) 著離料、著又は離毎に 五割
- (ロ) 其他の料金 一〇割

(6) 作業が特に困難なる貨物又は規則に定めなき貨物は臨時の約束に依る。

備考 1噸=1,000斤=50kg 1立方尺=1,667斤(754g) 1立方尺(44)立方尺=1.33立方尺

1 船舶料金

1 著離料

- (1) 岸壁著離料
- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 總噸數 | 料金率(一回に付) |
| 一〇〇噸迄のもの | 金三圓 |
| 二〇〇噸迄のもの | 金五圓 |
| 五〇〇噸迄のもの | 金一五圓 |
| 一,〇〇〇噸迄のもの | 金三〇圓 |
| 一,〇〇〇噸を越ゆるもの | 金三〇圓に超過噸數一〇〇〇噸又はその未滿を増す毎に金二〇圓を加へたる額 |
- (2) 寺兒溝棧橋著離料 岸壁著離料の五割増とす。
- (3) 曳船のみに依る著離の場合には著又は離毎に五割増とす。
- (4) 四埠頭と浮標、寺兒溝棧橋と岸壁相互間の轉繋は著離と看做す。
- (5) 焚料炭又は淡水のみ搭載する船舶に對しては之は五割減とす。

2 轉繋料

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 總噸數 | 料金率(一回に付) |
| 一〇〇噸迄のもの | 金一圓 |
| 二〇〇噸迄のもの | 金二圓 |
| 五〇〇噸迄のもの | 金五圓 |
| 一,〇〇〇噸迄のもの | 金一五圓 |
| 一,〇〇〇噸を越ゆるもの | 金一五圓に超過噸數又は其の未滿を増す毎に金一〇圓を加へたる額 |
- (1) 埠頭と浮標、寺兒溝棧橋と岸壁相互間の轉繋は之を著離と看做す
- (2) 曳船のみに依る轉繋の場合は五割増とす。
- (3) 埠頭繫留船舶にして轉繋の目的を以て一時沖合に假泊し又は浮標に繫留せられ再び埠頭に繫留せらるゝ場合は一回の轉繋と看做す。
- (4) 寺兒溝棧橋に於て天候不良其他のため一時沖合に假泊し再び繫留せらるゝとき轉繋と看做す。
- (5) 同一繫留區に於て船體の長さの三分の二以上距離の移動するとき轉繋と看做す。
- (6) 焚料炭又は淡水のみ搭載のため若くは搭載後轉繋する船舶に對しては之を五割減とす。

3 埠頭使用料

- 總噸數一噸二十四時間又は其の未滿に付 金一錢
- (1) 埠頭使用料は著埠の時より總噸數二,〇〇〇噸迄の船舶に對しては四十八時間、總噸數二,〇〇〇噸を越ゆる船舶に對しては四十八時間に超過噸數一,〇〇〇噸又は其の未滿を増す、毎に二十四時間を加へたる時間は之を收受

- せず。
- (2) 埠頭使用料は着埠のときより離埠の時迄を一繋留期間と看做し之を計算す、但し埠頭營業規程第四條に定むる休日及繋留期間中船舶が埠頭を離れたる時間は繋留期間に之を算入せず。
- (3) (イ) 六月一日より十月三十一日迄の間に於ける大連埠頭繋留船舶及船舶修理の爲め大連埠頭濱町埠頭繋留船舶に對しては之を免除す。
- (ロ) 陸揚貨物五〇〇噸を超える船舶に對しては超過噸數一、〇〇〇噸又はその未滿に付二十四時間を其の船舶の繋留期間より控除す。

4 浮標繋留料

- 總噸敷 料金率(一回に付)
- 一、〇〇〇噸迄のもの 金一〇圓
 - 五、〇〇〇噸迄のもの 金一五圓
 - 五、〇〇〇噸を超えるもの 金二〇圓

5 給水料

- 給水方法 料金率(一立方メートルに付)
- 給水栓より給水の場合 金四五錢(但し當分の間四四錢)
- 給水船より給水の場合 金七五錢(同 六五錢)
- (1) 但し入船埠頭に於ては圓斗に付 金三錢
- (2) 甘井子埠頭繋留船舶に對し給水船を使用せる場合は給水栓よりの給水の場合と同率の料金を收受す

6 船内入夫賃

- (1) 普通貨物 一噸に付 金二〇錢
- (2) 特殊貨物
- レール(四〇疋以上のもの) 一噸に付 金四〇錢
- 駱駝、牛、馬、騾(容器に入れざるもの) 一頭に付 金三〇錢
- 驢、羊、山羊、豚(容器に入れざるもの) 同 金一〇錢
- 小船類(櫓權を主として運轉するもの) 一隻に付 金六〇錢
- 死體 一體に付 金一圓
- 危險品及火藥類 一噸に付 金三〇錢
- 高價品(價格一、〇〇〇圓又はその未滿に付) 一噸に付 金二錢

(3) 潤大貨物(一噸に付)

種別	容積	重量	種別	容積	重量
二噸を超えるもの	三〇錢	四〇錢	四〇噸を超えるもの	六〇錢	一圓八〇錢
三噸	三五錢	五〇錢	六〇噸	六五錢	二圓三〇錢
四噸	四〇錢	六〇錢	八〇噸	七〇錢	二圓八〇錢
五噸	四五錢	八〇錢	一〇〇噸	八〇錢	三圓三〇錢
六噸	五〇錢	一〇〇錢	一二〇噸	八〇錢	臨時の約束に依る
七噸	五五錢	一四〇錢	一〇噸を超える貨物にして甲板積のものに對しては五割減とす		

7 船内荷繰賃

(1) 普通貨物

作業種別

同一船内荷線	料金率(一應に付)	金二五銭
隣接せる船間荷線		金三五銭
隣接せざる船間荷線		金八〇銭

(2) 危険品及火薬類
普通貨物の五割増とす

(3) 潤大貨加(一應に付)

8 船用「バラスト」作業賃

品目	従容積	従重量	料金率(一應に付)		
一應を超えるもの	金三〇銭	金四〇銭	六〇應を超えるもの	金六五銭	金二圓三〇銭
三同	金三五銭	金五〇銭	八〇同	金七〇銭	金三圓八〇銭
五同	金四〇銭	金六〇銭	一〇〇同	金八〇銭	金三圓三〇銭
一〇同	金四五銭	金八〇銭	二〇〇同	金八〇銭	臨時の約束による
二〇同	金五〇銭	金一圓一〇銭	上甲板又は岸壁を経由し荷積を爲したる場合は二〇割増とす		
三〇同	金五五銭	金一圓四十銭			
四〇同	金六〇銭	金一圓八〇銭	(四) 船積を異にする直荷積を爲したる場合は一割増とす		

種別

陸揚、船積(船内人夫作業共)	料金率(一應)	金四〇銭	船内荷線作業	同一船内荷線	料金率(一應)	金二〇銭
本船より解積又は解より本船内(同)		金三〇銭	隣接せる船間荷線	隣接せる船間荷線		金二五銭
本船又は解より海中に取棄(同)		金二〇銭	隣接せざる船間荷線	隣接せざる船間荷線		金三五銭

二、貨物料金

1 陸揚賃、船積賃

(1) 普通貨物

イ、普通率(一應に付)

岸壁揚又は積の場合 金六〇銭

寺兒溝棧橋揚又は積の場合 金八五銭

ロ、特定率

品目	単位	料金率
穀物及種子類其他麻袋物、大豆粕、硫酸安母尼亞、食鹽、セメント、附骨、真麻	同	同
糖類、豆油、麥粉、木材、鮮肉、硝子、硝子油	同	同

(2) 特別貨物

品目	単位	料金率
レール(四〇疋以上のもの)	一應に付	金八五銭
牛、馬、騾、驢	一頭に付	金一圓
羊、山羊、豚(容器に入れざるもの)	同	金三〇銭
小動物(屠畜を主として運轉するもの)	一隻に付	金三圓
死體	一體に付	金二圓

(3) 三潤大貨物(一應に付)

品目	単位	料金率	
危険品	積の場合同	一應に付	金六五銭
火薬類	積の場合同	一應に付	一圓三〇銭
寺兒溝棧橋揚又は積の場合	各積	同	七五銭
高價品	又はその未滿に付	同	金一〇銭

種別	容積	重量	種別	容積	重量
一應以上	六〇錢	八〇錢	四〇應以上	一圓二〇錢	三圓六〇錢
三應以上	七〇錢	一圓	六〇應以上	一圓三〇錢	四圓六〇錢
五應以上	八〇錢	一圓二〇錢	八〇應以上	一圓四〇錢	五圓六〇錢
一〇應以上	九〇錢	一圓六〇錢	一〇〇應以上	一圓六〇錢	六圓六〇錢
二〇應以上	一圓	二圓二〇錢	一二〇應以上	一圓六〇錢	臨時の約束に依る
三〇應以上	一圓一〇錢	二圓八〇錢			

船舶より貨車に又は貨車より船舶に直積したる場合は五割減とす。

2 船荷役賃

(1) 普通貨物

一應に付

三五錢

(2) 危険品

同

四五錢

(3) 火薬類

同

五五錢

(4) 潤大貨物(一應に付)

種別	容積	重量	種別	容積	重量
一應以上	三〇錢	四〇錢	四〇應以上	六〇錢	一圓八〇錢
三〇同	三五錢	五〇錢	六〇同	六五錢	二圓三〇錢
五〇同	四〇錢	六〇錢	八〇同	七〇錢	二圓八〇錢
一〇〇同	四五錢	八〇錢	一〇〇同	八〇錢	三圓三〇錢
三〇〇同	五〇錢	一圓一〇錢	一二〇同	八〇錢	臨時の約束による
五〇〇同	五五錢	一圓四〇錢			

(5) 最低料金は之を金二〇圓とす、但し危険品及火薬類にありては此の限りにあらず。

(6) 船内人夫賃、陸揚賃、船積賃及船積賃料は別に之を收受す但し岸壁又は浮標繫留船船荷役の場合には船積賃料は之を收受せず。

註 前項の但し書は寺島橋樑を含まざるに依り(埠内第三十五號)寺島橋樑にて船積り揚荷の場合及船積後埠頭に於て揚荷する場合に於ては船積賃料及船積賃料を收受す。

3 假置料

(1) 普通貨物

一日一應に付

四錢

(2) 特種貨物(一日に付)

小船類(樁柱を主として運轉するもの)

一隻に付

一五錢

木工木材頭(四級品)

一應に付

一錢七厘

死體

一體に付

一〇錢

動物

臨時の約束による

危険品及火薬類

一應に付

一〇錢

高價品(價格一、〇〇〇圓又はその未滿に付)

一應に付

二錢

殘荷手數料

一應に付

二五錢

(1) 普通貨物

一應に付

二五錢

(2) 特種貨物

一隻に付

一圓

小船類(樁柱を主として運轉するもの)

一隻に付

一圓

第三章 貿易都市大連

死體	一體に付	一〇〇			
動物	臨時の約束による				
	一體に付	一			
危險品及 火藥類	マツチ類	六五錢			
	安全實包。緩燐火線及其他危險品	一			
	其他火藥類	一圓三〇錢			
	同	一〇錢			
高價品(價格一、〇〇〇圓又はその未滿に付)					
(3) 潤大貨物(二處に付)					
種別	容積	重量	種別	容積	重量
一種以上	四五錢	五五錢	四〇錢以上	九五錢	二圓三五錢
三種以上	五〇錢	七〇錢	六〇錢以上	一圓一〇錢	三
五同	五五錢	八〇錢	八〇同	一圓二五錢	三圓七五錢
一〇同	六五錢	一〇圓	一〇〇同	一圓四〇錢	四圓七五錢
一五同	七五錢	一圓二五錢	二二〇同	一圓四〇錢	臨時の約束による
三〇同	八五錢	一圓七五錢			
5 留置料	假置料の倍額				
6 接積貨					
(1) 普通貨物	一處に付	一圓三〇錢			
(2) 危險品及火藥類	同	二圓二〇錢			
(3) 潤大貨物(二處に付)					

種別	容積	重量	種別	容積	重量
一種以上	一圓六五錢	二圓三五錢	四〇錢以上	三圓三五錢	九圓五五錢
三同	一圓九〇錢	二圓七〇錢	六〇同	三圓七〇錢	一二圓二〇錢
五同	二圓一五錢	三圓二〇錢	八〇同	四圓〇五錢	一四圓九五錢
一〇同	二圓四五錢	四圓二〇錢	一〇〇同	四圓六〇錢	一七圓九五錢
二〇同	二圓七五錢	五圓六五錢	二二〇同	四圓六〇錢	臨時の約束による
三〇同	三圓五錢	七圓三五錢			

7 荷練貨

(1) 普通貨物 一處に付 金五五錢

(2) 特種貨物

穀物、種子類其他麻袋物、鮮肉、硝酸

安母尼亞、鉄鐵、食鹽、麻袋、獸骨

大豆 圓粕 一枚に付 一錢四厘

同 (混保粕) 同 七厘

死體 一體に付 一圓

マツチ類 一處に付 六五錢

安全實包緩燐導火線其他危險品 同 一圓

其他火藥類 同 一圓三〇錢

第三章 貿易都市大連

(1) 通關、運送、寄託に關する手續

種別

普通率	一〇箇迄の場合 簡數扱 五〇箇を超へる場合 價格金五〇〇〇圓を超へる場合 價格金一〇〇〇圓を超へる場合 價格金一〇〇〇圓の場合	料率(一件に付) 金一圓 金二圓五〇錢 金四圓 金五圓 金五圓に超過金額金五〇〇〇圓又はその未滿を増す毎に金二圓を加へたる額
特定率	一件の合計價格金一〇圓迄の場合 麻袋、豆粕、麥粉、大豆、其他の穀物又は同一品質にして荷造せざる貨物	金五圓

三、雜料金

1 解貨賃料

(1) 普通貨物

料金率(一應に付)

- 一般貨物 金六五錢
- 石炭、鑛石類 金五五錢

(2) 危險品火藥類 最低料金は其の秤の積載定量に金三〇錢を乗じたる額とす。

- 積載應數 料金率 金五圓五〇錢
- 一應迄の場合

一應を超える場合 金五圓五〇錢に超過應數一應又は其の未滿を増す毎に金二圓七五錢を加へたる額

一〇應を超える場合 金三〇圓二五錢に超過應數一應又は其の未滿を増す毎に金一圓六五錢を加へたる額

2 解滯泊料

秤種別 料金率(二四時間又は其の未滿に付)

- 積載定量二〇〇應迄のもの 金二二圓
- 積載定量二〇〇應を超えるもの 金三八圓六〇錢

解滯泊料は船舶又は貨主の責に歸すべき事由に因り滯泊せしめたる時間に對して之を收受す。

3 人夫供給料

タリーマン	一時間	半日	一日
常備華工	五〇錢	二圓	三圓
華工	三〇錢	七〇錢	一圓二〇錢
證明書作成手数料	二〇錢	五〇錢	一圓

4 證明書作成手数料

一件一通に付 二圓
一回に付 金二〇圓

5 作業取消料 會社に於て作業準備を爲したる後其の申込の取消が爲されたる時は會社は作業取消料及準備の爲特に要したる費用を收受す。

6 荷役機械、道具、潜水器船使用料

第三章 貿易都市大連

種別	單位	第一時間	第二時間以後
一基又は三種電氣起重機	一基二時間又は其の未滿に付	金五圓	金五圓
五基起重機	同	金一五圓	金六圓
三十基又は四十基起重機	同	金三〇圓	金一〇圓
五〇基起重機	同	金五〇圓	金二〇圓
一〇〇基起重機	同	金一〇〇圓	金二〇圓
潜水機	同	金一〇圓	金二〇圓
照明燈	一箇半夜付	金七圓	金五圓
重機	一箇全夜付	金三圓	金五圓
手曳車	一輛半に付(午前又は午後)	金五圓	金五圓
小車	一輛一日に付	金一圓	金五圓

注：但し、貨物積卸以外の目的に使用する場合、第一時間又は其の未滿に付金は七五圓とする。

7 小蒸汽船貨賃料

種別	第一時間	第二時間以後	種別	第一時間	第二時間以後
總噸數 三〇噸迄	金五圓	金三圓	三〇噸迄	金二五圓	金一五圓
一〇〇噸	金一五圓	金一〇圓	五〇〇噸	金三五圓	金二〇圓
モータボート	金三圓	金二圓			

小蒸汽船使用料内規

船名	噸數	第一時間	第二時間以後	大連丸	大連丸
柳樹屯	一〇〇噸	三〇圓	一〇圓	一〇〇圓	六〇噸
大漁灣	同	三六圓	同	二二五圓	七七噸
三山島	同	四五圓	同	一四五圓	九〇噸
老虎灘	同	四五圓	同	一四五圓	八五噸
傅家庄	同	六〇圓	同	一九〇圓	一二〇噸
星ヶ浦	同	六八圓	同	二一〇圓	一五〇噸
小平島	同	七五圓	同	二三五圓	一七〇噸

備考 (1) 本料金は二往復に付四分を中受く
 (2) 本内規は日出より日没迄の場合のみ適用す
 (3) 目的地に到着のときより三〇分以上滞泊するときは一時間又はその未滿毎に次の滞泊料を中受く一〇〇噸未満一五圓、一〇〇噸以上二五圓、大連丸型四〇圓

8 曳船料

區間	被曳船種別	第一時間	第二時間以後
港内	總噸數百噸迄	金三五圓	金二〇圓
	二隻以上曳	金五〇圓	金三五圓
港外	※總噸數百噸以上を指すもの	臨時の約束による	臨時の約束による

※總噸數一〇〇噸を越ゆるものに對する料金は

船名	第一時間	第二時間以後
大連丸級	金六〇圓	四五圓
被曳船數	金八五圓	六〇圓
大連丸、奉天丸		

第三章 貿易都市大連

圓馬丸級	二	現	金五〇圓	三	五	圓
同	同	同	金七〇圓	五	〇	圓
同	同	同	金四〇圓	二	五	圓
同	同	同	金五五圓	四	〇	圓
備考	(二時間又は其の未滿に付)					

9 傳馬船貨賃料

一 隻	一日(船夫なし)	金五圓
一 隻	半日(同上)	金三圓

人夫付の場合

日本人船夫	一日	金五圓	半日	金三圓
支那人船夫	同	金二圓	同	金一圓二〇錢

10 寄託荷練賃、託送荷練賃

荷練賃の半額とす

11 荷役割増料金

(1) 所定終業時より所定始業時迄	五割増
(2) 休日作業	一〇割増

12 小口發送貨物に對する貨物留置料

(1) 託送の場合にして入庫後二〇日以内の場合
入庫後五日間を経過せるものに對しては託送前の貨物留置料を收受す

二四時間又は其の未滿に付
一〇〇應又はその未滿毎に付 金七厘五毛

(2) 託送の場合にして入庫後二〇日以後の場合の諸料金

(イ) 託送前の貨物留置料	一應に付	金七厘五毛
(ロ) 荷練賃	同	金五五錢
(ハ) 託送荷練賃	同	金二七錢五厘

又は荷練賃(一車積合せの場合) 一應に付五五錢

(3) 託送中止の場合にして二〇日以内に引取るとききの諸料金

(イ) 二倍の貨物留置料	二四時間又はその未滿に付	一〇〇應又はその未滿毎に金三錢
(ロ) 半額の荷練賃	一應に付	金二七錢五厘
(ハ) 船積寄託申込の場合は荷練賃	同	金五五錢

(4) 託送中止の場合にして二〇日以内に引取後遅滞なく搬出せざるとききの諸料金

(イ) 二倍の貨物留置料	(二〇日以内)	金三錢
(ロ) 半額の荷練賃	(一應に付)	金二七錢五厘
(ハ) 貨物留置料	(二〇日以後)	金一錢五厘
(ニ) 荷練賃	(一應に付)	金五五錢
(ホ) 船積、寄託の申込の場合	荷練賃	金五五錢

(5) 託送中止の場合にして二〇日以後引取後遅滞なく搬出せざるとききの諸料金

- (イ) 荷 繰 賃 一處に付 金五五錢
- (ロ) 二倍の貨物留置料 金三錢
- (ハ) 半額の荷繰賃 一處に付 金二七錢五厘
- (ニ) 貨物留置料 金一錢五厘

(ホ) 船積、寄託の申込ありたる場合は尙一處に付荷繰賃金五五錢

備考 (1) 貨物留置料、託送前の貨物留置料、二倍の貨物留置料の何れも二四時間又はその未滿に付二〇〇疋又はその未滿母に所定の金額を收受す

(2) 上記賃率は普通貨物の場合を示す
18 再 輸 出 料 金

陸揚貨物を再び船積せらるゝ場合の諸料金

(陸揚諸料金、船積賃、荷繰を要する場合は荷繰賃)

第三節 滿鐵及市内倉庫料金

(一) 滿鐵埠頭倉敷料

甲、分置保管	
(1) 普通 率(屋內)	一日一〇〇疋に付 金八厘
一級品	
1倉庫料	

二級品	同	金六厘
三級品	同	金四厘
四級品	同	金二厘
(2) 豆油外六品特定率	一日一〇〇疋に付	

豆 油	同	屋內金二厘
油 粕 類(大豆圓粕を除く)	同	屋內金八毛
穀物及種子	同	屋外金五毛
麥 粉	同	屋內金一厘三毛
麻 袋	同	屋外金八毛
金屬原料品(二級品)	同	屋內金二厘七毛
同 (三級品)	同	屋內金四厘
同 (備考)	同	屋內金二厘七毛

(備考) 本特定率は受寄より三十日以内に限り之を適用す(但し當分の間穀物及種子に對しては六十日)
本特定率は貨物の引取後其の搬出を怠りして再寄託したるときは之を適用せず

(3) 大豆圓粕特定率(屋內)

入庫の日より第三〇日迄	一日一〇〇枚又は其未滿に付	金三錢五厘
入庫の日より第三一日以後	同	金九錢

(4) 危險品率(一日一〇〇疋に付)

第三章 貿易都市大連

一三三

火 藥 類	金一錢二厘
花 火、爆 竹	金二錢五厘
石 油	金二厘
燐寸、揮發油、油紙、油布及其の製品	金六厘
(4) 強酸類其他の危険品	金八厘

3 入出庫手数料

(1) 普 通 率	一〇〇疋に付	金三錢
(2) 大豆圓箱特定率	一箇の重量一、〇〇〇疋を越ゆるものは五割増とし三、〇〇〇疋を越ゆるものは臨時約束に依る	
(3) 危 險 品 率	一〇〇枚又は其の未滿に付	金六〇錢
(4) 其他の危険品及火藥類	花火、爆竹	金一〇錢
		金五錢

乙、混合保管

1 倉 庫 料

大豆及小麥	入庫の日より第三〇日迄	一日一口に付	金三三錢
	同 第三二日より第九〇日迄	同	金五〇錢
	同 第九一日以後	同	金六六錢
豆 粕	入庫の日より第三〇日迄	一日一〇〇枚又は其未滿に付	金二錢五厘
	同 第三二日以後	同	金九錢

豆 油

第一句乃至第四句	一曆旬一口に付	金二圓
第五句乃至第七句	同	金三圓
第八句乃至第一〇句	同	金四圓
第一一旬	同	金六圓

2 入出庫手数料

大豆及小麥	一口に付	金三圓三〇錢
豆 粕	一〇〇枚又は未滿に付	金 六〇錢
豆 油	一口に付	金六圓六〇錢

丙、書、證券作成手数料

- 一、貨物預り書の寄託者名義變更又は再交付の場合一通に付金一〇錢
- 二、倉荷證券の寄託者名義變更、書換、分割、再交付又は貨物預書と倉荷證券との引換の場合一通に付金二〇錢

丁、證明手数料

- 一、最低料金額 各 金五〇錢
- 二、内容及性質證明の場合 一回一〇〇疋に付 金一〇錢
- 三、重量證明の場合 同 金二錢五厘
- 四、其他の場合 一回に付 金五〇錢

戊、指圖書數料

第三章 貿易都市大連

一三三

第三章 貿易都市大連

鐵材鐵作品	軌條、釘、鋼、管、其他	一〇〇	一箇月	一〇〇
機械類	函入、棒入、精工品	同	同	一八〇
木材	六貫入	一〇〇	同	〇二〇
油類	下ラム入	一〇〇	同	〇一〇
セメント	函入	同	同	〇四〇
自動車	袋入	同	同	〇三〇
オートバイ	同	同	同	〇二〇
自轉車	同	同	同	〇四〇
二、車外保管料				
大豆雜類	但し防濕料寄託者負擔とす	滿鐵一貨車	一〇日	一五〇
木類	同	同	同	一五〇
其他類	同	同	同	一五〇

第四節 貿易の現状

現在に於ける大連港の貿易事情は、發展途上にある滿洲國の吞吐港として將來に多大の興味を喚ばしめてゐる。然し乍ら滿洲國の全貿易額の約三割を占むる對支貿易が現在では暗礁に乗り上げて居り、對歐洲貿易も獨逸の操縦制限で主要輸出品たる大豆の輸出激減とに因つて不振を續け、半面亦滿洲國文化の建設急を告ぐるに及んで對日貿易は異狀の跳躍を示してゐるが、現在の斯の如き事情を以て大連港を論ずることは著しく正鵠を失する憾みがある。抑くとも正狀に置かれた年度の貿易事情を根幹として検討する必要がある。即ち昭和六年を中心として考察するに（昭

和七年は中途より海關接受を強行したるにより據るべき正確なる統計材料なく、同年以降は滿洲國の建國日淺く亦同前）對外貿易七割五分八厘に對し支那諸港貿易は二割三分二厘の割合となつて居り、總貿易に對しては四割四分六厘對外貿易に於ける五割八分九厘が日本の占むる所となつてゐる。滿洲國內に日本の經濟的勢力が進展するに伴ひ、特殊事情のない限りは日本製品が滲潤することは當然の勢ひであつて、藥品、工藝品、織物、陶磁器、諸機械、車輛類の如きも從來の輸入歐米品中に相當力強く割込んで來た。試に昭和三年から昭和六年に至る海關兩によつて表示せられた貿易額を擧げ別に同期間に七年をも加へた金圓換算貿易額と此の間に於ける應數貿易を表示して、今日の貿易事情を推考して見ることにした。

年次	年	入	出	合計
三	年	一六八、九四六、五七九	二六二、四六四、六〇五	四三一、四一、一八四
四	年	二〇六、〇八三、八一四	三〇二、四四四、〇九九	五〇八、五二七、九一三
五	年	一八二、八四二、五七四	二四〇、〇四二、八八二	四二二、八八五、四五六
六	年	一四四、四二四、一五八	二八四、二四八、五六四	四二八、六六四、七三二
七	年	海關兩	海關兩	海關兩
八	年	海關兩	海關兩	海關兩

(關東總貿易統計による)

年次	年	入	出	合計	備考
昭和十一年	年	五二一、〇六五、五三五	四三三、〇五七、三七四	九五三、一二二、九〇九	關東州總貿易統計
同十一年	年	五一六、七八二、九六三	三七三、八〇六、一四三	八九〇、五八九、一〇六	同

第三章 貿易都市大連

第三章 貿易都市大連

年次	輸入	輸出	合計
昭和九年	四七〇、六八四、〇〇一	八〇二、八一九、七二〇	同 關東關貿易統計による
昭和八年	三七三、五七、一四三	七〇〇、六八四、三三三	同
昭和七年	二〇六、九一九、五二二	五〇九、一〇二、〇三三	同
昭和六年	九七、五一九、二六五	二八五、九六八、五一九	同
昭和五年	一六八、七五九、四八五	三九五、〇二一、六八九	同
昭和四年	三〇〇、八八二、三六八	七四二、四五〇、七五三	同
昭和三年	二六六、九三五、五九四	六八一、六二九、六七〇	同

一一八

(埠頭事務所)

更に昭和十一年度に於ける國別の輸出入額と支那諸港への分布状態を擧げ、貿易上に列國の占むる勢力及び大連港より世界各著名港への距離を掲げて参考にするに供することにした。

年次	輸入	輸出	合計
昭和十年	二、九六七、八三三	五、九七六、二三五	八、九四四、〇五七
昭和九年	二、九七八、四三七	六、九六二、七九九	九、九四一、二三六
昭和八年	二、一六九、八五七	六、八七三、七三七	九、〇四三、五九四
昭和七年	一、二六八、四二〇	六、二〇六、二八八	七、四七四、七〇八
昭和六年	七八六、五二五	五、九三三、一七四	六、七一九、六九九
昭和五年	一、〇四七、七五六	五、二二三、七九六	六、二六一、五五二
昭和四年	一、四五二、六一四	六、九四七、一〇六	八、三九九、七二〇
昭和三年	一、一八、四〇三	九、二四六、四二二	七、三六四、八二四

大連港 國別貿易額 (昭和十一年)

國別	輸出	輸入	計
日本	一八五、八九二、七五〇	四二二、九七三、四〇八	六〇七、八六六、一五八
滿洲	八、二二一、二三〇	二、四七三、四〇三	一〇、五九四、六三三
中國	七二、七二四、五五三	二一、二二六、五八一	九三、九六一、一三三
香港	七、四〇三、二七九	一〇、三九八、八三四	一七、八〇二、一一三
海峽殖民地	二、三九〇、八九八	一、〇五七、五六六	三、四四八、四六四
英領印度	一、六七七、〇四六	一、〇六一、五九六	二、七三八、六四二
英領緬甸	八六七、一九三	六九一、七七三	七、三三七、〇六九
英領西印度	一、二二七、二六〇	六九一、七七三	一、九一九、〇三三
比領東印度	三三、七三六	一八二、二三〇	四三九、五九五
比領西印度	二〇一、三三六	六六四、一一一	八六五、四八七
佛領印度支那	四八、四五六	三、九六四、九四九	四、〇一三、四〇五
佛領西印度支那	九、五六五	—	九、五六五
佛領東印度支那	九二、二九二	—	九二、二九二
佛領西印度支那	一八、六四二、四七七	四、九一九、九三三	二三、五六二、四一〇
佛領東印度支那	四、一〇六、三〇〇	一九一、五四三	四、二九七、八四三
佛領西印度支那	四三、五九五、三八五	八、〇六八、九六八	五一、六六四、三五三
佛領東印度支那	九二六、七四二	二、〇五四、四八〇	二、九八一、二二二
佛領西印度支那	三〇三、二五五	九〇九、八六三	一二、二三、一一八
佛領東印度支那	—	八、九二一	八、九二一
佛領西印度支那	九、七九三、二二一	三、三四五、六三〇	一三、一三八、八五一

第三章 貿易都市大連

一一九

西	葡	丁	芬	諸	瑞	波	チ	ラ	エ	秋	北	加	パ	伯	ウ	埃	其	濠	計
班	牙	牙	蘭	威	耳	蘭	エ	ト	ス	マ	米	合	奈	刺	ル	の	太	の	計
牙	牙	牙	蘭	威	耳	蘭	エ	ト	ス	マ	米	合	奈	刺	ル	の	太	の	計
五、四五八	五、四七五	五、八〇三	一、四七五	八一九	三、五八〇	九、五五八				八、二二三	二、〇六五	一、二八九	三、九二九	四、一五六	四、二五六	一、〇六二	六、九四九	二、八五七	四、三二〇
五、二八六	一、九九六	一、二四〇	三、九九一	四、五四七	三、五〇〇	二、〇九六	三、六三三	七、一四三	七、三九七	一、四五一	一、三五一	六、〇六〇	一、七六七	五、六二二	六、一六一	二、一八三	四、七〇七	五、一九六	五、一九六
一〇、七四四	五、九七三	五、九二七	一、四七九	八、六五〇	三、五〇〇	五、六八八	三、七三三	七、一四三	七、三九七	八、二二三	三、一五七	二、四四〇	三、九二九	四、一五六	四、二五六	一、〇七八	六、三〇〇	二、八五七	九、五一一
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

○大連港對支貿易額 (昭和十一年)

地	方	別	輸	入	合	計
天	龍	威	芝	青	上	廣
津	口	衛	梁	島	海	東
八、五五五	七、二四二	三、七五九	一、三〇五	三、六六〇	六、八七〇	四、五八〇
二、〇二五	八一九	四、三六一	八九九	六、一五九	一、〇七九	四、九八〇
一〇、五八一	一、五四三	四、一九五	二、二〇四	九、八二〇	一、七五八	四、六一一
計	計	計	計	計	計	計

國別貿易割合表 (大連港)

區	分	輸	入	合	計
本	日	朝	鮮	亞	細
出	入	出	入	出	入
三、六〇二	二、六二六	六、二二八	三、六〇二	九、八三〇	二、六二六
二、〇二五	八一九	四、三六一	八九九	六、一五九	一、〇七九
二、〇二五	八一九	四、三六一	八九九	六、一五九	一、〇七九
計	計	計	計	計	計

第三章 貿易都市大連

西	關	和	伊	白	瑞	佛	英	歐	波	佛	比	蘇	英	海	香	中	滿
班	牙	牙	太	耳	爾	爾	吉	羅	波	印	律	俄	領	植	港	華	洲
牙	牙	牙	利	爾	西	利	洲	斯	那	羅	實	度	度	地	港	國	洲
五	八	三	二	二	三	二	三	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二
三	二	三	二	三	二	三	二	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二
二	一	二	一	二	一	二	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第三章 貿易都市大連

埃	阿	智	ウ	亞	加	北	歐	亞	ル	希	上	瑞	ラ	露	瑞	諸	丁	芬	ダ	波
及	弗	爾	ル	爾	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米
利	利	然	グ	然	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
五	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

香		支																	
大	小	豆	藥材及藥品	硫安母尼亞	總輸出額	大	小	豆	石	金	藥材及藥品	油	紙及紙製品	鐵及鐵製品	硝子及硝子製品	其他の織物、編物類	綿織物	生糸及絹糸	砂糖
九二、二〇五	一五七、二〇六	三、二一六、五三五	六七〇、九三八	三三一、二一六	六七、九五二、三七三	五、四九四、八七二	四九八、〇八〇	三七一、八三四	五〇九、五九三	九三九、八一八	一、四九六、九七三	三、八三一、六七四	一、六四三、七一〇	四、一四四、七八三	七、四一、七九八	六、六四三、五九四	一一、七九八、〇六六	一〇、一九一、一五一	一一、二四三、七九八
關					英領					地民植					海峽				
大	硝子及硝子製品	硫安母尼亞	石	總輸出額	大	小	豆	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額
二二八、二一九	九五、一八七	三五六、一四四	六六、一八八	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇	一、三六六、六三〇
港					地民植					海峽					總				
大	小	豆	總輸出額	總輸出額	大	小	豆	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額	總輸出額
四、四七五、一〇〇	七、一四二、四六四	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七	一、五七一、三五七

仕向國別主要輸出品 (大連港) (昭和十一年)

日											本													
大	小	高	蘇	腰	綿	毛	銑	皮	藥材及藥品	石	豆	大	小	高	蘇	腰	綿	毛	銑	皮	藥材及藥品	石	豆	
五二、四二四、六九三	五、八四〇、五八六	四、四七九、〇〇二	一〇、五五二、四五四	二、五八〇、三二三	三、四八八、五〇二	一、七八四、四〇五	七、二五三、三九七	三、七五五、七四二	八四四、二二二	一五、四〇六、九八三	二九、六八九、三四〇	五二、四二四、六九三	五、八四〇、五八六	四、四七九、〇〇二	一〇、五五二、四五四	二、五八〇、三二三	三、四八八、五〇二	一、七八四、四〇五	七、二五三、三九七	三、七五五、七四二	八四四、二二二	一五、四〇六、九八三	二九、六八九、三四〇	
向						滿洲						總												
人	以上	總	米	小	砂	砂	小	米	小	砂	砂	小	米	小	砂	砂	小	米	小	砂	砂	小	米	小
九、四六六、〇二六	一四七、五三五、六九五	一八三、九五五、九一七	一、二九二、〇〇二	一〇八九、五〇二	七〇一、四九七	一、二八六、〇七七	二、二〇、一六	一〇九、四七九	一八、一六、一八	四六九、八八二	七、七三四、四二三	九、四六六、〇二六	一四七、五三五、六九五	一八三、九五五、九一七	一、二九二、〇〇二	一〇八九、五〇二	七〇一、四九七	一、二八六、〇七七	二、二〇、一六	一〇九、四七九	一八、一六、一八	四六九、八八二	七、七三四、四二三	

牙 葡 葡			關 和				利 太 伊			義 耳								
總 合	落	花	總 合	豆 毛	小 落	大 落	總 合	落	大	總 合	豆	小						
輸 出	計	生	輸 出	及 毛	麻 子	花 生	輸 出	花 生	豆	輸 出	麻 子	豆 子						
額	計	生	額	油 糸	子	生	額	計	生	額	計	額						
五四、七五七	五四、七五七	五四、七五七	九、七九三、二一一	九、三〇三、六〇三	一、三〇四、三七〇	二、五六五、四一一	五、二六五、八八八	二、五六五、四一一	九、五〇四、六	七二、八八八	二、三〇三、二五五	七、九〇三	二六三、五四一	二七、四四四	三〇六、四三四	九二六、七四二	六〇、四五〇	一六、一三七
典 瑞			關 芬		威 諾		抹 丁											
總 合	豆 小	大	總 大	總 合	大	總 合	落	大	總 合	落	大	總 合	落	大				
輸 出	麻	豆	輸 出	輸 出	輸 出	輸 出	花	豆	輸 出	花	豆	輸 出	花	豆				
額	計	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額				
三五八、九五三	二八〇、八四九	七一、八六一	一九六、七〇六	一一、二八三	一、四七五、五二七	一、三三七、一五九	一、四七五、五二七	一、三三七、一五九	一、四七五、五二七	一、三三七、一五九	一、四七五、五二七	一、三三七、一五九	一、四七五、五二七	一、三三七、一五九	一、四七五、五二七	一、三三七、一五九	一、四七五、五二七	一、三三七、一五九

吉 英				關 暹			賓 律 比				亞 細 亞 俄 露						
毛 小	落	大	總 合	總 合	硫 酸	豆 糖	總 合	豆 豆	大 石	總 合	總 合	大					
及 麻	花	豆	輸 出	輸 出	安 母 尼	糖 糸	輸 出	油 粕	豆 炭	輸 出	輸 出	輸 出					
額	計	額	額	額	計	額	額	額	額	額	額	額					
二二四、二〇九	七三、四二〇	五七六、九〇二	一四、四〇八、五〇五	二〇一、三七六	一八一、七一	一四、四四五	一〇三、五一八	一四、一六四	四三、二六六	一六六、三四七	三五七、三六五	五、三九九	一〇三、五一八	一〇九二、五八八	一、三二七、二六〇	六三、六三〇	一、〇二八、九五八
白 大				獨 逸			西 蘭 佛				利 比						
總 合	豆 豆	毛 小	落 大	總 合	豆 豆	毛 小	落 大	總 合	小 落	大	總 合	豆 豆	皮				
輸 出	及 麻	花	輸 出	輸 出	及 麻	花	輸 出	輸 出	麻 花	豆	輸 出	輸 出	輸 出				
額	計	額	額	額	計	額	額	額	額	額	額	額	額				
二二九、八四七	四三、五九五、三八五	四一、八七八、九七四	二九、五七九	六、二五五、九一八	二二五、七三六	一五一、一三五	四〇七八、四七八	三二、三八、二八	四、一〇六、三〇〇	三、九四〇、八四一	五九二、八六三	二、八四六、八六七	五〇一、一一一	一八、六四二、四七七	一八、一六五、〇三二	五、二四八	二、七四九、七四六

陀 奈 加	國 衆 合 米 北	北 米 合 衆 國		及 埃	
		總 出 額	計 額	總 出 額	計 額
總 出 額	計 額	一〇二,四〇九	二〇三,八〇六	四二,二九〇五五	二二三,六一四
計 額	計 額	二〇三,八〇六	一,六九六,五二四	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	一,六九六,五二四	二,八七五,五〇七	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	二,八七五,五〇七	一,五三五,一〇七	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	一,五三五,一〇七	六七二,四三八	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	六七二,四三八	一五七,八二三	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	一五七,八二三	七,二四三,六〇四	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	七,二四三,六〇四	二〇,〇六五,二七四	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	二〇,〇六五,二七四	一,一五,五三一	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	一,一五,五三一	一,二八九,七五八	四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九
計 額	計 額	一,二八九,七五八		四二,三〇四二六六九	四二,三〇四二六六九

仕出國別主要輸入品 (昭和十一年)

日		滿 洲		本 國	
小 麥 粉	蜜 糖 類	米	粟 豆	藥 料 及 塗 料	建 築 材 料
九,五七〇,一五二	二,六五一,三四〇	三,九六七,八五〇	二七,二九五,三八三	三,九六七,八五〇	二七,二九五,三八三
二,六五一,三四〇	五,二五〇,八四六	三,九六七,八五〇	三九六,四一〇,二二〇	三,九六七,八五〇	三九六,四一〇,二二〇
五,二五〇,八四六	一九,〇一五,三六四	三,九六七,八五〇	四二一,八〇三,二〇一	三,九六七,八五〇	四二一,八〇三,二〇一
一九,〇一五,三六四	五,二五〇,二〇五	三,九六七,八五〇	三八九,九九七	三,九六七,八五〇	三八九,九九七
五,二五〇,二〇五	七,八〇六,二四一	三,九六七,八五〇	一一一,九五七	三,九六七,八五〇	一一一,九五七
七,八〇六,二四一	一三,六四五,二六九	三,九六七,八五〇	六九二,二六四	三,九六七,八五〇	六九二,二六四
一三,六四五,二六九	一〇,五八六,八九二	三,九六七,八五〇	一一七,〇一〇	三,九六七,八五〇	一一七,〇一〇
一〇,五八六,八九二	三九,三六七,〇四一	三,九六七,八五〇	一,三三〇,二二八	三,九六七,八五〇	一,三三〇,二二八
三九,三六七,〇四一	五八,二九七,二四四	三,九六七,八五〇	二〇二,一四一〇	三,九六七,八五〇	二〇二,一四一〇
五八,二九七,二四四	六,四五八,六一八	三,九六七,八五〇	三,六二九,一三五	三,九六七,八五〇	三,六二九,一三五
六,四五八,六一八	一三,七六六,一九四	三,九六七,八五〇	七九一,四六四	三,九六七,八五〇	七九一,四六四
一三,七六六,一九四	三六,八九三,六七五	三,九六七,八五〇	六四二,三二五	三,九六七,八五〇	六四二,三二五
三六,八九三,六七五	五四,三三二,二〇七	三,九六七,八五〇	五,七〇九,六二七	三,九六七,八五〇	五,七〇九,六二七
五四,三三二,二〇七	二二,〇六六,六一五	三,九六七,八五〇	九七二,一四三	三,九六七,八五〇	九七二,一四三
二二,〇六六,六一五	二二,三三〇,二七四	三,九六七,八五〇	九六八,六八九	三,九六七,八五〇	九六八,六八九
二二,三三〇,二七四	一九,二三四,七七〇	三,九六七,八五〇	四八二,八一四	三,九六七,八五〇	四八二,八一四
一九,二三四,七七〇	四,八四六,五九五	三,九六七,八五〇	六〇三,二四六	三,九六七,八五〇	六〇三,二四六
四,八四六,五九五	一一,八七七,四三五	三,九六七,八五〇		三,九六七,八五〇	一一,八七七,四三五
一一,八七七,四三五		三,九六七,八五〇		三,九六七,八五〇	

第三章 貿易都市大連

織物及編物	佛			英			印度		暹	
	總輸入額計	發動機、機械類	酒類	總輸入額計	藥材及藥品	發動機、機械類	酒類	總輸入額計	米類	總輸入額計
	二〇四、二八八			四九一、九三三	八八四、一三一	一、六二二、三四五	四三三、七〇九	三、九六三、五二一	六六四、〇六一	六六四、〇六一
		一九一、五九三	一四〇、一九	三、五八六、九九四	一、六二二、三四五	四三三、七〇九	三、九六三、五二一	三、九六三、五二一	六六四、〇六一	六六四、〇六一
		四三、一二七								

建築材料	和		利		伊		白		暹			
	建築材料	發動機、機械類	總輸入額計	發動機、機械類	生糸及絹糸	總輸入額計	鐵及鋼	鐵	總輸入額計	金屬材料	器具類	發動機、機械類
	四〇六、九七八	一六八、二五七	九〇九、八六三	七四九、七六八	六六七、八一三	二、〇五四、四八〇	一、〇〇三、六〇八		八、〇六八、九六八	五、九〇〇、六三二	四四二、七二八	三、八〇三、二〇五
		四二七、四八六	九〇九、八六三	七四九、七六八	六六七、八一三	二、〇五四、四八〇	一、〇〇三、六〇八		八、〇六八、九六八	五、九〇〇、六三二	四四二、七二八	三、八〇三、二〇五

海峽殖民地	香港						國			
	總輸入額計	織物及編物類	油類	染料及塗料	藥材及藥品	皮類	金屬材料	織物、編物類	砂糖、菓子	米類
	一、〇五七、五六六	九六二、三〇〇	二、一七〇	六、九六九、五八八	一〇、三九八、八三四	五五三、〇三九	三六七、八七六	二、二六〇、七四七	二七二、二五六	一、一四七、六九四
	九六二、三〇〇	九六二、三〇〇	二、一七〇	六、九六九、五八八	一〇、三九八、八三四	五五三、〇三九	三六七、八七六	二、二六〇、七四七	二七二、二五六	一、一四七、六九四

比	亞細亞		度印領			度印領		
	總輸入額計	油類	總輸入額計	木藥材、藥品	總輸入額計	石油	蠟	砂糖
	八二二、三三〇	一三、四六九	五、九七三、九六三	五三三、九一〇	五、九七三、九六三	四、三五五、四四三	一、一八七、六二八	一、一〇六、八四一
	八二二、三三〇	一三、四六九	五、九七三、九六三	五三三、九一〇	五、九七三、九六三	四、三五五、四四三	一、一八七、六二八	一、一〇六、八四一

第三章 貿易都市大連

種類別	昭和十一年		昭和十年		昭和九年	
	金額	千分比	金額	千分比	金額	千分比
穀物、種子及穀粉、澱粉	2,545,680	22.5	2,545,680	22.5	1,450,000	22.5
飲食物及煙草	2,235,000	19.8	2,235,000	19.8	1,450,000	22.5
縮糸及繩索類	3,397,333	30.0	3,397,333	30.0	3,397,333	51.5
織物及織物類	1,010,101	9.0	1,010,101	9.0	1,010,101	15.5
衣服及身邊用品	1,100,000	9.8	1,100,000	9.8	1,100,000	16.5
諸機類	100,000,000	900.0	100,000,000	900.0	100,000,000	1,500.0
諸器具類	3,000,000	27.0	3,000,000	27.0	3,000,000	45.0
金屬材料	1,000,000	9.0	1,000,000	9.0	1,000,000	15.0
動物、植物、礦物	1,000,000	9.0	1,000,000	9.0	1,000,000	15.0
輸入	10,000,000	90.0	10,000,000	90.0	10,000,000	100.0
輸出	10,000,000	90.0	10,000,000	90.0	10,000,000	100.0

輸出入品價格種類別割合表

彼上の關係を總體的に見て、如何なる品種が、如何なる割合に於て大連港に吞吐せらるゝかの現状を検討することにより、更に幾多貿易對策の餘地あることを發見し得るであらう。

種類別	昭和十一年		昭和十年		昭和九年	
	金額	千分比	金額	千分比	金額	千分比
總輸入	3,500,976	31.5	3,500,976	31.5	3,500,976	51.5
總輸出	3,500,976	31.5	3,500,976	31.5	3,500,976	51.5
總計	7,001,952	63.0	7,001,952	63.0	7,001,952	103.0

大阪商船			大連關係港の定期航路 (昭和十一年末現在)			會社	航路	月回数	船名	噸數
大阪、神戸、(廣島)、門司、大連	二	四	二	二	二	會社	航路	月回数	船名	噸數
那覇、鹿児島、三角、大連	二	三	二	二	二	會社	航路	月回数	船名	噸數
高雄、基隆、大連、天津	二	二	二	二	二	會社	航路	月回数	船名	噸數
横濱、清水、名古屋、廣島、門司、大連、今治、 大阪、神戸、名古屋、横濱、上海、天津、大連、門司、 比留、香港、基隆、天津、横濱	二	二	二	二	二	會社	航路	月回数	船名	噸數
ロスアンゼルス、クリストバル、アエルトコロロン ビヤ、ポストン、フライデル、フィヤ、ポルチモア ハムプトン、ロゾ、紐育	二	二	二	二	二	會社	航路	月回数	船名	噸數

計	雜品	武器及爆發物	肥料	燃料	建築材料	藥材、藥劑及染料、塗料	油肪及蠟	紙及紙製品	皮革、角牙、貝殼類
輸入	5,000,000	1,000,000	1,500,000	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
輸出	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
計	4,000,000	500,000	1,000,000	1,500,000	0	0	0	0	0

大連汽船		大連、青島、上海		大連、安東、天津		大連、臺灣島		大連、龍口		大連、營口、基隆、高雄		大連、營口、敦賀、伏木、新潟			
橫濱、名古屋、(大阪又は神戸或は長崎)、大連、天津	四	宮新勝	丸丸丸丸	一〇	大率青	丸丸丸丸	三	民濟	丸丸丸丸	三	濟天長天	丸丸丸丸	三	河河	丸丸丸丸
橫濱、名古屋、阪神、大連、營口	三	玄宮天	丸丸丸丸	二	會	丸	七	龍	丸	三	山山	丸丸	三	山山	丸丸
高雄、基隆、大連、錦南浦、釜山、馬山、仁川	二	岐岩	丸丸	三	櫻錦	丸丸	三	平	丸	三	西東	丸丸	三	西東	丸丸
仁川、錦南浦、大連、群山、木浦、釜山、博多、長崎、三井、鹿兒島	三	島江	丸丸	三	島江	丸丸	三	和通	丸	三	北南	丸丸	三	北南	丸丸
仁川、錦南浦、新義州、芝罘、大連、營口、青島	二	寧	丸	二	寧	丸	二	通平津	丸丸丸丸	二	通平津	丸丸丸丸	二	通平津	丸丸丸丸

郵船會社		大連、營口、敦賀、伏木、新潟		大連、臺灣島		大連、龍口		大連、營口、基隆、高雄		大連、營口、敦賀、伏木、新潟		
橫濱、名古屋、大阪、神戶、門司、香港、シンガポール、ベトナム、仰光、上海、大連	一	あははへはす	丸丸丸丸丸丸	一	甲り島對	丸丸丸丸	一	龍	丸	一	河河	丸丸丸丸
橫濱、小樽、名古屋、大阪、神戶、三池、大連、上海、香港、西貢、シンガポール、ポートセツテナム、檳榔嶼、西貢、李浦	一	るあいんま	丸丸丸丸丸丸	一	す谷	丸丸丸丸	一	平	丸	一	山山	丸丸
橫濱、釜山、小樽、大連、青島、上海、天津、神戶、門司、長崎、香港、上海、中谷陀	一	おあか	丸丸丸丸丸丸	一	ぼ羽馬	丸丸丸丸	一	和通	丸	一	西東	丸丸
神戶、馬尼刺、香港、基隆、上海、大連、天津、門司、長崎、大阪、神戶、名古屋、清水、橫濱、關府、巴門	一	岡ま	丸丸丸丸丸丸	一	陀ん	丸丸丸丸	一	通平津	丸丸丸丸	一	北南	丸丸
橫濱、釜山、小樽、大連、青島、上海、天津、神戶、門司、長崎、香港、上海、中谷陀	一	んあ	丸丸丸丸丸丸	一	形田	丸丸丸丸	一	通平津	丸丸丸丸	一	北南	丸丸
橫濱、釜山、小樽、大連、青島、上海、天津、神戶、門司、長崎、香港、上海、中谷陀	一	丸丸丸丸丸丸	丸丸丸丸丸丸	一	丸丸丸丸丸丸	丸丸丸丸丸丸	一	通平津	丸丸丸丸	一	北南	丸丸

三井物産	日本製鐵	大連海運				川崎汽船	利通公司	政記公司		華興公司
		八幡、大連	大連、長山列島、貔子窩	大連、甘井子、海橋屯、柳樹屯	大連、甘井子			大孤山、小孤山、大連	橫濱(清水、大阪、名古屋)、大連	
三	五	六	一三三	六三八	四	四	八	一〇	一	
金主三	沙香宗	宇	第勸	第	豐廣福加	利	永	厚	榮	
池 城 山	首推像	佐	海 運	海 運	廣和慶利	通	利	利	興	
丸丸丸	丸丸丸	丸	丸丸	丸丸	丸	丸	丸	丸	丸	
三三三	三三三	一七九	三三三	三三三	三三三	一八五三	六三三	一三三四	八三三	

阿波共同	昂谷汽船	松浦汽船	原田汽船	阿波共同				大連、營口、門司、阪神	大連、營口、名古屋、四日市、清水、橫濱
				大連、芝罘、威海衛、青島	大連、芝罘、威海衛、仁川	大連、天津、仁川、鎮南浦	大連、門司、廣島、尾道、宇野、今治		
四	三	一〇	三	五	一〇	一	三	四	
第 三 十 六 共 同 丸	長 山	昌 平	昭 國	第 十 六 共 同 丸	第 十 八 共 同 丸	遼 河	泰 洸 永 東	天 崑 興 泰 長	
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸丸丸丸丸	丸丸丸丸丸	
一、四七七	一、二五九	一、〇九二	三、五八八	一、四九九	七九四	一、二六四	四、四三、八一、六八	二、三三、三六、二六	

第三章 貿易都市大連

	青島、牛莊		Nan-hang Spanning Nan-ang Yunnan	一 二 三	二 三	一 二 三
States Lins	ボートランド、サンフランシスコ、横濱、神戸 門司、上海、青島、大沽、大連	一	Pennsylvania Kentucky Michigan Illinois Washington New York	一	一	一
Tacoma Lins	タコマ、横濱、名古屋、大阪、上海、青島、大沽 大連	二	Grays Harbor Everett	二	二	二
Oceanic & Oriental Lins	サンフランシスコ、横濱、神戸、大阪、門司、 上海、天津、芝罘、大沽、大連	一	Golden Horn Golden Hind Golden Sun	一	一	一
Haugsg Lins	ハンブルグ、ブノイメン、ロツテルダム、ハント ワーグ、アエノア、ボートサイド、スエズ、コト ワ、シンガポール、マンラ、香港、上海、大沽 芝罘、青島、横濱、名古屋、神戸、大連	三	Duisburg Munsterland Kulm Levekusen Preussen Rheinland Sauerland Schett Ruhens Burgoland Neumark Havelland Kuin-riand Nordmark Oliva Ermland Oldenburg Mecklenburg Priesland	三	三	三

第三章 貿易都市大連

	大連、龍口	一		一	一	一
Amung Lins	安東、龍口、登州、芝罘、大連	二	Shanin Shinwa	二	二	二
Ellerman Lins	大連、奉天、大沽、上海、香港、マニラ、シン ガポール、ハルビン、ハルビン、ロンドン、ロツテ ルダム、ハンブルグ	一乃至 二	City of Perth City of Hereford City of Rhios City of Florence City of Dunferk City of Stapepore City of Wellington City of Mobile City of Eschbourne City of Bath City of Darhif City of Derby City of Tiron City of Christchurch	一乃至 二	一乃至 二	一乃至 二
Hull Lins	リバプール、日本各港、上海、香港、シンガポ ール、キヤサプランカ、ロンドン、ロツテルダム ハンブルグ、ハル	一	Per'us Phloodes Dioned Achilles Menajus Caldias	一	一	一
Glasgow Lins	リバプール、日本各港、上海、青島、大沽、香 港、シンガポール、マルセイユ、ロンドン、ロツ テルダム、グラスゴ	一	Hector Acras Sarpedon Pateolus Antenor	一	一	一
Seattle Lins	香港、青島、大連、日本各港、ビクトリア、バン クーバー、タコマ、シヤトル	二	Tyndarus Ixon	二	二	二
Hongkong Lins	香港、アモイ、上海、芝罘、天津、大連、威海衛	三	Sinking Newchwang Ninghai	三	三	三

第三章 貿易都市大連

一四二

A. B. Line	ブレメン、シンガポール、香港、上海、青島、大連、大連、神戶、大阪、名古屋、横濱	一乃至二	Oder Traue Havel Goslar Domau Isar Sajle	七九六六七七八 二〇〇二九五 六三三四五六一 二六五〇六六六
B. Line	ブレメン、シンガポール、香港、青島、大連	年四	Asch Kuniberg Linn Franken	七八六五 七四四八 八九六六 九八六六
Rickmers Line	アントワープ、ハンブルグ、マニラ、シンガポール、香港、上海、横濱、神戶、大連	一	R. C. Rickmers Gaus Rickmers Dake Rickmers Etha Rickmers Ursula Rickmers Bertram Rickmers Sophie Rickmers	七四五五六五五 一〇一〇一〇一 一〇一〇一〇一 一〇一〇一〇一 一〇一〇一〇一 一〇一〇一〇一 一〇一〇一〇一
Norwegian Far East Line	オスロ、アントワープ、ロッテルダム、ハンブルグ、マニラ、シンガポール、上海、横濱、神戶、大連	一乃至二	Tharon Touraine Thalasia Tourvoing Hiro Tholbor Teneriffa Toulance Taurus Tanzel Tennessee	五六四七五五五五五 六〇七〇六三三三六三三 六九六二五五七九七一 七四七七五〇六八一五
Holland East Asia Line	ロッテルダム、アントワープ、ハンブルグ、マニラ、シンガポール、上海、横濱、神戶、大連	一	S. rooskerk Zuidkerk Groo:kerk Gae:kerk Meerkerk Aankerk	六七八八八六 八九六六四六 一九七八二一 〇五九五四一

25x

32x

25x

第三章 貿易都市大連

一四三

China Japan Line	コペンハーゲン、ゲートンブルグ、オスロ、アントワープ、ロッテルダム、ハンブルグ、オスロ、アンボイトサイド、大連	一	Danmark Africa Australia Tonking Annam Java Malaya	八八六六六八八 六六六六六五三 六六六六六五三 五八三二七二九 四〇八七一五〇
Swedish East Asia Line	ゲートンブルグ、オスロ、アントワープ、ロッテルダム、ハンブルグ、マルセイユ、ボイトサイド、大連、秦皇島、大連	一	Peiping Nagari D. shi Shantung Agra Tamura Formosa	五六四六四六六 五三三三三三三 五九六二七二九 四〇八七一五〇
Lloyd Tyetino Far East Line	ツリスチノ、ブリンデイシ、エニス、ボイトサイド、香港、シンガポール、上海、神戶、横濱、大連	一	Sumatra Hilde Col-Di-Lama Fusijama Himalaya Tersava Arabia	七五六六五四六 〇八二二八九九 二八二四〇四 五九九三〇〇
Glyn & Shire Line	ロンドン、アントワープ、ロッテルダム、ハンブルグ、ボイトサイド、コロンボ、シンガポール、香港、上海、秦皇島、大連、大連、青島	二	Glenbeg Peniarole-shire Glenapp Glenharrie Glenishol Filar-shire Glenary Glenher Glenogle Glenhills Peachonshire Kilmarnock	七七七九九七九 七九七五八〇六 七五五五五八四 七五五五五八四 七五五五五八四 九二七二五九一 二六三三八五五 二六三三八五五
Everett Line	ニューオーリンズ、ボストン、マナマ、ホノルル、横濱、神戶、大阪、大連、香港、マニラ、上海	年一	Ethiopian	六四二一

ホ ル	ロツテルダム	一〇、九七五	米	桑	五、四九四
	アントワープ	一〇、九七〇		ボ	二、五三五
ア ム ス テ ル ダ ム	アムステルダム	一一、一〇五	北	ス	二、七三五
	ハ ン ブ ル ヒ	一一、二三〇		ニ ユ ー ロ ー ク	二、八八五
ブ レ ー メ ン	ブ レ ー メ ン	一一、三五〇	露 國	フ イ ラ デ ル フ イ ヤ	一三〇三五
				バ ル チ モ ー ア	一〇五〇
		四、五八二	浦 羅 斯 德		

第五節 大連港の將來

大連港の經濟的發展は其の背後地たる滿蒙の富源に因るは謂ふまでもなく、滿洲國の文化開發と共に益々物資の集散地として鞏固なる地位を得ることは當然である。爾く大連港の勢力が滿蒙大陸の産業と密接の關係を有することは贅言を要しない所で奥地の開拓、鐵道の普及生産工業の勃興等に因つて將來著しき好轉を齎すであらうことは最早議論の餘地はない。

斯くて僅々三十年の歲月の間に見る形もなかつた遼東半島東南端の一漁村から、一躍東洋屈指の一大貿易港として世界交通、貿易上重要な存在を獲得するに至つたのである。

滿洲國の國有鐵道が滿鐵の委任經營に移り、鐵道總局をして統轄せしめて以來、各線の業績漸く順調を辿り、これに因つて大連港が異數の躍進を示したことは周知の事實であつて、港勢の伸展に伴ひ自然沿岸諸港の中繼港たる地位を占め、不日日支兩國間に圓滿なる修交協定を得るに至れば、渤海沿岸の諸港との間に中繼港としての實質を具有するに至るは燎火の明である。

更に昭和五年大連汽船は歐洲航路を開き、次で獨逸の寄港等によつて益々國際的商港として確乎不動の存在を築き上げた。現に大連の貿易額は大阪に亞ぎ吞吐量は上海に次ぐ殷盛を保持してゐるのは、背後地域が廣汎であること、總ての需給が此の關門を通過するに由るので、内地諸港には其の類例を見ない有利な立場に置かれてゐる。而も方背後地との連絡に當る鐵道及港灣が良く貨物を集散し得るだけの設備を持つてゐること、經濟的條件即ち取引所金融機關の完璧と相俟つて有力な當業者が揃つてゐることも貿易の規模を造り上げる重大な要素となつてゐるのである。

最近敦復線が開通して、北鮮の吞吐港が開かれたことは、從來一線一港主義の窺兒なるかの如く見られてゐた大連としては多大なる脅威であらうと一般に觀られてゐる。更に亦極めて近い將來に圖寧線の開通を控え期せずして滿洲國東北部一帯の物資は北鮮の三港たる羅津、基雄、清津に吸集されるであらうことは地理的に見ても容易に首肯出来る所であり、哈爾濱を起點として距離を比較して見ても哈大間の九四四軒に對し哈羅間は七二二軒で二二二軒の開きがあり、雄基、清津の二港は羅津とは指呼の間に連らなつてゐるので何れも大連より二〇〇軒以上の開きがある。就中羅津港は天然の良港として恵まれ第一區工事を三箇年繼續事業として既に昭和七年よりこれが工事に着手し、滿鐵でも近代的港灣たらしむべく特に周到なる關心を拂つてゐる點等を綜合觀察して大連港の將來を悲觀する向きもあるが、大連は地理的にも人文的にも既に牢乎たる地位を築いてゐる。而も自由港と云ふ好條件を保有してゐるのと人口の密度に於て南滿は北滿の追従を斷じて許さぬ優勢を保持してゐるので、往年に於ける營口對大連の如き關係は今日に於ては夢想だも許さぬ所である。

羅津が敦復線の北極終端港として活躍期に入る其の後に於ける北滿物資の搬出は、北滿に於ける鐵道網が枝を張れ

ば張るだけ増大さるゝは勿論であるが、之を技術的に見て五箇年後の輸送能力は大體に於て三百萬噸と見ることが出来る。而して其の輸送貨物は主として吉會沿線の木材、石炭及農作物であつて、從來北鐵東部線の輸送圏内及び北鐵南部の一部を吞食して百萬噸乃至百五十萬噸は北鮮に流出するものと見て大差はあるまい。従て前記兩線勢力圏に屬する歐洲及日本向特産の一部輸送徑路の變更は不可避の問題となつた。しかし乍ら北滿の實庫と稱せらるゝ北鐵沿線一部の物資及び舊吉林省管内の輸送圏を侵されても、北鐵の買収が完了した今日に於ては、北鐵南部及び西部線は完全に滿鐵の培養線としての條件を提供して呉れるし、更に熱河を圏内に抱いて寧ろ洋々たる前途が豫想されるのである。

過去十數箇年の貿易事情を顧ると、日本の對滿輸入は大連が平均六割一分、安東が三割二分、營口が七分の割合を示してゐる。

即ち本邦品の對滿輸入貿易は其の過半数が大連港經由で行はれ、安東は三線連絡運賃及び關稅の三分の一減（現在ではこの特點は徹底されてゐる）なる有利條件を有しながら、尙且つ大連に及ばざること甚だ速く、其の取扱の大部分は所謂綿糸布であつて、其の他の貨物は年額六百萬海關兩に及ばない状態を續け、營口對日本關係に至つて到底問題にならぬ。

羅津が北鮮の吞吐港としての機能を發揮するやうになつても恚うした歴史を辿つて見ても大連港の消長に重大影響を與へるものと思はれぬ。

新興滿洲國の經濟的發展は、大連港の進運と不可分の問題であつて、果して如何なる程度にまで進捗を見せるかは未知數に屬するが、舊東北政權時代の執拗な重壓と排斥行爲を取られながら、尙且つ大連港今日の位置を築き上げて來たことを考へると、假令北鮮の吞吐港が開かれたとしても、滿鐵本線を常はず經濟的進歩は、優に之等諸港に分

けらるゝ物資を補充して餘りあることが信ぜらるゝ。

而かも關東州が工業地帯として發展の可能性あることは、工業の條章下に於て評述したる如く鐵、石炭其他滿洲に生産せらるゝ工業原料を最も經濟的に處置する場所が關東州であり、大連であることを想ふとき、將來其の製品及び原料が貿易の目的物となつて陸揚げ積込みせらるゝ壯觀を描けば、大連は單なる通過性貿易港のそれと甚だ多くの相違があり、所謂底力ある吞吐港であることが領き得られるのである。

更に大連、浦鹽、營口、安東の四港によつて取扱はるゝ滿洲の對外貿易は、今後羅津にも相當重要な役割を當てることとなるであらうし、又熱河、興安兩方面に開發の實が擧れば、葫蘆島の開港も容易に豫想される所ではあるが、中心的海港の位置は地理的に恵まれ且つ港灣設備其他の施設よろしきを得た大連によつて占めらるべきは、假令將來幾多の變遷があつたとしても殆んど不變と見られてゐる。

第四章 商業

第一節 總說

大連に於ける日本人の商業は明治三十八年五月駐屯軍に對する物資の賣込みを目的とし其の筋の許可を得た陸軍用達商人の手によりて開業されたのを濫觴とする。次いで三十九年九月一日關東都督府の創設と同時に邦人の自由渡航が許可されて以來續々と移住し來り間もなく滿鐵會社が創立され諸般の施設に着手したので來住者の激増となり、各種商業に従事するものが日を逐ふて多きを加へた。而して渡航制限が撤廢されて三年後の四十二年の末には商店數一千百七十八を數へるに至つた。當時に於ける商店は大部分が個人經營に屬し、會社經營のもので大連に本店を有するものは株式會社、合資會社を通じて僅に九、内地に本店を有するもので支店、出張所を置くものが二十五に過ぎなかつた。營業別からすれば輸出入貿易商及各種商品の卸小賣で、中でも食料雜貨商が首位を占めてゐた。これ等の同業者は相集つて滿洲重要物產輸出組合、食料品問屋組合、大連食料品雜貨商組合、大連藥業組合等を設立し、また大連實業會(商工會議所の前身)を組織して商機の擴張と利益増進及び權利の保護に努め併せて關係事項の研究調査に従ふ等當地商業の發展と居住者の増加に連れ商機は次第に活況を呈して現在本店を有するもの株式會社二一五、合資會社六〇八、合名會社九四、その外に支店出張所、計一、〇四二の多きに達し物品販賣業即ち中小商店の數のみにても二千九百を突破する盛況を極め大正九年以後に於ける世界不況に禍されながら漸次發展の一路を辿り今日の商況を呈するに至つた。

以上は單に邦人經營に屬するもの、數字を掲げたのであるが、滿支人方面も根強く邦商に對投して急進的に發達し

物品販賣業(市部)

種別	業別		人別		法別		總計	
	本	兼	日本人	其他	内國	外國	日本人及其他	合計
營業人員	一三三	一	三三三	一	九	一	三三三	三三三
營業場數	一	三	三	三	三	一	三	三

明治四十二年末の商店數三百十八を算してゐたものが、現在では三千五百を超える進展振りを示してゐる。因に昭和六年以降は據るべき正確なる資料がないので關東廳調査課調査に依る昭和六年度の統計を掲げて參考に供することとした。

第二節 銀行金融

滿洲に於ける邦人經濟の金融機關は日露戰役前、明治三十三年一月開設に係る橫濱正金銀行牛莊支店を以て嚆矢とする。

當時露國の勢威は隆々として滿洲を壓し、殊に大連をして世界的商港たらしむべく全力を傾注して近代的城市の完成に努めた。從て在留邦人としては發展の餘地を閉塞され正金銀行牛莊支店の業績にも何等見るべきものはなかつた。偶々日露の開戦となり同行は急速なる發展を示し、明治三十七年には更に支店を大連に其の他に出張所を増設した。

翌三十八年十二月政府は戦後經營の一端として同行をして滿洲に於ける中樞金融機關の任に當らしむることに決し、其の固有業務の外金庫事務の軍用手票の回收、銀券の發行を併せて行はしめたのである。更に四十三年五月政府は一般の要望を容れ産業の發達を促進せしむる爲め特に三百萬圓の低利資金を融通して不動産を低當とする長期興業資金の供給を開始せしめた。所謂特別貸付がこれである。特別貸付金は大正二年七月に至り五百萬圓に増加した。而して内百萬圓は滿洲以外の支那各地支店の特別貸付金に流用することを命じたが後これを五十萬圓に改めた。從て滿洲に對する放資能力は四百五十萬圓となつた。この資金の貸出は四十三年七月その貸付開始から大正六年十月東洋殖産會社に移管するまで貸出申込總數七百四十件、申込額六百七十四萬圓に上り、貸出實數六百四十一件貸出總額四百八十八萬圓に及んでゐる。又正金銀行券は滿洲に於ける唯一の信賴すべき銀本位通貨として漸次その信用を高めたが、一面邦人の渡滿するもの漸増するに従ひ、邦人相互間に於ける一般取引に金券を用ひる傾向が漸次濃厚となり、財政關係に於ても收支の標準を金に依ることに改めたので、大正二年七月更に五箇年を限度として正金銀行に對し金券の發行を當局は許可したのである。斯の如くにして正金銀行は爲替銀行にして金銀券發行銀行を兼ね、傍ら不動産の金融も管掌して邦人の進出を助成したが、滿洲經濟界の進歩發達と、これに伴ふ我通貨統一の必要により政府は大正六年滿洲特種金融機關の制度更新を行つた。即ち政府は同年十一月限り金券の發行を朝鮮銀行に移管せしめたのである。而して不動産金融に關しては同年新に滿洲に進出せる東洋殖産株式會社をしてこれに當らしめ、正金銀行はその本來の使命たる爲替業務を専らとし、主として銀券(鈔票)を發行して貿易金融に當らしめたのである。茲に於て滿洲に於ける特殊金融機關は朝鮮銀行、正金銀行及東洋殖産會社の三社鼎立しての機能を分任せしむることとなり現在に至つたものである。昭昭十年末現在各店の預金總額は金三億五千四百七十八萬圓、貸付金總額は金二億八千七百四十七萬圓となつてゐる。

朝鮮銀行は其の前身たる第一銀行時代より安東に出張所を設置し一般銀行業務を營んでゐたのであるが、安奉線の開通後滿鮮經濟關係の益々密接の度を増すに伴れ、滿洲各要地に營業所を闢り、大正二年に先づ奉天、大連及新京に支店を設け次いで開原、營口、哈爾濱及吉林の各地に支店又は出張所を開設し其の發行金券は正金銀行金券と相並んで州の内外に流通するに至つた。大正六年十一月政府は前記の如く金券の發行を朝鮮銀行に統一し、從來正金銀行に屬する業務の一部を繼承せしめ新に旅順、遼陽、鐵嶺、鄭家屯の各地に支店又は出張所を増設し、専ら業務の擴張を圖り滿洲に於ける中樞金融機關として斷然重きを爲し、其の發行金券は遍く滿洲各地に流通してゐる。現在に於ける在滿支店及出張所は大連、旅順、營口、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、新京、安東、傅家甸、哈爾濱の十二箇所にして、昭昭八年上半年末現在の各店預金總額は金期定一億二千百十七萬圓、銀期定二百三十萬圓、貸出金總額金期定四千六百三萬圓銀期定百九十八萬圓に達し在滿金融機關の王座を占めてゐる。

東洋殖産株式會社が歩武を進めたのは大正六年で、これが進出を認めた理由としては、主として滿洲に於ける不動産金融機關としてゝあつた。先づ大連及奉天に支店を設置し後數年にして哈爾濱に支店を開設した、昭昭八年六月末現在に於ける貸出件數千五百十一、金額二千三百九十一萬八千圓を計上してゐる。

以上は特種銀行に就いて機能、業態の概要を述べたのであるが、滿洲に於ける普通一般銀行も相當の業績を辿り極めて堅實なる歩みを續けてゐる。而して邦人經營の銀行としての嚆矢は正隆銀行である。同行は明治三十九年七月設立に係り日支合辦事業の一として銀資本金二十四萬圓を以て軍政治下の營口に開店し、經營數年の後即ち大正二年六月銀資本金三十萬圓、銀資本金七十萬圓に増資すると共に本店を大連に移した。其の後經濟界の發展に伴ひ一層資金を増加し、又銀資本を廢止して大正五年二月更に二千萬圓を増資し、大正十四年十二月龍口銀行救済の爲め之を合併して資本金二千五百十三萬三千二百五十圓となつた。翌十五年四月整理の目的を以て資本金を千二百萬圓に減縮し以

て今日に及び地方銀行の巨擘として重きを爲すに至つた。更に大正十二年七月滿洲銀行が大連に設立され昭和四年十二月開原銀行を買収して資本金一千萬圓としたる外、邦人經營及日滿合辦に係る普通銀行は全滿を通じ昭和八年六月末調査に依ると十四行の多きに及び、其の公稱資本金三千九百九十七萬圓、拂込資本金千二百四十三萬圓、諸積立金百八十九萬七千圓、預り金勘定一億二百七萬圓、諸貸出金は金勘定一億二千六百五十萬圓、銀勘定三百三十一萬圓を算してゐる。茲に參考までに銀行の本支店を表示することにした。

銀行業(大連)

資本	拂込	所在地	名稱	備考
一〇〇,〇〇〇 <small>(單位千圓)</small>	二〇〇,〇〇〇	大 山 通	橫濱正金銀行	支店
四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	西 山 通	朝鮮銀行	同
一一〇,〇〇〇	五、六二四	大 山 通	正 隆 銀 行	本 店
五〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	近 江 町	東洋拓殖株式會社	支 店
一〇〇,〇〇〇	二、九〇六	伊 勢 町	滿 洲 銀 行	本 店
六〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	大 山 通	中 國 銀 行	支 店
二〇〇,〇〇〇	七、七二二	大 山 通	交 通 銀 行	同
一〇〇,〇〇〇	七、〇〇〇	山 縣 通	金 城 銀 行	同
一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	山 縣 通	三 井 銀 行	同
四五,〇〇〇	四五,〇〇〇	大 山 通	大 連 信 託 銀 行	同 業
五〇〇	二〇〇	西 山 通	滿 洲 中 央 銀 行	支 店
三〇,〇〇〇	七、五〇〇	山 縣 通	滿 洲 中 央 銀 行	支 店

二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	越 後 町	上 海 銀 行	同
二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	山 縣 通	ゼ・ナショナル・シティ銀行	同
三〇〇	三〇〇	監 部 通	東 業 銀 行	同
五〇〇	二〇〇	奥 町	平 和 銀 行	同

關東廳は庶民金融の便を緩和する爲め朝鮮に於ける金融組合の制度に倣ひ大正十三年以降三箇年間に關東州内に合計五箇の村落金融組合を設立せしめ、各組合に對し地方費を以て基本金一萬圓を補助したる外、設立後數箇年間組合經費の一切を補助し之を助成したるが、其の成績甚だ良好にして農村經濟の發達に寄與するところ甚だ夥からざるものあるに鑑みて、此の種の施設を州内及鐵道附屬地の各都市に及ぼし、邦人中小商工業者の金融緩和に資せんとし昭和三年度國費豫算編成に際して之れが施設に要する貸下金百萬圓の計上を求むると共に、一方組合法規の立案に着手し金融組合は昭和三年五月勅令第八十九號を以て其の發布を見十月一日より施行せられ、同日既設村落組合は新令に依る設立の手續を踐み、完全に法人格を獲得するに至つたが、一方組合施設豫算は議會解散のため不成立の不幸に遭ひ金融組合施設の上に一大頓挫を來したのである。然れども小口金融の便を年と共に益々甚しきを加へ、邦人中小商工業者の窮地は此の儘袖手傍觀を觀さない事情にあつたので、國費豫算成立までの過渡的處置として昭和三年十一月關東州地方費豫算より組合資金として二十六萬圓を貸下げ、又組合經費の一部二萬圓を補助して大連、沙河、旅順、奉天の四箇所に都市金融組合を設立せしめたのである。其の後四年の春第五十六議會に於て金融組合貸下金百萬圓の豫算は幸にして協賛を得たるも會々内閣の更迭に遭遇し實行豫算の編成に當り七十五萬圓に減せられたる爲其の不足額二十五萬圓は關東州地方費を以て充足して既定計畫遂行に支障なからしめたのである。

今金融組合の業績を見るに何れも順調なる發達を遂げ、村落組合は既に獨立自營の域に達し經濟都市組合に於ても

六年度に於て大連、七年度に沙河口の二組合は各財政的に獨立の域に達した。

而して金融組合の機關出資金付貸出制限等の關係を略叙すれば機關として組合長、理事、監事及評議員あり、之等役員は理事を除くの外凡て組合總員の選任に係るも、理事は其の業務の確正且つ公平を期せんが爲官選として關東長官が任免することになつてゐる。

組合の出資金は都市組合に在りては一口金五十圓、村落(會屯)組合に在りては小口小洋十元として一組合員に對する都市組合の信用貸付限度は二千圓で、擔保を徵する場合に限りて五千圓迄貸出し得ることになつてゐる。村落に在りては信用貸付の場合は金又は銀五百圓とし擔保を徵する場合は銀三千圓を限度とすることになつてゐる。

更に庶民金融機關として十餘の講會營業があつたが是等の多くは財界好況時に於て放出したもので、其の成績良好でないのみならず、取締規則(廳令)に於ても資金の運用制限、重役の責任等に關し擔保會社たる責任を遂行せしむる上に不完全なるものあるを認めたので大正十五年七月内地の無盡業法に則り、これに滿洲特種の事情を斟酌したる無盡業令(勅令)を發布し昭和二年七月より施行し之を取締ることとした。本令は其の後昭和六年無盡業法の改正に伴ひ勅令第六十一號を以て改正せられ同年廳令第二十一號を以て更に細則の改正を見た。

昭和八月六月末迄に於て無盡業令に依り無盡を免許せるもの大連に二社其の他に七社ある。これ等業者の經營せる無盡は大阪式のもの七社、東京式のもの一社及び兩者を併せ替むもの一社である、又其の無盡の種類は三百圓會、五百圓會、千圓會、千五百圓會、三千圓會及び五千圓會の六種あるも就中最も歡迎せられてゐるのは五百圓會及千圓會である。大連に於て無盡會社の先陣を承つたものは蓬萊無盡會社で同社は大正八年九月の設立に係り昭和二年十月無盡業令により營業を免許されたものである。次いで大正十五年十一月第一無盡會社が設立され昭和二年七月無盡業令發布と同時に登記して免許を受け大連に於ける無盡會社の相壁として今日に及んでゐる、而して前者は公稱資本金五

〇萬圓後者は二〇萬圓何れも四分の一拂込である。

現在大連に於て此の種金融を業とするもの信託會社を併せて九社あり左に之を列記して參考に供することにした。

會社名	公稱資本金	拂込資本金	所在地
滿洲不動貯金株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	信濃町 六一
滿洲不動産信託株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	山城町 二
日本證券信託株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	愛宕町 三五
蓬萊信託株式會社	五〇〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	春日町 四二
第一無盡株式會社	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	浪速町 六六
大連取引所信託株式會社	一五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	山縣通 二二
大連取引所錢鈔信託株式會社	五〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	愛宕町 三九
大連株式信託株式會社	一〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	數島町 四九
大連商品信託株式會社	一〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	同

尙滿洲事變後金融機關として重要視されてゐるものに大連輸入組合がある。同組合は昭和三年四月十日の創立に係り組合員の商品仕入斡旋と金融を本來の使命としてゐる。但しこれが金融は普遍的機關ではなく單に組合員のみ金融機關に過ぎないが、滿洲國の治安交通其の他の諸制度漸次整備の緒に付き、これに伴ひ建設工作愈々活況を呈するに至り地方に於ける産業文化の開發と共に市況は益々活潑を極め、これが直接の原因となりて創立以來受難續きの同組合も如上の環境に恵まれて事變後逐年業績を確立して今日に及んだものである。次は昭和七年三月末と九年三月末に於ける業績の比較である。

種別	昭和八年三月三十一日現在		昭和九年三月三十一日現在	
	組員	口數	組員	口數
出資口數	10,767	1,336	10,767	1,336
出資金額	3,850,000	4,500,000	5,200,000	6,100,000
貸付残高	23件	4,500,000	22件	6,000,000
仕入残高	3,500,000	4,500,000	4,000,000	5,200,000

第三節 特産

滿洲事變に引續き滿洲國の創建は、政治的にも經濟的にも我日本勢力が北滿に擴充せらるゝこととなつたが、殊に經濟上の關係は一般世人が比較的氣付かない點が尠くない。従來露西亞の勢力下にあつた東支鐵道以北の地帯に對しては日本の勢力は甚だ微々たるものであつた。然るに滿洲國出現後の今日に於ては、北滿に於ける鐵道の建設及其の經營は擧げて滿鐵の委任經營に移され、全滿洲の交通は其の統制ある經營の下に滿蒙開發第一主義を目標として著々と力強く歩武を進めてゐることは周知の事實である。北滿一帯は従來唯さへ邊陲の地たる不利に加へて、東三省軍閥が經濟發展に無關心であつた反面に於て、苛斂誅求飽くなく其の開發遲々として見るべきものはなかつた。滿洲國の創建は即ちこの北滿の寶庫の明であり早天の慈雨である。

爾後に於ける北滿の沃野は日滿兩國協同して尤も有效合理的なる經濟機構の下に、各國人機會均等に自由に活動を爲し得るので、天惠の沃野と相俟つて農産物の生産が今後多大の増加をなすべきは何人と雖も些の疑も抱かざる所である。

然るに吉會線の建設及び北鮮諸港の活躍は將來大連港の繁榮を奪ひ、北滿爾後の開發に依る出入の貨物の大部分は其の徑路を北鮮經由に探ぶに至り、大連港の將來は悲觀とまで行かなくとも何等繁榮の具とならぬとの議論を爲す者がある、一見北鮮に於ける吞吐港の出現は直に大連港の衰微を意味するが如くにも解さるゝが、未開の沃野千里を控ゆる我滿蒙の合理的開發は到底大連一港の良く其の使命を果すことは至難であつて、北鮮諸港と多々相俟つて益々滿蒙の開發を促進し相互の發展に資する所謂依存關係にあるを確信するものである、彼の歐洲又は北米大陸に於ける多數の港灣はその國の經濟的發展と共に益々其の對外貿易上の機能を發揮し、夫々特色ある商港としての使命を果しつつある事實に徴しても思ひ半に過ぐるものがある、商港の繁榮は單なる鐵道の開通にのみ重きを置くべきものではなくて其の鐵道及び港灣の技術的設備の完否、運貨政策の如何、商港として重要な諸經濟機構及び之れが運用の衡に當る人的素質の如何によつて其の興廢は決せられるのである。大連港の此等人的及物的の充實せる現狀は到底一朝一夕にして良く模倣し得べき所でないことは大連港の將來の章下に於て述べたる通りである、而も大連港と北鮮諸港に對しては日滿兩國當局は必ずや合理的勢圍の分野を設定し、以て商業貿易の完全なる發達に資するであらうことは疑を容れない所であり、即ち各終端港相互依存の關係に置く政策を確立して所謂北滿開發第一主義にすべく、我大連港の將來も亦洋々たるものと確信するものである。

擬て滿蒙の進歩はどうかと云ふに、之を人口増加の點より見るも驚異に値するものがある、日露戰爭當時僅かに一千萬人に過ぎなかつた人口が、現在では三千萬人を越えてゐる。従て之れに伴ふ經濟上の發達は、之を貿易の上に現はれたる數字に見るも明治四十年には僅かに銀五千二百萬海關兩であつたものが、昭和五年度に於ては七億海關兩

に達する飛躍振りを示してゐる。謂ふまでもなく滿洲の經濟的發展の基礎をなす膏腴なる土地を要素とする特産物に存することは明なる事實であつて、今後滿洲國の基礎愈々確立して治安が完全に維持され安民樂土の理想が實現し來れば、これに伴ふ經濟的勃興も實に期待して待つべきものがある。

いま南北滿洲を通じて特産物の年産額は大體に於て次の如き數字を示してゐる。

品 種	數	量 (單位 石)
大豆		四〇,〇〇〇,〇〇〇
高粱		三七,〇〇〇,〇〇〇
粟		二八,〇〇〇,〇〇〇
小包		一四,〇〇〇,〇〇〇
其他		七,〇〇〇,〇〇〇
計		一二六,〇〇〇,〇〇〇

これ等の特産物は約一、五五〇萬町歩の既墾地より生産せらるゝものであつて、尙將來開墾せらるべき可耕地は一、七三〇萬町歩を有し現に年々約二〇萬町歩の新開墾地が増加せらるゝ状態である。即ち農業の進歩に伴ふ増産も亦大いに期待せられて居り、即ち昭和六年に於ける之等特産物の輸出金額は全滿輸出總額銀四億八千萬海關兩に對し銀三億三千萬海關兩即ち約七割を占めてゐる。而して半數以上は實に大連港を経由するもので、如何に我大連が滿洲の特産市場として重大なる立場に在るかを窺知することが出來よう、今茲に滿洲特産物中最も重要な地位を占むる大豆及

其の製品たる豆粕、豆油の三品並に包米、高粱に對し少しく説明を加へ將來の大勢判斷の資料に供することゝしよう。大豆が今や世界的商品として、獨特の地位を占め現在各國に於て多量の消費を見る様になつたのは、我國に於ける豆腐、味噌、醬油等の如き大豆直接の利用の爲だと謂ふよりも寧ろ大豆の加工製品たる豆粕及豆油の用途が盛大なるものがあるが爲めである。豆油は舊來燈用、減廢用或は食料用のみに止まらず、化學工業の發達に伴ひ現今に於ては左記の如き新用途に向つて其の需要を喚起しつゝある。即ち精製油(サラダ油)人造牛酪(マーガリン)石鹼、蠟燭、グリセリン、脂肪酸、防水劑、塗料(ペイント)、ワニス、リノリウム)は革工業用劑等であつて、就中「マーガリン」を以て最重要とし、硬化油として廣く使用せられ、歐米に於ては棉實油、亞麻仁實油、椰子油等と並び重視せられてゐる。尙亦近時「ゴム」の代用、石油代用、火藥原料等の新利用方法が發明せられ、今後益々其の用途が擴張され、これが利用量は必然増加すべく前途洋々たる觀がある。

豆粕は従來主として日本及南支方面では肥料としてのみ使用せられてゐたが、硫安の出現殊に大戰後硫安の價格暴落の結果豆粕利用の上に大なる脅威を齎らしたるかの如き觀があつたが、近時豆粕は肥料として特殊性能を認めらるるに至り、しかも日本に於ては家畜飼料として之を使用し更にその殘滓を肥料とするの風を招來し、漸次此の方面の需要著しく増加の傾向を呈しつゝあつて、豆粕利用に前途に一大光明を投ずるものと謂はねばならぬ。要するに豆粕の所謂飼料化運動は家畜の増殖を促進するのみならず、安價に肥料を供給することゝなる結果、既に疲勞困憊に陥りつゝある日本農村の危機を救ふ所以であつて邦家の爲め殊に慶賀すべきことである。更に醬油、ソース、味の素、ビスケット等の食料品原料及セルロイド代用品、水性塗料其他の工業原料として利用せらるゝものが漸く増加しようとしてゐる。夙に滿鐵では特に大豆の消化に意を用ひ中央試驗場に於て實驗に成功し愈々昭和八年度より工場建設に着手し酒精抽出法による豆精の製造に乗り出した。豆精は直に食料品に適するばかりでなく、亦榮養價値の甚大なるも

のがあることを立證せられ、此の豆精に適度の澱粉を混合するときは小麦代用品となり、將來の食糧問題に大なる變革を期待するゝに到つた。又豆精は高級完全なる飼料として今後廣く利用せらるゝは疑を容れざる所であつて、且豆精抽出法の副産物たるレシチンは既に獨逸其他に於て専ら強壯劑、榮養劑として使用される外食料及工業用として利用の途は漸次擴大されつゝある現狀である。

高粱は滿洲農民の主食品である關係上、生産額に比し從來の輸出額は僅々銀二〇萬海關兩に過ぎなかつたが、最近燒酎及飼料の原料として日本内地方面に仕向らるゝもの漸く増加するに至り、他方澱粉として特殊の性能を有するところが發見せられ、將來日本人方面の利用が有望視されてゐる。

玉蜀黍即ち包米は貿易品としては未だ重要視されてゐない、滿洲では高粱同様農家の主食品として自給自足の範圍を出てゐないが、米國に於ては早くより重要農産物の一として澱粉、シラップ、酒精等の原料或は飼料として大なる價値を認められてゐる。故に滿洲に於ても之が調製方法を改善するに於ては、將來海外に於ける利用も亦増大すべくこれが將來には専門家も相當の期待を掛けてゐる。

右の外、小麦、粟、其他滿洲の特産物たる農産品は、耕地の擴大と農耕法の改善と相俟つて愈々其の産額を増加し世界第一流の穀倉たるに至るは期して疑を容れない所で、其の集散市場としての大連の將來を觀望すれば偉大なる發展の機運を包蔵すると云つても過言であるまい。

而して大連市場に於ける特産物の賣買取引は勅令の定むる所に由りて、總て官營大連取引所に於て行はれてゐる。尙清算擔保は政府の特許の下に附設せられたる大連取引所信託株式會社に於て取扱はるゝもので、従て滿洲特産物取引の消長は右信託會社の業績上必然一致すべき性質を有するものである。

官營大連取引所は特産物の安全且敏活なる取引を目的として大正二年其の設立を見るに到つたものである。

元來官營組織の取引所は日本には其の例を見ないが、滿洲の如く日滿人雜居し、歐米人亦其の取引に参加する地に於ては、株式組織又は會員組織にては、外國人の信頼を得ること困難である所から、研究の結果官營現制度を採用するに決したもので、爾來大いに其の特色を發揮しつゝある。しかし官營取引所に於ては、賣買取引の履行を擔保し違約より生ずる損害を賠償することが出来ないで、政府特許の下に其の當時の日支人當業者をして別に會社を設立せしめ、強制擔保の制度を實施するに至つたもので大連取引所信託株式會社が即ちそれである。而して同社が營業とする所は(一)大連取引所に於て成立せる先物取引の大豆、豆粕、高粱、包米及小麦等の履行の擔保及清算業務(二)同取引所取引人に對し特産資金の金融を行ふにありて、名は信託會社なるもの、實質は日本に於ける株式組織の取引所と同一の機能を有するものである、同社は大正二年六月資本金一百万圓を以て創立せられたが、事業の進展に伴ひ大正八年資本金を三百萬圓に、次で大正十三年更に一千五百萬圓(拂込金六百萬圓)に増資した。然るに昭和五年以來銀價の大暴落に遭遇し、其の結果一方擔保力に大なる餘力を生じ、他方世界的不況の餘波を受け、資産内容頗る堅實なるに拘らず株式の市價は拂込額を割るに至つたので、此の機會を捉へ會社の内容強化工作の一として昭和六年八月二十日舊新各株三萬株宛の買入消却を斷行して資本金一千二百萬圓、拂込金四百十二萬五千圓として今日に至つたものである。而して大連に於ける特産取引は大連取引所に於ける先物取引のみにて昭和五年度の如き一箇年六億圓餘に達する盛況である。先物取引高の増加は即ち大連取引所信託會社の重要収入たる手数料の増加を意味し、同會社の成績を下するパロメーターであると共に滿洲に於ける特産の動きを知る唯一の資料でもある左に取引所開設以來昭和十年度までの取引高を表示して見ることにする。

大連取引所先物取引高表

年 度	大豆 實價單位一車 (四萬九千斤)		高粱 實價單位一車 (四萬九千斤)		豆粕 實價單位一車 (四萬六千斤)		豆油 實價單位五百桶 (八千三百五十斤)		實價代金 總計
	數量	實價代金	數量	實價代金	數量	實價代金	數量	實價代金	
大 正 三 年	二五,五五五	一〇,五〇〇	一四,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 五 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 六 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 七 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 八 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 九 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 一 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 二 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 三 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 四 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 五 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 六 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 七 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 八 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 十 九 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 一 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 二 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 三 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 四 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 五 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 六 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 七 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 八 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 二 十 九 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 一 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 二 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 三 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 四 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 五 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 六 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 七 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 八 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 三 十 九 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 一 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 二 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 三 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 四 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 五 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 六 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 七 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 八 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 四 十 九 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
大 正 五 十 年	二六,〇〇〇	一〇,六〇〇	一四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇

年 度	大豆 實價單位一車 (四萬九千斤)	高粱 實價單位一車 (四萬九千斤)	豆粕 實價單位一車 (四萬六千斤)	豆油 實價單位五百桶 (八千三百五十斤)	實價代金 總計
昭 和 六 年	一〇,五〇〇	四,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
昭 和 七 年	一〇,五〇〇	四,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
昭 和 八 年	一〇,五〇〇	四,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
昭 和 九 年	一〇,五〇〇	四,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇
昭 和 十 年	一〇,五〇〇	四,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇

備考 大正十一年、十二年は金建、十三年は金銀兩建、其以外は銀建。

大連取引所は内地の取引所と共に其の趣を異にし有力なる實際の當事者を網羅し、當需取引を主眼とせる爲財界の不況に際しても尙綽々たる餘裕を存するは一大特色であつて、昭和六年九月以來の滿洲事變に引續く英國の金輸出禁止及日本の金輸出禁止等の如き經濟界の大波瀾に際しても、我大連の取引市場は何等の動搖をも來さず平常と何等異なる所なく取引を行つたのである。

猶最近に於ては昭和八年三月上旬の米國に於ける財界大恐慌に對し、内外の各地取引市場は殆んど全部其の取引を一時休止せるにも不拘、當市場は遂に一日の立會休止をもすることなく、極めて平穩裡に順調なる取引を繼續したるが如きは關係當業者の堅實と共に自重を如實に物語るものであつて我取引所の特色を遺憾なく發揮したものと謂はねばならぬ。現在に於ける取引人は七十七名であつて之を營業別にすれば次の如くである。

- 油房(製油工業) 二七 仲 買 商 二四
- 油房兼輸出商 七 油房兼仲買商 五
- 輸 出 商 一一 輸出兼仲買商 三

右取引人の内邦商の巨頭としては三井、三菱、日清製油(大倉系)、豐年製油、瓜谷商店等があり、滿華商としては

東永茂、福順厚、裕昌元、鼎新昌、益發合、昇源、天和成等が其の代表的のものであり、外商には資本金五千萬クローネ積立金五千萬クローネを有する丁抹一流のイースト・アジアチック會社及英商和記洋行等がある。

第四節 商店街展望

大連には近代的小賣商業組織たるデパートメントストアの進出も一般小賣商に脅威を與へる程度ではなく、從て此の方面の壓迫は今日の所問題視されてはゐないが、これに代るべき強敵が在滿邦商の苦惱の種子となつてゐる。滿鐵消費組合及び關東州購買組合が即ちそれである。

周知の如く滿鐵社員と關東州職員とは在滿邦人の主體であつて消費經濟の對象とされてゐる。然るにこの對象の主體が特種なる經營體を以て全滿に配給網を張り巡らしてゐる。小資本を擁して立つ邦人小賣商が如何に藻掻いてもこれ等特種經營體に抵抗することは至難であつて小賣商店街の不振の原因は茲に在る。更に内面的に考察するも日滿個別小賣商の激烈なる競争も擧げらるゝが、本問題に關して多年研究が遂げられ、又現實の問題としては市產業課がリーダーとなつて市中の中小商人を團結せしめ、商店協會を設立して之が強化工作に當り、會員相互の連繫と商權の擴張に最善の努力を拂つてゐる。商店協會は昭和九年六月設立されたもので設立の日淺きに拘らず參加會員數既に六百を突破せんとする趨勢を示してゐる。

現在に於ける市中の小賣商は前章總説の條下に掲げた如く、適確なる敷に據るべき資料がなく判然しないが昭和四年度に於ける調査に依ると一小賣商店の得意先は平均七戸強となつてゐる。其の後市人口の異數なる増加によつて昭和九年度に於ける戸數八萬五千二百五十三戸に對し小賣商店六千四百三十三を數へ一商店の得意先平均十三戸餘に及び昭和四年度に於ける大坂市の一商店當り九戸の得意先きに比して遙に有利な立場に置かれてゐる。

しかし乍ら單に數字に於て有利な地位にあつても市民の購買力の點では決して有利と云ふことが出來ないのである即ち小賣商の構成分子が日本商人と滿人商人に區分されて居り、更に世帯數に於て滿人は過半數を占めてゐる。滿人は邦人に比して概して生活程度が低く、滿鐵商工課の調査に依ると日本人の生活費一日平均六十二錢に對し滿人は四十三錢三厘となつてゐる。

更に兩者の収入の點を比較して見る日本人使用人一箇月平均二十九圓八十五錢に比し滿人使用人は平均十一圓となつてゐる。如述の事情を具に検討すれば寧ろ大連に於ける物品販賣を業とする商店は多きに失する憾みがある。

更に資金の回収率に於て邦商は滿商に比して極めて不利な立場に置かれてゐる。即ち日本人小賣商は百二十日を以て一回轉するに反し、滿人小賣商は八十八日を以て一回轉するから一年間に於ける資金回収率は日本人二回九四に對して滿人は一回一三となる、一日でも資金を早く回轉する方が有利であることは説明するまでもなく、從て滿人商は邦人商に比し同一利益を産むには商品の價格を安く賣つて引合ふことになるのである。又掛賣高より兩者をみるに日本人商店は一店當り平均四萬一千五百圓なるに滿人商は一萬八千二百六十二圓となつてゐる。勿論この數字は一流商店を對象として比較したのであるが、二流三流の小賣商に至れば販賣額の大半が即ち掛賣と見て大差はない。

斯くの如く營業の一部を擧げて見ても日本商は滿人商に比して極めて凡ての條件が不利な立場に在ることが窺はれよう。

以上の如く大連商店街の現状は必しも華々しいものでなく、滿人商、滿鐵消費組合及び關東州購買組合等に特殊な經營體があつて多少困難な事情もあるが將來は大連の發展に伴れ大いに好轉す可き見込は充分にある。

第五章 市内交通

都市交通の消長は以て其の都市の文化を計るバロメーターであると云つても過言でない。と同時に交通なくして産業の發達は望めない、で特に此の一章を加へた。大連の市街は車道、歩道を區分して路幅廣く路而は凡てアスファルトを以て固め現代都市として東洋第一の稱がある。而して都市交通の重大使命を果しつつあるは南滿洲電氣株式會社で(滿洲電業股份有限公司合併後同社電鐵課のみは分離獨立して交通會社となつた)之れに就き沿革より現在までを少しく述べて見ることにしよう。

(一) 電車

滿鐵が市内の交通機關として延長十三哩餘、軌隔四呎八吋二分の一の電氣鐵道敷設計劃を樹て、明治四十一年三月關東都府府に出願同年十二月一般般運を營むことを許可され翌四十二年五月二日軌道敷設工事に着手し同時に車庫の建設及車輛の組立をなし傍ら従業員を運轉及車掌には支那人を採用することとして之が養成に努めた、而して軌道敷設工事はその初期の豫定に屬する分が同年八月九日竣工を告げ、これに伴ふ架空線架設も約大半を終ると共に車輛(特等並等合造ボギー式)三十臺の組立を了し愈々四十二年九月二十五日より營業を開始し取敢ず左記區間を先行運轉することとした。

1. 大連埠頭を起點とし山縣通、紀伊町、監部通、信濃町を経て常盤橋より伏見臺電氣遊園地に至る路線
 2. 吾妻廣場より分岐し第二ホーム前車庫に至る路線
- 而して之が過程を大別して見るに創業以來の二十數年を三期に分ち前十年即ち明治四十二年より大正七年に至る期

間は主として創設時代にして明治四十三、四年に於て貨物線始め沙河口、星ヶ浦、老虎灘等の郊外線を延長し、等級制、時間乗車制度を採用したる時代なり又大正八年より昭和三年に至る十年間は主として第一次的保守時代にて内容の充實を計り軌道車輛の増設を行ひ大正八年時間制を廢止し、同十二年等級制を撤廢し同十三年市區擴張に従ひ、郊外各線の區間制度を廢止し、昭和三年更に星ヶ浦線終迄の區間を廢止し、これによりて全線均一制度を實現せしめたる整理時代あり、更に昭和四年以後今日に至る期間は第二次的保守時代にして且第二次的整理と見るべきである昭和十二年九月末日現在營業路線は客車線三二、六五二・二米、貨車線二四一・一米計三三、八九三・二米にて軌條は大部分八十封度を使用し道床は之も大部分コンクリートと爲し停留所八十六箇所中待合所を三十三箇を設備して乗客の便宜を圖つて居る。現在々籍車數輛は客車百二十九輛貨車五輛撤水車二輛計百三十六輛にして客車百二十九輛の中八十五輛はボギー車、四十四輛は單車なり。

現在の運轉系統は次の如し

◎電車運轉系統 (昭和十二年九月末現在)

系統	區間	主要經過地	所要時分	料
1	寺兒 溝—西崗子市場	朝日廣場、滿鐵本社、常盤橋	一一	四、七四〇・一
2	數島廣場—平和	日本橋、常盤橋、春日町	二五	六、五一六・三
②	數島廣場—平和	日本橋、常盤橋、春日町	二五	六、五一六・三
3	埠頭—大正廣場	山縣通、滿鐵本社、常盤橋、伏見町、聖德街	三〇	七、六二八・九
③	數島廣場—大正廣場	滿鐵本社、常盤橋、伏見町、聖德街	二六	六、六二八・三

第五章 市内交通

4	埠頭	大正廣場	山縣通、敷島廣場、日本橋、常盤橋、西園子	三七	八七二七〇
④	敷島廣場	大正廣場	日本橋、常盤橋、西園子、沙河神社	三〇	七〇三六一
5	中央公園	港	大連神社、朝日廣場	一四	二七八五七
6	大正廣場	黒石	屋ヶ浦	一四	四、九七七
7	埠頭	老虎	山縣通、滿鐵本社、常盤橋、春日町	三六	九、四七〇九
⑦	滿鐵本社	浦町	西廣場、常盤橋、春日町	二六	七、二〇八九
8	日本橋	波止場		四	七三九四
9	沙河神社	工		二	五四〇七
11	寺兒	大正廣場	朝日廣場、滿鐵本社、常盤橋、西園子、沙河神社	三五	八、五二四五

註 ラッシュ時に限り朝日廣場大正廣場間運轉する⑦系統あり、之が料程六、六〇四・七米、所要時分二五分なり

而して乗車賃金は總て金位を以てし、等級制、時間制、郊外區間制等幾多の變遷を経遂に今日の全線均一制に到達せしめた。即ち開業當初に於ける電車賃金は普通乗車賃特等一回六錢並等一回四錢一時間自由乗車賃特等八錢並等五錢三十回券乗車賃特等一回五十錢並等一回、學童回数券並等六十回五十錢、特等二十回券三十錢とし二級制を採用したるも此の等級制は東洋に於ける植民地其他の實情を參酌し採用したるものにして、一車内を特等並等に區別し中國人中の苦力の如き下層階級者を賃金の差を以て一般乗客と區分せむとする目的なりしが逐年乗客數の増加に伴ひ、その目的を達し得ざる實況に陥り等級制の存在が却つて乗客乗務員相互共甚だ不便を感じるに至りたるを以て大正十二年五月遂に車體を改造し等級制を撤廢せり、又時間制は他の例を見ざる新例實施にして當初在住中國人の多數が新施設の公共交通機關に對し理解少なるべき點、短期間に教習せしむる爲不馴れの點等を考慮し能ふ限り乗換其他の關する複雑なる制度を避くる方針を採り且乗客の便益と自由とを主眼とし乗客は與へられたる時間内に何れの方向へ

幾回の乗車をも爲し得る様二時間乗車券を發行せるも營業後一箇年にして乗換券制度なき爲普通券使用者に不便の點あるを認め明治四十三年七月普通券を廢止し半時間券を以て之れに代へ茲に全く時間制を施行するに至りたり然るに切符發賣の根本精神に反すると共に幾多の不利不便を招來し且市の發達に伴ふ路線の延長乗客量を増大等に依る經驗は最早大連市に於ては時間制を以て乗客を整理するを敎さざる状態となり、遂に大正八年十月斷然之を廢止し均一乗換券發行制を採り今日に至つたものである。

尙市内線は創業當初より均一制を採り沙河口、星ヶ浦、老虎灘の各郊外線は各線を一區又は二區に分ちたる區間制を用ゐりたるも大連市の發展に依り各郊外地が市區に編入せられたる爲大正十三年七月全線に互り均一制を實施し昭和三年七月更に星ヶ浦終點に至る残れる一部分をも均一制に包括したり。

其の後再び等級制實施の要望ありし爲これに更ふるに勞工車を昭和四年十二月一日より大正廣場、寺兒溝間に運轉せしめ、料金を四錢となし苦力階級の専用ならしめるも料金多少高率なりしたため昭和五年十一月三錢に低下せしめて今日に至つた。

現行料金左の如し

普通券	一回	金五錢
勞工券	同	金三錢
普通回数乗車券	十一枚綴	金五十錢
同	二十二枚綴	金一圓
同	六十六枚綴	金三電
通學回数乗車券	三十枚綴	金五十錢

第五章 市内交通

第五章 市内交通

通學期間乗車券(一箇月有効)

金四十五銭

一七二

昭和十一年度に於ける營業成績は總乗客數三九、七七八、〇六四名、收入一、六五九、八二九圓七五銭、走行杆六、三九五、八〇五杆、杆當收入二五銭九五にして昭和十一年一日平均乗客數は一〇八、九八一名なり、又市民が如何にこの文化交通機關を利用するかを見るに大連の人口一人當乗車回数一〇七回にして昭和四年の五〇、六回に比し約倍加となつた。

因みに現在運轉従業員は日本人一七二名滿人三六九、名合計五四一名なり。

電車營業成績

年 度	走 行 杆	乗 車 人 員	收 入	入口一人當 乗車回数	杆當收入
昭 和 七 年	五五、二七〇	七、七七八、〇六四	一、六五九、八二九圓七五銭	七	二五銭九五
同 八 年	五五、四三〇	七、八〇〇、〇〇〇	一、六六〇、〇〇〇	七	二五銭九五
同 九 年	五五、一〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	一、六六〇、〇〇〇	七	二五銭九五
同 十 年	六三、七九〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一、六六〇、〇〇〇	七	二五銭九五
同 十 一 年	六三、七九〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一、六六〇、〇〇〇	七	二五銭九五

(二) 乗合自動車

滿電の兼營乗合自動車は昭和二年六月旅大自動車會社の買収に依り創立開始せられ翌三年四月市内乗合自動車の運轉をも開始するに至りしが創業當初に於ては車輛の不足に依る運轉回數の少なきと在來市民が市中隨所に於て慣用したる人力車、乗用馬車の影響とに依り業績振はざりしが運轉車輛數の増加すると共に車輛を短縮し鋭意經營の改善内

容の充實に努め正確なる運轉を爲すに及び漸次乗客を吸収して良好の成績を收め時代の要求に投じたる兼營乗合自動車は大いに其の將來を囑目せらるゝに至つた。

昭和十二年九月末現在々籍車輛數は一八一臺にして、昭和十年三月末に比し八一臺増なり、漸次飛躍の途にあれば益々増車せらるべし。尙車型を示せば、レオ車八臺、トヨタ六臺、インター一二臺、ドツヂ一九臺、ハドソン五臺、フォード三六臺、シボレー一二臺、ルノー一臺、マン一臺、フソウ一臺である。

乗合自動車營業路線 (昭和十二年九月末現在)

路 線 名	區 間	營業開始年月日	杆 程
旅大南線	連—龍王塘—新旅順	昭和二年六月十九日	四七・二九
旅大北線	連—營城子—新旅順	同七年九月二日	五六・四五
旅大區間線	連—龍王塘—得旅順	同八年三月一日	四〇・一五
金大線	連—周水子—金州	同四年七月十日	三四・七〇
金普線	州—三十里堡—普蘭店	同八年八月二十日	四四・四八
金曲線	州—董家溝—曲家屯	同九年十月一日	三三・六三
金愛線	州—劉家屯—愛用村	同十年七月十日	二二・二七
金孤線	州—王家屯—大孤山屯	同十年九月一日	二二・〇〇
登普線	州—孫家屯—登沙河	同十年九月五日	二五・五〇
亮普線	州—士城子—亮甲店	同十年九月五日	二二・三六
濼普線	州—朱家屯—復州灣	同十一年十月一日	四三・〇〇

第五章 市内交通

一七三

第五章 市内交通

路線名	走行	行	乗車人員	収入	経常収入	備考
旅大南線	八七五、五六〇〇		二二二、一七三	二二、八四〇五八四	二四九	
旅大北線	三四七、七三四二		一〇二、九六六	四五、四九四三三	一一一	
旅大區間線	二二七、〇九七四		一三六、二八七	三八、五〇九二九	一六二	
金大線	八三三、七四九〇		四三〇、三四五	一七五、四六〇八七	二一〇	
金普線	二四四、一四四八		九六、三九一	三三、九三三、四一	一一九	
金曲線	一五五、八六一五		八〇、一七三	二二、六九二、九〇	一四六	
金愛線	四六、〇三二〇		三〇、三六七	八、九五九三、四	一九五	
金孤線	五二、三四五九		三一、八三四	八、一八一、二二	一五六	
登普線	五八、〇〇九〇		三八、〇三三	一三、七四八、四八	二二七	
亮普線	五四、三三三〇		三四、六三四	一一、七三三、〇九	二二二	
甘大線	三〇、九一六〇		九、二九五	九、〇八五、七五	二九	昭和十一年十月一日より營業開始
小野田線	八七七、三三二六		八三六、三二五	一九四、五〇五、五九	二二二	
郊外線	七三、五四九三		三八、四七四	九、一三三、〇七	二二四	
小島線	三、八八六、五五三七		二〇九、七二七五	七八九、八〇二、九七	二〇三	
老平島線	五、一五八、八三三		五六、三三三	六〇、八六五、六五	一一八	
傅家庄線	二九一、三六一四		二九〇、五五一	二四、七七二、二二	八五	昭和十一年四月十五日より營業開始
傳家庄線	七三、四八六〇		一二八、六九九	一〇、五七一、九一	一四六	

一七五

乗合自動車營業成績 (昭和十一年度分)

路線名	走行	行	乗車人員	収入	経常収入	備考
旅大南線	八七五、五六〇〇		二二二、一七三	二二、八四〇五八四	二四九	
旅大北線	三四七、七三四二		一〇二、九六六	四五、四九四三三	一一一	
旅大區間線	二二七、〇九七四		一三六、二八七	三八、五〇九二九	一六二	
金大線	八三三、七四九〇		四三〇、三四五	一七五、四六〇八七	二一〇	
金普線	二四四、一四四八		九六、三九一	三三、九三三、四一	一一九	
金曲線	一五五、八六一五		八〇、一七三	二二、六九二、九〇	一四六	
金愛線	四六、〇三二〇		三〇、三六七	八、九五九三、四	一九五	
金孤線	五二、三四五九		三一、八三四	八、一八一、二二	一五六	
登普線	五八、〇〇九〇		三八、〇三三	一三、七四八、四八	二二七	
亮普線	五四、三三三〇		三四、六三四	一一、七三三、〇九	二二二	
甘大線	三〇、九一六〇		九、二九五	九、〇八五、七五	二九	昭和十一年十月一日より營業開始
小野田線	八七七、三三二六		八三六、三二五	一九四、五〇五、五九	二二二	
郊外線	七三、五四九三		三八、四七四	九、一三三、〇七	二二四	
小島線	三、八八六、五五三七		二〇九、七二七五	七八九、八〇二、九七	二〇三	
老平島線	五、一五八、八三三		五六、三三三	六〇、八六五、六五	一一八	
傅家庄線	二九一、三六一四		二九〇、五五一	二四、七七二、二二	八五	昭和十一年四月十五日より營業開始
傳家庄線	七三、四八六〇		一二八、六九九	一〇、五七一、九一	一四六	

第五章 市内交通

一七四

計 黄金線 金州西海岸線 旅大南線 旅大北線 旅大區間線 金大線 金普線 金曲線 金愛線 金孤線 登普線 亮普線 甘大線 小野田線 郊外線 小島線 老平島線 傅家庄線 傳家庄線

第六章 市内交通

石道街線	四七、四三五・三	八七、三四九	四、三三三・三四	八・九	
中央線	一、〇〇〇、九五三・一	二、一六二、四一一	一四一、四五二・七九	一四・一	
南部線	八五〇、九八四・五	二、三五六、二七四	二二七、八八五・一五	一五・〇	
北部線	一七五、一三三・六	二二五、一九〇	一一、〇九八・一五	六・三	
西部線	一一四、〇三五・七	一六七、〇一八	八、〇七七・五四	七・一	
日本橋線	五三四、六八二・五	一、一九七、五二六	五七、四五四・七四	一〇・七	
大連市内線小計	三、六〇二、九五五・四	七、一六八、三五〇	四四六、四〇〇・三九	二二・四	
旅順市内線	四八〇、三〇八・六	八三四、九五二	五三、一二四・四五	一一・一	
水師營線	六三、九八一・二	八二、七一三	八、三三六・八〇	二二・九	
旅順市内線小計	五四四、二八八・八	九一七、六六四	六一、三六一・二五	一一・三	
旅順職蹟線	五二、六二五・一	一六、五〇四	二四、三〇五・〇五	四六・二	夏季運轉日數 五五日
黃金嶺線	五、七五四・九	一九、三三二	一、一八・四〇	一九・四	夏季運轉日數 三五日
金州西海岸線	五、三六六・六	二、八八七	四〇九・二五	七・六	
貨切	二二三、〇七九・七	一一三、一一一	六三、三三八・二四	二九・七	
臨時	六七、七四五・九	四五、四三四	一五、六六一・〇七	二三・一	
特殊線小計	三四四、五七二・二	二〇七、二六八	一〇四、八二二・九一	三〇・四	
合計	八、三七八、三七二・一	一〇、三九〇、五五七・四	四〇三、三八六・五三	一六七	

一七六

(三)

大連市内に於ける乗用自動車業者は一時雨後の箱の如く續生して收拾出來ざる混亂状態を現出したが大連自動車株式會社の出現によつて或は合併し或は買収され僅少の個人營業を殘して大體に於て統制されたが昭和九年より滿洲內燃會社の創立を見るに至り小型自動車の街頭駐車が許可されるに及んで再び料金の競争を誘致し大連自動車會社は空車料金を制定し豆タクに對抗してゐた。從來大連に於ける自動料金は市内單一制として五十錢均一であつたが内燃會社の豆タクは三十錢均一としたので大連自動車に多大の恐成を受くるに至つた、空車料金は即ちこの豆タク對抗上の窮餘の策に過ぎず豆タク同様三十錢均一（許可前は四十錢）として應戦したのである。然るに豆タクは會社の内紛により形をひそめた爲乗用自動車は獨り大連自動車會社の占むるところとなつた。而して昭和十二年八月内地都市に習つてメーター制を實施するに至つた。

自動自轉車、自轉車、貨物自動車等は逐年増加の一途を辿りつゝあるも客馬車、人力車が退嬰の傾向を示しつゝあるは時代の進運に伴ふ必然の現象と謂はねばならぬ、左に大連市内四警察署管内に於ける諸車の數を計上して見るとした。昭和十一年十一月末現在

乗用自動車	七〇四	貨物自動車	三九〇
自動自轉車	一九三	自動馬車	三三、五五七
客馬車	三二八	客馬車	三、〇七三
人力車	九五〇	人力車	八、一四六
	一、七八八		

第五章 市内交通

第六章 雜

第一節 公設市場

公設市場の使命としては(一)市價の統一を圖ること(二)市價の引下を圖ること(三)衛生上危害のない新鮮な物品を供給すること(四)斤量、辨目等に不足のない取引を爲すこと等が擧げられてゐる。従て公設市場は市民が最も信頼し得る公的機關として常に大連市のみならず都市生活の上に缺くべからざる機關として特に重要性を有する譯であるが、更に重要な使命としては生産者と消費者とを直接に出合はせ、出來得る限り其の中間に介在する所謂仲介者を排して、供給物品の負擔を軽減ならしめ、以て生産者の利益を擁護すると共に消費者たる市民の利益を圖ることが必要である。

大連市が關東廳よ市場りの移管を受けたのは大正十五年であつた、其の後大連市は所謂公的機關として名實共立する市場たらしむべく努力を拵つて來たのである、現在市の公設市場は信濃町、山縣通、晴明臺、葛田、小崗子、大連西及千代田町の七箇所であるが逐年發展の一途を辿りつゝある市の現状より推して將來既設市場のみにては到底市民に圓滑なる配給は望まれないので市市場課では市發展の趨勢に應じて新規に市場を開設すべく着々準備を進めてゐる市民に對して、圓滑なる配給を爲さんとするには大規模の市場を小敷に止むより小規模なものでも隨所に設置することが市民としては便利であり亦小賣市場としてはそれが理想であるので今後市では人口の濃度に深甚の考慮を拂ひ生活必需品の圓滑なる配給と云ふことを根幹として施設する方針である。

既設公設市場は何れも相當の業績を擧げ、人口の増加に伴つて逐年賣揚げも好調を示してゐる、次表は昭和八年度

及九年度に於ける各公設市場の賣揚比較である。
小賣市場賣上高

市場別	十一年		十一年	
	十一年	十一年	十一年	十一年
信濃町	三、四六九、四八〇・五〇	三、四七二、七二〇・五〇		
山縣通	七六三、一四五・〇〇	五八四、三三二・〇〇		
大連西	四七六、九六五・三二	四三四、三六六・五六		
小崗子	一六一、二九七・〇〇	一六二、二一四・〇〇		
千代田	九〇、四七〇・〇〇	一一三、二六〇・〇〇		
葛田		六〇、一七七・八七		
晴明臺		七九、四四五・〇〇		
總計	四、九六一、三五七・八一	四、九一五、四二五・九三		

第二節 市營中央卸賣市場

世界大戰後に於ける物價の高騰は極度に個人の生活に脅威を與へ、就中生活食料品の公正なる相場の確立は望み得られない状態に在つたので政府は遂に大正十二年中央卸賣市場法を發令した。發令當時一部の猛烈なる反對を受け乍ら東京、大阪外四大都市に中央卸賣市場の實施方を指定した。

爾來時勢の潮はこれ等反對を黙殺して、今や全國各都市で先を争つて中央卸賣市場を設立し一方小賣市場との完全

なる相互連繫に因て消費體に單一或はこれに準ずる相場の公明を期してゐる。

しかし吾大連市に於ける當時の事情は既に小賣市場は存在してゐたが品種の單一相場は期し難く、中央卸賣市場の實施は緊急なる事項として市民より要望されてゐたので、市は昭和三年六月決然としてこれを實施することとし、入船町四番地に千五百坪の敷地の貸下げを受け市場事務を開設したのである。案の如く猛烈なる一部の反對を受けた、だが大連は内地と異り祖先傳來の世襲職業として存立するものではなく、よし中央卸賣市場が實施されてもその資格さへ具備すれば指圖問屋として荷受、清算の業務を爲すことが出来るのであるから設立反對の理由はおかしい。大連が地理的に見ても亦實質的にも純然たる消費市場ではなくて荷受の七割までが奥地への中繼だから中央卸賣市場の設立は無意味だと非難する向きもあつたが、これとて反對する正しい理由とはならぬ。

當時中央卸賣市場の間屋敷は日支人合せて三十三名、仲買人日支人合計六十四名で、野菜及果實がその取引種目であつた。現在に於ても取引種目に變化はなく遠く臺灣、支那、日本内地より近くは州の内外から集まるもので、昭和四年度に於ける取引高は輸入品のみでも二百六十四萬三千九十四圓の巨額に達してゐる。而して取引されたものは二割乃至五割の口銭を加算して、市は小賣市場の公道相場を作る順序となつてゐた。

然るに時代の進運と周囲の環境に市は深甚の考慮を拂ひ昭和七年十一月二十一日これを市營單一制に改めた。現在に於ける仲買人は日滿人を合せて四十二人で上場品は糧にかけ、清算業務は市に於てこれを爲し、上場額に應じて奨励金を交付し専ら場外取引の根絶に全力を傾注して居る、本制度採用後僅に三歳を閉したるに拘らず業績は極めて順調に進み市民の喜所と緊密の關係を有する食料品の價格統制に最善の努力を拂つてゐる。

中央卸賣市場取引高

生産地別	年度別			
	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度
第一部 日本	一、〇一〇、五四八、八九	一、〇九〇、四四五、八四	一、二五四、二七五、七〇	一、四〇四、二八、九一
第二部 臺灣	六五二、二五六、八八	七〇四、八七九、二〇	七四九、三一九、三七	八二六、九七六、二八
第三部 朝鮮	一一、三三三、二二	九、一三三、七五	九、三六一、二九	一八、九四七、三三
第四部 支那	一一、三三七、〇八	八、二五〇、〇〇	五、〇二二、四五	九、五二二、七〇
第五部 地物	六四、一五六、八二	六、六九八、八八	六、六一四、六六	六、〇二二、二七
計	一、八四二、五七〇、九八	一、八一九、二八二、六七	二、〇二四、五八三、四七	二、六五五、五七九、三八

第三節 屠 獸 場 (市立)

(A) 大連 屠 場 (大連市北崗子四五番地)

明治三十八年五月本場東隣の地に個人の經營に依り「バラック」建屠場を開設したるに始まり同四十四年四月關東都督府に買収經營せられ大正三年五月現在の地に改築工事を起し翌年三月竣工(現場建物の一部)同年六月十八日移轉開場したるもので爾來本市の膨脹發展に伴ふ食肉の需用増加は屠場の擴張を促すに至り大正十一年八月更に増築工事を起し同十二年一月竣工したが當時牛肉の内地輸出隆盛を極め屠場の狹隘を感ずるに至れるを以て更に増築の計畫を樹て大正十五年四月一日左記條件の下に本市に移管を受けると共に第一期の起工に着手し昭和三年増築計畫に基づく全工事を完成して現在に至つたものである。

- (1) 第一年 整地工事、大動物繋留所三棟新築
- (2) 第二年 回々教屠室、屠肉整理室、職員、傭人、屠夫、宿舍の新改築
- (3) 第三年 小動物繋留所三棟、大動物屠室、排水溝、渡廊下等の新改築

(B) 臺山分場 (大連市臺山町五〇番地)

當分場の設立されたのは北崗子本場に比較的遠距離にある沙河口方面營業者の懇望、會屯未檢査肉の市内侵入防止並に同方面に於て他者經營による屠場設立許可等の内報に接し之が實現すれば大連屠場歳入額に大變動あるを怖れ市當局に於ても種々研究の結果幾多の迂餘曲折を経て昭和二年十二月當所に一千六十九坪の敷地を選定して現分場の設立を見た。

爾後作業上必要と認めらるゝ施設並に法規の命ずる所に従ひ左の通り増築した。

- (1) 昭和三年十一月 病畜隔離所、豫備繋留所、番人小屋
- (2) 四年十一月 浸湯槽、屠肉貯藏室
- (3) 五年九月 屠室外コンクリート布設
- (4) 六年八月 三箇年繼續事業の煉瓦 竣工

(O) 寺兒溝分場 (大連市寺兒溝東山町九番地)

當分場の設立も臺山分場と同様の理由に基くもので昭和二年十二月當所に敷地八百三坪二合五勺を選定して現分場を設立したのである。

(1) 屠殺數 調

種別	大連屠場			臺山分場			寺兒溝分場			計
	大牛	中牛	小牛	馬	騾	驢	羊	豚	計	
大牛	八、五五六	四、〇八六	一、四七三	二	一	六六	七		八、五六三	
中牛	一、四七三	六一七	八五三	六八	七〇	三九			四、一五四	
小牛	一、二九四	一、五三五	三二四	一三	一	一			一、五二二	
馬	八五三	三二四	一三	七〇	一	一			九三三	
騾	一、二九四	一、五三五	三二四	一三	一	一			六八五	
驢	一、二九四	一、五三五	三二四	一三	一	一			一、四三三	
羊	一、二九四	一、五三五	三二四	一三	一	一			一、八〇三	
豚	二九、三九三	二〇、五五一	二二、一〇〇	五、九三三	六、〇四五				五五、八七六	
計	四八、二一九	二二、一〇〇	二二、一〇〇	六、〇四五	七五、二六四				七五、二六四	

備考 作業日數 二九一日

(2) 平均一日屠畜頭數

(昭和十一年度)

種別	大連屠場			臺山分場			寺兒溝分場			計
	大牛	中牛	小牛	馬	騾	驢	羊	豚	計	
大牛	二九、四〇〇	一四、〇四一	五、〇五八	〇、〇〇六	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	二九、四三四	
中牛	一四、〇四一	五、〇五八	二、一一〇	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一四、二七三	
小牛	二、一一〇	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	五、一九五	
馬	二、一一〇	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	二、三五三	
計	二九、四〇〇	一四、〇四一	二、一一〇	〇、〇〇六	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	二九、四三四	

種別	消費頭數	同上肉量	一人一箇年消費量	一人一日消費量
馬	二、九二七	〇・二四四	一八四	三、一七二
騾	一、〇七九	〇・〇四四	一、一三三	一、一三三
驢	四、四四六	〇・四四三	四、八八九	四、八八九
羊	五、二七四	〇・九一四	〇・〇〇三	六、一九二
山	一〇、一〇六	七、六三二	二〇、三八三	一九三、〇一一
豚				

備考 作業日數 二九二日

(1) 市内供給

大連市に於ける需要量は奥地及青島方面より多少の輸入ありとするも大部分は本市屠場屠殺肉を消費してゐる。

食肉、人口比例

(昭和十一年度)

種別	消費頭數	同上肉量	一人一箇年消費量	一人一日消費量
牛	九、三三〇	三三九、〇七九	二、二八三	六、三三〇
豚	五七、六九〇	一、〇一七、七六四	四、四四七	一、二二三
各畜合計	七二、二六〇	一、四〇一、六三七	三、七五八	一〇・三

備考 人口は 昭和十一年十二月末現在とす

(2) 市外供給 (輸出)

滿蒙肉は大正九年十二月五十六頭の試験的内地輸出を以て嚆矢とし爾來一進一退幾多の迂餘曲折を示しつつあり即ち或は加奈陀濠洲肉の進出或は青島肉に壓倒せらるゝ等種々なる原因に依り輸出不振に陥りたる時期ありしも滿蒙牛

は比較的低廉にして美味なるを以て近時漸く賞揚せらるゝに至り輸出當初に主として罐詰用として需用せられ専ら通稱金州肉と稱する關東州産復州地方の劣等種のみ輸出されてゐたが、其後海軍用に採用せられ需用の増加に伴ひ更に進んで蒙古種の優良種を出し又肥豚牛を輸出してより聲價愈々高まり今や内地小賣市場に於ても相當歡迎せられ前途頗る有望視されてゐる。

輸 出 肉 量 (牛)

年 次	正		肉		骨		付		計	
	頭數	肉量	頭數	肉量	頭數	肉量	頭數	肉量	頭數	肉量
昭和十年	三、九七五	一〇八、八〇〇	三、三三三	三、八八四	三、三三三	三、八八四	六、三三三	六、三三三	三、八八四	三、八八四
昭和十一年	五、三六〇	一七〇、〇五五	三、三三三	三、八八四	三、三三三	三、八八四	六、三三三	六、三三三	三、八八四	三、八八四

昭和八年は銀の高騰に依つて輸出を不利に陥れ加之遼西地方のベストの猖獗匪賊の横行等に禍されて産牛地復州莊河縣よりの輸入を阻止されたる等の諸原因に基き減少を餘儀なくされたものである。

第四節 倉 庫

吾大連が滿蒙の咽喉を扼し陸は歐亞を繋ぐ鐵道の起點であり、海は各地要港との間に自由港としての眞價を發揮し世界的商港として重要視さるゝに至れるは屢々述べたる如くであつて、配給市場として亦中繼市場として牢固たる地位を有することは地理的に見ても容易に首肯せらるゝ所である。而して配給乃至中繼市場として缺くべからざるものは倉庫である。大連に於ける倉庫業の發達は斯した環境に恵まれたもので、内地何れの都市でも倉庫施設に至つては

第五節 通貨

滿洲に於ける通貨は滿洲中央銀行發行紙幣(百圓、十圓、五圓、一圓、五角)及補助鑄貨(白銅貨幣一角、五分、青銅貨幣一分、五厘)を以て法貨とし中央銀行は紙幣發行高の三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國銀行に對する金銀預け金を保有する事を要するものとし、昭昭九年七月一日より在來固有の通貨は一切其の流通を禁止さるゝ事になつた。

此外朝鮮銀行の發行に係る金券が關東州、滿鐵沿線及其他滿洲主要都市に流通を見てを。而して大連に於て現在通用しをる通貨は邦貨と朝鮮銀行の發行せる金券、滿洲中央銀行の發行せる通貨の三種である。

而して經濟的不可分關係に在る日滿兩國の幣制の相違は完全なる經濟提携に重大なる支障ありとされ各方面に之れが統制を要望されたので、滿洲國は獨特の銀本位管理通貨制度を採用することとし日滿間の幣制は統一せられるに至つた。茲に於て、附屬地及關東州に滿洲國々幣が流通するの當然のことである。

第六節 雜

大連市が逐年人口の増加を示してゐることは、第一章第三節に就いて之を見れば瞭然たる事實であるが、膨脹に伴つて市街地の狹隘となり年々郊外に侵入してゐる状態で、關東州でも大連市現在の推移を頗る重大視し、豫て都市計畫委員會を設けて各方面の權威者を網羅し、人口百萬を目標に都市計畫案が審議されてゐるが、最近に於ける工業都

市としての大連の重要性は徒にこれが遷延を許さぬものがあり、市街地と工業地區の分野を判然と區分することは、近代的都市としての要因であり、都市の美觀上からも煤煙防止の見地からも等閑に附し得ない事情に迫られてゐる。然るに昭昭十二年十二月一日より關東州行政機構改革により近郊會屯の一部が市に編入せられ面積約三倍半に擴大、人口は一躍五十萬を抱擁する内地六大都市に次ぐ大都會となつたわけである、この一事を以て思推するも行き詰れる大連市の全貌を窺ふに充分であらう、次は關東州廳都市計畫委員會に於ける計畫案であるが、何れの案によつて實行されるかは確立してゐないので、單なる參考の資料として掲げて置く。

都市計畫豫定區域

種別	計畫當時の狀態		將來の豫想		全區域の面積に對する%	一ヘクタール當り人口
	區域內會數	面積(ヘクタール)	利用面積(ヘクタール)	標準容度		
市部一市	1	1,000,000	1,000,000	100	100	100
近郊四會	4	1,000,000	1,000,000	100	100	100
外郊七會	7	1,000,000	1,000,000	100	100	100
全區域一市十一會	11	1,000,000	1,000,000	100	100	100

備考 近郊 老虎灘會、嶺前會、西山會、樂家屯會
外郊 香溝會、小平島會、周水子會、海貓屯會、革鎮堡會、南關鎮會、大通溝會

第二案

市部	近郊	外郊	全區
一市	七會	四會	一市十一會
面積(坪)	3,500,000	7,800,000	11,300,000
ヘクタール積	350	780	1130
收容人口	40,000	80,000	120,000
一人當坪數	100	100	100
對全區域に	35%	70%	100%
一ヘクタール	1.1	1.1	1.1

備考 近郊、老虎溝會、嶺前會、西山會、樂家屯、小平島會、周水子會、海捕屯會
外郊 登瀛會、革鎮堡會、南崗會、大連灣會

註 市部は昭和十二年十二月市域擴張以前を表はす

全面積

市部	近郊	外郊	全區
一市	四會	七會	一市十一會
面積(坪)	3,500,000	7,800,000	11,300,000
ヘクタール積	350	780	1130
收容人口	40,000	80,000	120,000
一人當坪數	100	100	100
對全區域に	35%	70%	100%
一ヘクタール	1.1	1.1	1.1

註 市部は昭和十二年十二月市域擴張以前を表はす

昭和十三年四月二十五日印刷
昭和十三年五月一日發行

非賣品

大連市薩摩町大連市產業課
編輯人 丸山郁之助

大連市東公園町三十一番地
印刷人 吾妻力松

大連市東公園町三十一番地
印刷所 滿洲日日新聞社印刷所

發行所 大連市役所